

広島県・市町共同利用電子入札等システム

# 資格審査システム

<受注者向け操作マニュアル>

Rev1.3

令和6年11月

## 目次

1章 はじめに (P. 1)

2章 共通操作 (P. 3)

1. システムの起動	P. 4
2. システムの終了	P. 14
3. 印刷について	P. 15
(参考) 資格審査システムメニューについて	P. 16
(参考) 市区町村選択ボタン	P. 26
(参考) カレンダーボタン	P. 27
(参考) CSV取込	P. 28

## 3章 各種申請(工事編) (P. 36)

1. 当初認定申請	P. 37
2. 当初認定申請【訂正申請】	P. 44
3. 追加認定申請	P. 52
1.1 新規追加申請	P. 53
2.1 業種追加申請【初回ユーザ】	P. 60
2.2 業種追加申請【一般ユーザ】	P. 68
3.1 申請先追加申請【初回ユーザ】	P. 76
3.2 申請先追加申請【一般ユーザ】	P. 84
4. 変更届申請	P. 91
5. 取下申請	P. 99
1.1 全取下申請【初回ユーザ】	P. 99
1.2 全取下申請【一般ユーザ】	P. 104
2.1 一部業種取下申請【初回ユーザ】	P. 109
2.2 一部業種取下申請【一般ユーザ】	P. 114
3.1 一部申請先取下申請【初回ユーザ】	P. 119
3.2 一部申請先取下申請【一般ユーザ】	P. 124

## 4章 各種申請(コンサル編) (P. 129)

1. 当初認定申請	P. 129
2. 当初認定申請【訂正申請】	P. 139
3. 追加認定申請	P. 149
1.1 新規追加	P. 150
2.1 業務追加申請【初回ユーザ】	P. 159
2.2 業務追加申請【一般ユーザ】	P. 169
3.1 申請先追加申請【初回ユーザ】	P. 178
3.2 申請先追加申請【一般ユーザ】	P. 188
4. 変更等届出	P. 197
5. 取下げ申請	P. 205
1.1 全取下申請【初回ユーザ】	P. 205
1.2 全取下申請【一般ユーザ】	P. 210
2.1 一部業務取下申請【初回ユーザ】	P. 215
2.2 一部業務取下申請【一般ユーザ】	P. 220
3.1 一部申請先取下申請【初回ユーザ】	P. 225
3.2 一部申請先取下申請【一般ユーザ】	P. 230

## 5章 利用者登録番号再発行 (P. 235)

1. 利用者登録番号再発行申請	P. 236
-----------------	--------

## 1章 はじめに

広島県・市町共同利用電子入札等システムは、入札参加資格審査申請や変更申請等の資格申請手続と、入札参加希望書や入札書の提出等の入札手続をインターネットで電子的に行うシステムです。資格申請や入札等の手続を従来の紙ベース方式から電子的方式に変えることにより、参加者の利便性向上、透明性の確保、公正な競争の促進を図ります。

### ◆資格申請等の電子受付

入札参加資格審査申請や変更届申請等をインターネット経由で受け付けるシステムです。

広島県と県内市町の共同利用システムのため、申請項目は統一され一回の入力で複数の自治体に一括提出することが可能です。

これにより、受注者が発注者毎に申請を行うための移動や待ち時間などの負担を軽減できます。

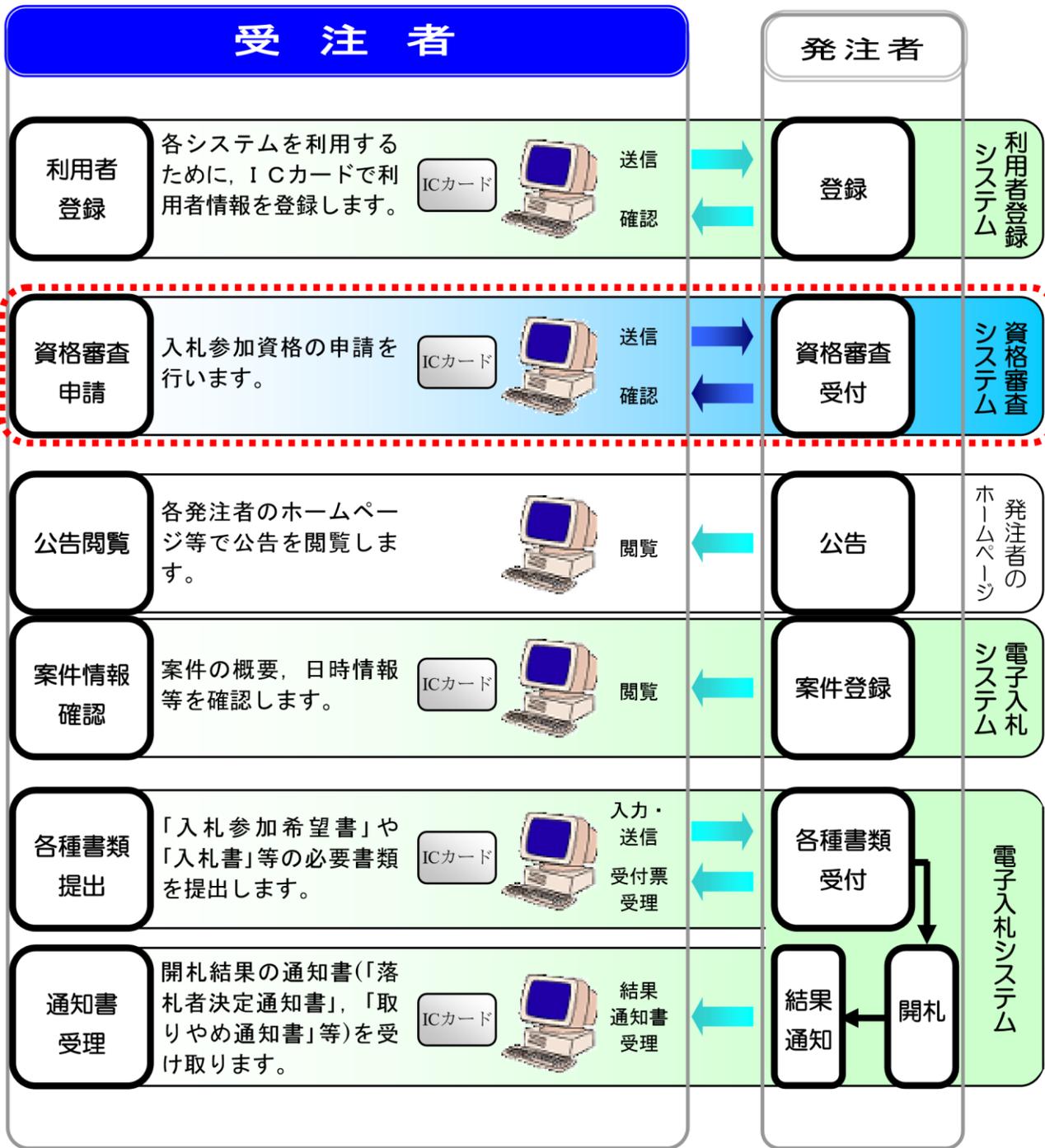
### ◆電子入札の導入

入札参加希望書や入札書の提出、落札者決定通知書の受理等の入札に関する一連の手続をインターネット上で行います。

従来の入札では、受注者は入札案件の閲覧や入札等のために発注者の指定した日時に所定の場所に出向く必要がありましたが、電子入札の導入により、発注者先までの移動時間やコストが縮減され、情報を瞬時に入手することができ、入札参加機会が増加します。

また、本システムは電子入札コアシステムを採用しており、国や他県とも画面やICカードなどが共通ですので、効率よく導入することができます。

◆全体の流れ



このマニュアルは、資格申請等の電子受付を行う「資格審査システム」について説明しています。  
 ※マニュアル上の画面は開発中のものであり、実際の画面とは異なる箇所もあります。



システムを使用するには、必ず事前に利用者登録が必要です。  
 利用者登録の操作方法については、「利用者登録」マニュアルをご確認ください。  
 また、各申請項目の内容については、「電子申請の手引き」を参照して入力を行ってください。

## 2章 共通操作

この章では、共通的な操作方法について説明します。

# 1 システムの起動

各申請内容の入力画面を表示するには、資格審査システムにログインし、資格審査システムメニュー画面で目的とする申請処理を選択します。

## ◆操作の流れ

### 1) 資格審査システムの起動

ポータルサイトから、電子入札等システムの受注者画面を表示し、資格審査システムを起動します。



### 2) 利用者認証

ICカードを挿入し、PIN番号を入力、もしくは、利用者登録番号と商号又は名称を認証します。



### 3) 資格審査システムメニュー

資格審査を行うメニューを選択します。



### 4) 工事・コンサルメニュー

申請区分を選択します。



### 各種申請画面

建設工事の各種申請画面については、**3章 各種申請(工事編)**を参照してください。  
測量・コンサルタントの各種申請画面については、**4章 各種申請(コンサル編)**を参照してください。

### 5) 受付票再発行・申請履歴表示

過去一年間の申請書提出履歴を参照し、受付票再発行を行う受付番号を指定します。



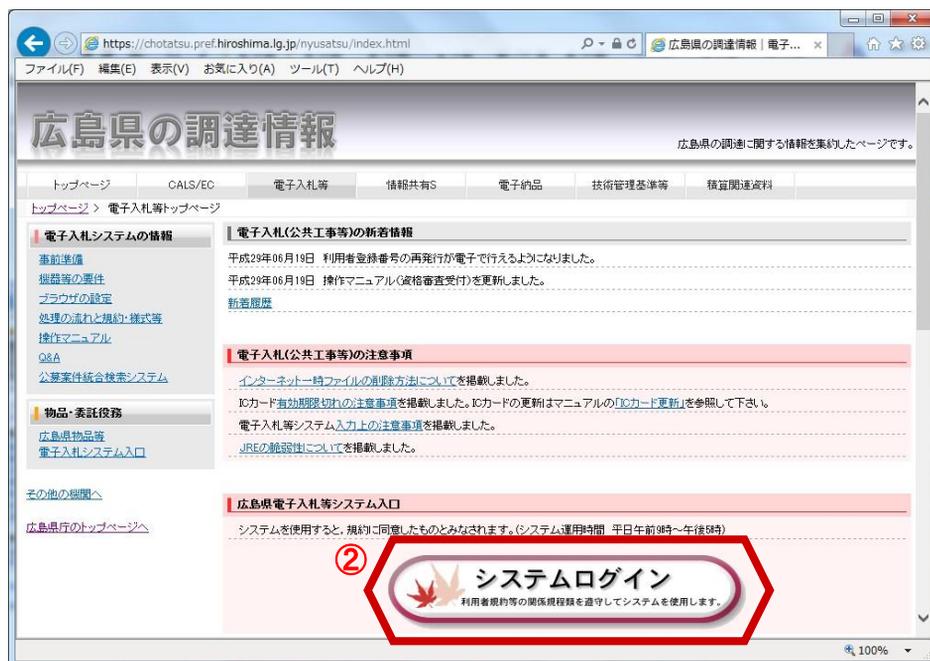
### 6) 受付票発行

受付票を印刷します。

## 1) 資格審査システムの起動

資格審査システムは、「電子入札等トップページ」

(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/>) から起動します。



①画面を下にスクロールします。

②「システムログイン」をクリックします。



電子入札等システムをご使用いただくには、事前に準備作業を行っていただくとともに、利用者規約等の規約を十分に理解し遵守していただく必要があります。  
「システムログイン」をクリックしご使用になる前には、必ず事前準備、処理の流れと規約・様式等にて、必要な準備作業や規約等の内容確認を行ってください





③ **工事、業務** をクリックします。



④ ログイン方法を選択します。

- ・ ICカードを使用する場合  
→ 2-1) 参照
- ・ ICカードを使用しない場合  
→ 2-2) 参照



## 2-1) ICカードを使用する場合の利用者認証



①日時が表示されたことを確認します。日時が表示されるまでは操作しないでください。

②資格審査システムをクリックします。

PIN番号入力ダイアログ画面が表示されたら、IC カードを挿入し、利用者認証を行います。

①認証局発行のPIN番号（暗証番号）を入力します。

②「OK」をクリックします。



## PIN番号入力について

PIN番号入力欄には、何を入力しても“\*”が表示されますので、入力間違いの無いよう、確実に入力してください。特に次の点に注意しましょう。

- ・日本語入力モードが有効になっていませんか。
- ・CapsLockが有効になっていませんか。（大文字小文字を区別します。）
- ・NumLockが有効になっていませんか。

尚、入力を複数回間違えるとICカードが使用できなくなりますので、十分に注意してください。

ICカードとは、電子認証局から発行される電子認証書のことです。これによって電子的な本人確認が実現されます。

またPIN番号とはそのカードに対応する暗証番号のことです。

## 2-2) ICカードを使用しない場合の利用者認証

① 「利用者登録番号」及び「商号又は名称」を入力します。

② ログインをクリックします。



### 商号又は名称の入力について

「商号又は名称」は、全角で入力してください。また、次の点にご注意ください。

- ・株式会社の場合 → 全角3文字で（株）と入力。
- ・有限会社の場合 → 全角3文字で（有）と入力。

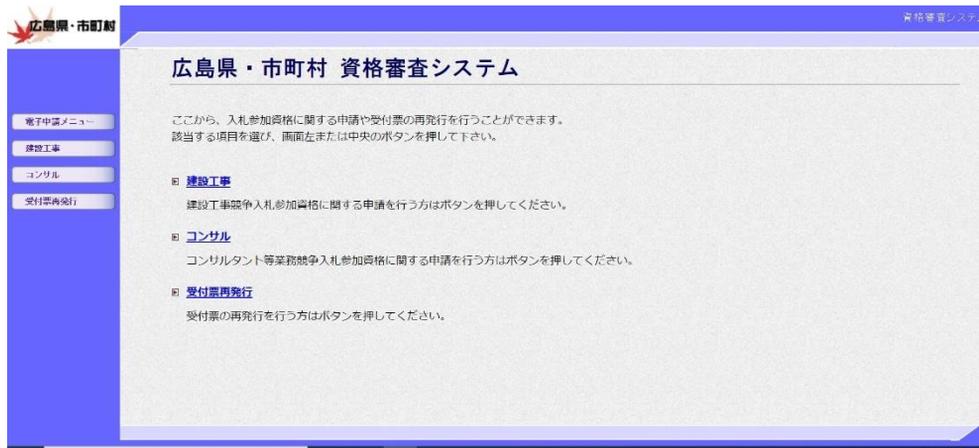
また、「電子入札等システムの利用開始について（通知）」の左上の宛先（商号又は名称）と同じ文字を入力してください。



3) 資格審査システムメニュー ^

### 3) 資格審査システムメニュー

資格審査を行うメニューを選択します。



建設工事またはコンサルをクリックした場合



### 4) 工事・コンサルメニュー ^

受付票再発行をクリックした場合



### 5) 受付票再発行・申請履歴表示 ^

画面左のボタンについて

電子申請メニューボタンをクリックした場合、資格審査システムメニューへ遷移します。

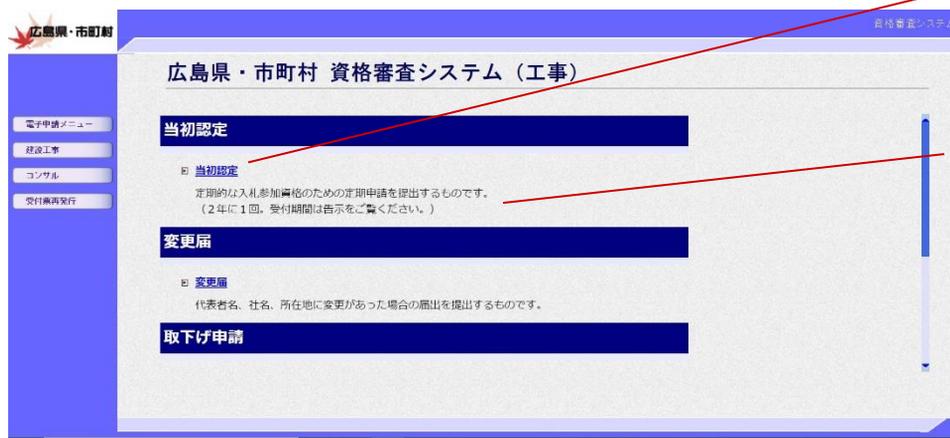
建設工事ボタンをクリックした場合、工事メニューへ遷移します。

コンサルボタンをクリックした場合、コンサルメニューへ遷移します。

受付票再発行ボタンをクリックした場合、受付票再発行・申請履歴表示画面メニューへ遷移します。

## 4) 工事・コンサルメニュー

申請区分を選択します。



メニューの中から申請内容にあわせてリンクをクリックします。

リンクの下に説明文が表示されています。



申請期間中⇔申請期間外、初回ユーザ⇔一般ユーザのいずれであるかにより、使用できるリンクが表示されます。  
詳しくは、(参考) 工事・コンサルメニューについてを参照してください。



各種申請画面 ^

建設工事の各種申請については、3章 各種申請(工事編)を参照してください。  
測量・コンサルタントの各種申請については、4章 各種申請(コンサル編)を参照してください。

## 各種申請画面

各申請画面の有効時間について説明します。

①画面の有効時間内に  
入力が終わらない場合、  
時間延長をクリックします。



各申請画面の有効時間は40分です。  
時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンをクリックしてください。

## 5) 受付票再発行・申請履歴表示

過去一年間の申請書提出履歴を参照し、受付票再発行を行う受付番号を指定します。

受付票再発行・申請履歴表示画面

過去一年間の申請書提出履歴を参照し、対象の申請を選択してください。  
一覧の受付番号を選択すると、下記フィールドにその番号が表示されます。

提出件数：6件

受付番号	分野区分	申請区分	申請書提出日
N000032-666666-20220427-02	工事	業種取下 (初)	令和04年04月27日
O000044-666666-20220427-03	工事	申請先取下 (初)	令和04年04月27日
M000038-666666-20220427-01	工事	全取下 (初)	令和04年04月27日
H018259-666666-20220425-03	コンサル	当初認定 (初)	令和04年04月25日
H018258-666666-20220423-02	コンサル	当初認定 (初)	令和04年04月23日
H018227-666666-20220412-01	コンサル	当初認定 (初)	令和04年04月12日

受付番号  -  -  -

①再発行したい受付票の  
受付番号をクリックします。

②「再発行」  
をクリックします。

「再発行」をクリックすると、送信完了兼 受付票画面が子画面で起動します。

「戻る」をクリックすると、前画面(資格審査システムメニュー画面)に戻ります。



## 6) 受付票発行 ^

## 6) 受付票発行

受付票を印刷します。

広島県・市町村

資格審査システム

① 印刷

### 当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面

**受付番号 : H0182276666662022041201**

申請先自治体に送信が完了しました。

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
(複数枚ある場合、全て郵送又は持参の対象となります。)  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: コンサル
企業 I D	: 66666666666
商号又は企業名称	: 新規業者 C
連絡先電話番号	: 000-000-0003
e - M A I L	: test003@test.co.jp

※受付番号は必ず控えて下さい。受付番号がない場合、印刷不良などの受付票の再発行が出来ません。  
※再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。  
<申請先自治体への納税義務について>

② 閉じる

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「閉じる」をクリックすると、現在の画面を閉じます。

## 2 システムの終了

システムを終了する場合は、画面右上の「X」をクリックします。



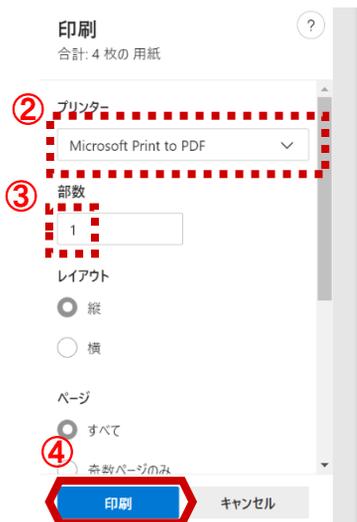
① 「X」をクリックします。

# 3 印刷について

各申請画面で「印刷」をクリックすると、表示されている内容を印刷します。



① 「印刷」ボタンをクリックします。



②印刷を行うプリンターを指定します。

③必要に応じて、部数等を指定します。

④「印刷」をクリックします。

## (参考) 工事・コンサルメニューについて

工事・コンサルメニュー画面は、期間や申請者の利用状況により表示されるリンクが異なります。ここでは、工事・コンサルメニュー画面について説明します。

### ◆確認内容

#### 1) リンクの表示期間について

各リンクの表示期間について説明します。

#### 2) 初回ユーザと一般ユーザについて

システムで区別されるユーザの状態について説明します。

#### 3) 各リンクの処理内容について(工事)

各リンク(工事)の処理内容について説明します。

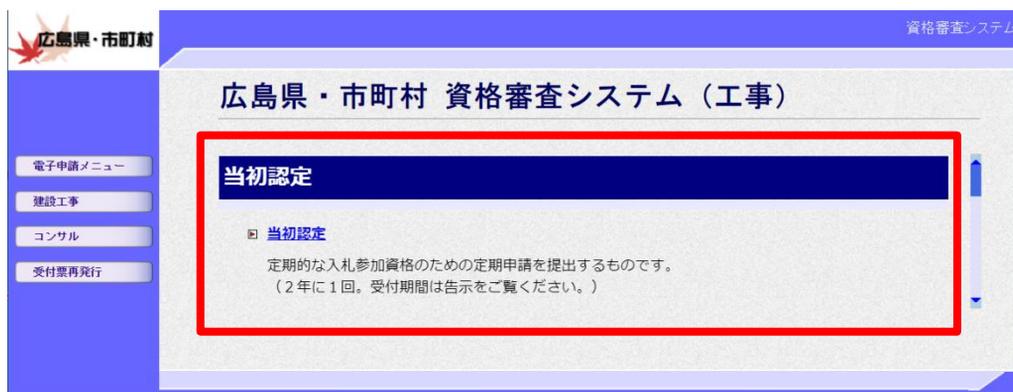
#### 4) 各リンクの処理内容について(コンサル)

各リンク(コンサル)の処理内容について説明します。

## 1) リンクの表示期間について

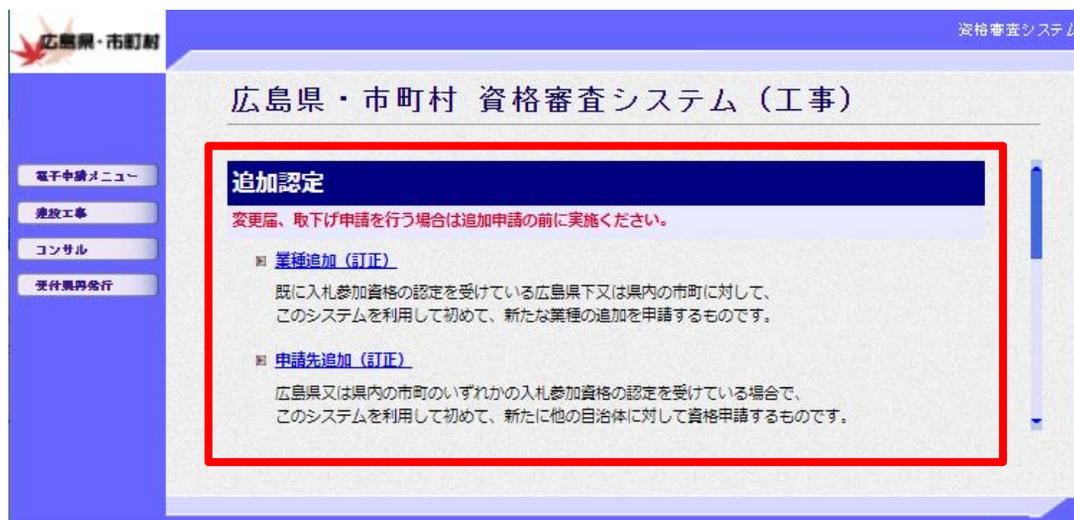
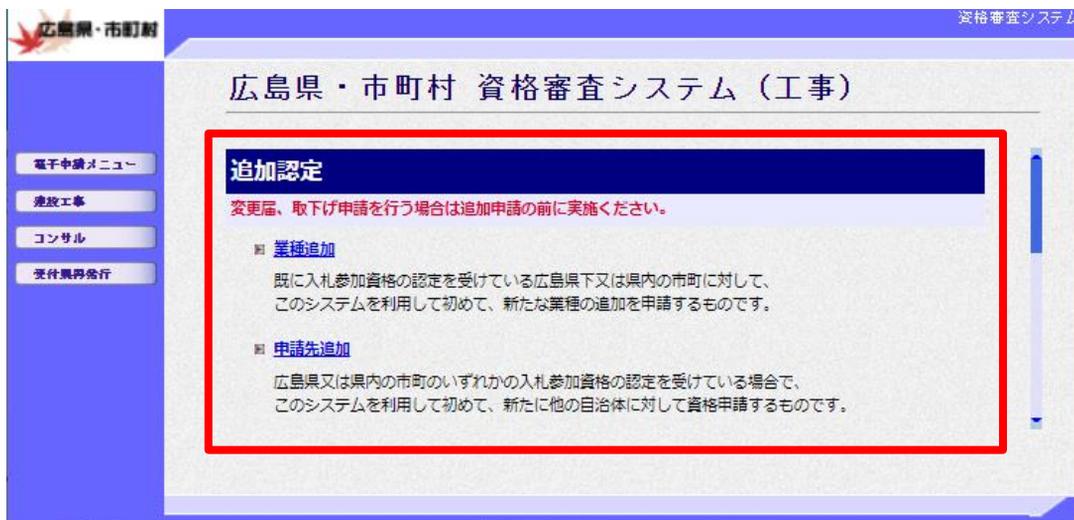
工事・コンサルメニュー画面には、一定期間のみ表示されるリンクと、常時表示されるリンクがあります。

### ●当初申請の受付・訂正期間中のみ表示



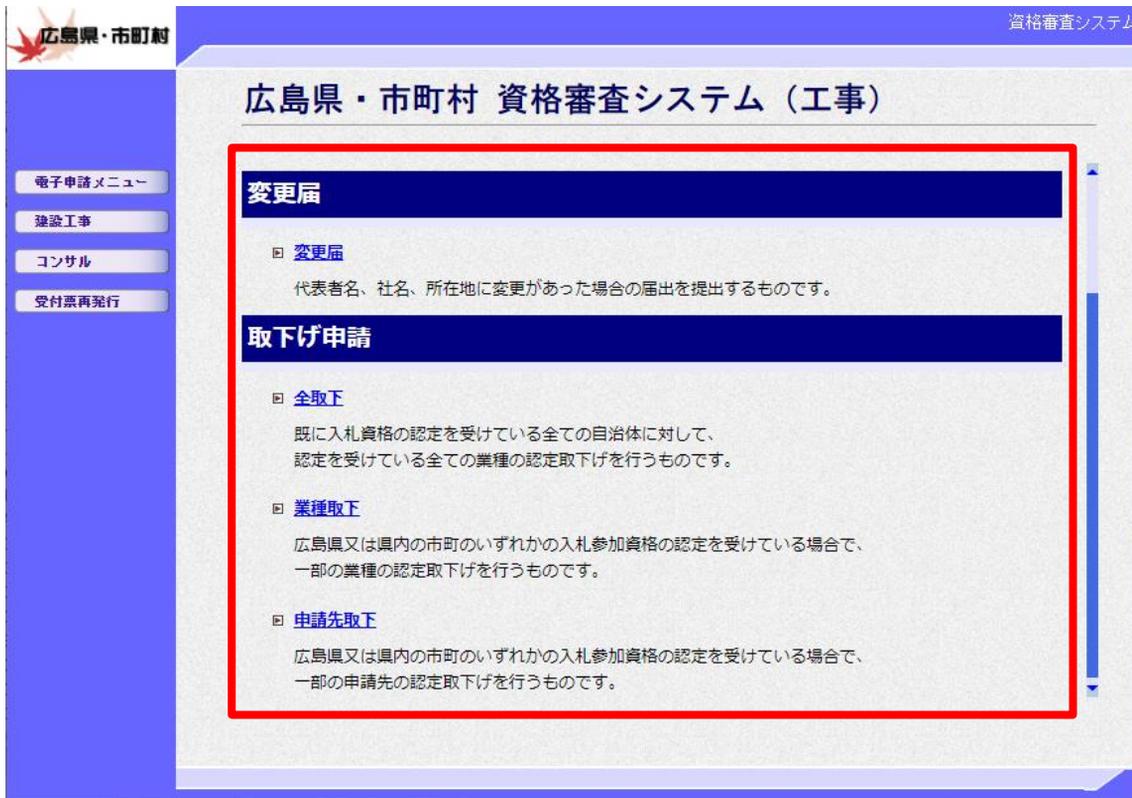
訂正期間中はリンクの横に(訂正)と表示します。

● 追加申請の受付・訂正期間中のみ表示



訂正期間中はリンクの横に(訂正)と表示します。

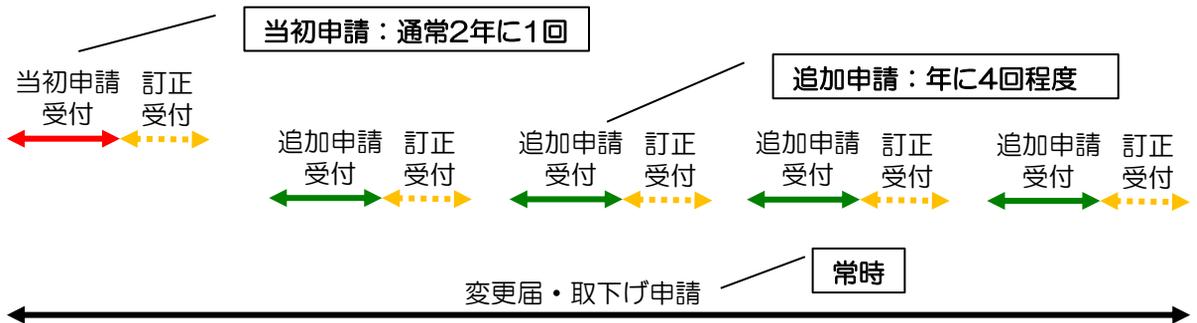
● 常時表示



## 訂正とは

資格審査期間終了後に、申請中の内容についての異動等があった場合に行っていただくものです。但し、申請業種に関する訂正はできません。また、訂正できる期間はその都度定めることとします。

## 各申請（訂正）の受付期間のイメージ



## 変更届と取下げについて

変更届と取下げについては、現在有効な資格についてのみ行うものです。

## 2) 初回ユーザと一般ユーザについて

資格審査システムメニュー画面では、申請者が「初回ユーザ」か「一般ユーザ」かによって、それぞれの画面が表示されます。

### 「初回ユーザ」とは

- ・広島県および県下市町いずれの入札参加資格認定も受けていない業者。
- ・これまでに広島県および県下市町いずれかの入札参加資格認定を受けているが、資格審査システムを利用して、当初認定申請または追加認定申請を行ったことがない業者。  
変更等届出、取下げ申請（全取下げ、一部業種取下げ、一部申請先取下げ）しか行った事がない業者も含まれます。

### 「一般ユーザ」とは

- ・これまでに広島県および県下市町いずれかの入札参加資格認定を受けている業者で、資格審査システムを利用して当初認定申請または追加認定申請を行ったことがある業者。

### ●初回ユーザの表示画面

広島県・市町村 資格審査システム (工事)

電子申請メニュー  
建設工事  
コンサル  
受付履歴発行

資格審査システム

**当初認定**

- [当初認定 \(初\)](#)  
定期的な入札参加資格のための定期申請を提出するものです。  
(2年に1回。受付期間は告示をご覧ください。)

**変更届**

- [変更届 \(初\)](#)  
代表者名、社名、所在地に変更があった場合の届出を提出するものです。

**取下げ申請**

- [全取下 \(初\)](#)  
既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、  
認定を受けている全ての業種の認定取下げを行うものです。
- [業種取下 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、  
一部の業種の認定取下げを行うものです。
- [申請先取下 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、  
一部の申請先の認定取下げを行うものです。

## ●一般ユーザの表示画面

The screenshot shows the main menu of the 'Hiroshima Prefecture - City/Town/Village Qualification Review System (Construction)'. The page title is '広島県・市町村 資格審査システム (工事)'. The left sidebar contains navigation links: '電子申請メニュー', '建設工事', 'コンサル', and '受付業務発行'. The main content area lists three categories:

- 当初認定**
  - **当初認定**  
定期的な入札参加資格のための定期申請を提出するものです。  
(2年に1回、受付期間は告示をご覧ください。)
- 変更届**
  - **変更届**  
代表者名、社名、所在地に変更があった場合の届出を提出するものです。
- 取下げ申請**
  - **全取下**  
既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業種の認定取下げを行うものです。
  - **業種取下**  
広島県又は県内の市町のいずれかに入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の業種の認定取下げを行うものです。
  - **申請先取下**  
広島県又は県内の市町のいずれかに入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の申請先の認定取下げを行うものです。

**注意** 「初回ユーザ」の場合  
当初または追加認定を申請した後その申請の訂正期間が終了するまでは、初回ユーザの画面を表示します。訂正期間が終了すると一般ユーザとなり、一般ユーザの画面を表示します。

### 3) 各リンクの処理内容について (工事)

申請内容に応じてリンクをクリックします。

#### ●初回ユーザ

広島県・市町村 資格審査システム (工事)

当初認定

■ [当初認定 \(初\)](#) ①  
定期的な入札参加資格のための定期申請を提出するものです。  
(2年に1回。受付期間は告示をご覧ください。)

追加認定

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

■ [新規申請 \(初\)](#) ①  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。

■ [業種追加 \(初\)](#) ②  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業種の追加を申請するものです。

■ [申請先追加 \(初\)](#) ③  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業種に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

変更届

■ [変更届 \(初\)](#) ④  
代表者名、社名、所在地に変更があった場合の届出を提出するものです。

取下げ申請

■ [全取下 \(初\)](#) ⑤  
既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業種の認定取下を行うものです。

■ [業種取下 \(初\)](#) ⑥  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の業種の認定取下を行うものです。

■ [申請先取下 \(初\)](#) ⑦  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の申請先の認定取下を行うものです。

● 一般ユーザ



	会社の基本情報		経営事項審査情報		業種		申請先	
	申請期間	訂正期間	申請期間	訂正期間	申請期間	訂正期間	申請期間	訂正期間
①当初認定申請 新規追加申請	登録	修正	登録	経審訂正 期間のみ 修正可	登録	—	登録	—
②業種追加申請					追加	—	—	—
③申請先追加申請					—	—	追加	—
	常時							
④変更等届出	変更		—		—		—	
⑤全取下げ申請	すべて削除		すべて削除		すべて削除		すべて削除	
⑥一部業種取下げ 申請	—		—		一部削除		—	
⑦一部申請先取下げ 申請	—		—		—		一部削除	

## 4) 各リンクの処理内容について (コンサル)

申請内容に応じてリンクをクリックします。

### ●初回ユーザ

広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

電子申請メニュー  
建設工事  
コンサル  
受付票再発行

**当初認定**

- 当初認定 (初)
 

定期的な入札参加資格のための審査申請を提出するものです。  
(2年に1回。受付期間は告示をご覧ください。)

**追加認定**

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- 新規申請 (初)
 

これまで広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めての申請を行うものです。
- 業務追加 (初)
 

既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、このシステムを利用して初めて、新たな業務の追加を申請するものです。
- 申請先追加 (初)
 

広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、このシステムを利用して初めて、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

**変更届**

- 変更届 (初)
 

代表者名、社名、所在地に変更があった場合の届出を提出するものです。

**取下げ申請**

- 全取下 (初)
 

既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業務の認定取下げを行うものです。
- 業務取下 (初)
 

広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の業務の認定取下げを行うものです。
- 申請先取下 (初)
 

広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の申請先の認定取下げを行うものです。

●一般ユーザ

**広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)**

**当初認定** ①  
 □ 当初認定  
 定期的な入札参加資格のための審査申請を提出するものです。  
 (2年に1回。受付期間は告示をご覧ください。)

**追加認定** ② ③  
 変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。  
 □ 業務追加  
 既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、  
 新たな業務の追加を申請するものです。  
 □ 申請先追加  
 広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、  
 既に資格認定を受けている業種に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

**変更届** ④  
 □ 変更届  
 代表者名、社名、所在地に変更があった場合の届出を提出するものです。

**取下げ申請** ⑤ ⑥ ⑦  
 □ 全取下  
 既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、  
 認定を受けている全ての業務の認定取下げを行うものです。  
 □ 業務取下  
 広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、  
 一部の業務の認定取下げを行うものです。  
 □ 申請先取下  
 広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、  
 一部の申請先の認定取下げを行うものです。

	会社の基本情報		経営状況等		業務		申請先	
	申請期間	訂正期間	申請期間	訂正期間	申請期間	訂正期間	申請期間	訂正期間
①当初認定申請 新規追加申請	登録	修正	登録	修正	登録	一部情報のみ 修正可  (希望業務 情報は不可)	登録	—
②業務追加申請					追加		—	—
③申請先追加申請					—		追加	—
	常時							
④変更等届出	変更		—		一部情報のみ修正可 (希望業務情報は不可)		—	
⑤全取下げ申請	すべて削除		すべて削除		すべて削除		すべて削除	
⑥一部業務取下げ 申請	—		—		一部削除		—	
⑦一部申請先 取下げ申請	—		—		—		一部削除	

## (参考) 市区町村選択ボタン

各入力画面の市区町村を入力する際に「市区町村選択ボタン」から入力を行います。  
ここでは、市区町村選択ボタンについて説明します。

### ●入力画面

当初認定 申請入力画面  
入力開始時刻は18:10:50です。

業者基本情報

01 法人・個人の区分  法人  個人

02 法人番号

03 名称又は名称（フリガナ）

04 商号又は名称（漢字等）

05 代表者役職

06 代表者氏名（漢字等）

07 郵便番号（主たる営業所へ未定）

08 主たる営業所の所在地市区町村コード（本設）  **市区町村選択**

09 主たる営業所の所在地（漢字等）

①「市区町村選択」をクリックすると、市区町村選択画面が起動します。

### ●市区町村選択画面

市区町村選択

都道府県 **広島県**

**検索** クリア

0件

No.	コード	市区町村名称
(途中画面省略)		

キャンセル

②リストから県を選択します。

③「検索」をクリックします。

④設定した県の市区町村を表示します。

検索結果から、No.、コード、市区町村名称のいずれかをクリックすると、市区町村選択画面を閉じて、入力項目に反映します。

「クリア」をクリックすると、市区町村選択画面を閉じて、入力項目に空白を設定します。

「キャンセル」をクリックすると、市区町村選択画面を閉じます。

## (参考) カレンダーボタン

各入力画面の日付を入力する際に「カレンダーボタン」からも入力ができます。  
ここでは、カレンダーボタンについて説明します。

### ●入力画面

当初認定 申請入力画面  
入力開始時刻は18:10:50です。

基本事項

大臣・知事コード [01] 国土交通省

1.0 現在の建設業の許可番号 許可番号 [R0002] (R:専業種, 0:政令, 2:準) **①**

許可年月日 [2022年03月15日] **①**

1.1 (旧)建設業の許可番号 旧許可番号 [R0002] (R:専業種, 0:政令, 2:準)

1.2 主たる営業所の電話番号 [03-932-0301] (R:専業種, 0:政令, 2:準)

1.3 F A X番号 [03-932-0302] (R:専業種, 0:政令, 2:準)

1.4 Eメールアドレス [front@29-net.co.jp] (R:専業種, 0:政令, 2:準)

1.5 Eメールアドレス区分  法人番  専和当番

1.6 県内営業所の有無  なし  あり

次へ

①カレンダーボタンをクリックすると、カレンダーが起動します。

### ●カレンダー

カレンダー選択

表示年月 [令和 2] 年 [4] 月

令和 2年 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

令和 2年 4月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

令和 2年 5月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

消去 取消

②リストから「年」を選択します。

③リストから「月」を選択します。

④設定した年月の前後1か月分のカレンダーを表示します。

設定したい日付をクリックすると、カレンダーを閉じて、入力項目に反映します。

「消去」をクリックすると、カレンダーを閉じて、入力項目にブランクを設定します。

「取消」をクリックすると、カレンダーを閉じます。

## (参考) CSV取込

工事・コンサルの当初認定画面では、業者基本情報と営業所情報を入力する必要があります。

これらの作業を、CSV作成ツール（Excel）を事前に準備することでweb画面での入力を短縮することができます。

ここでは、その方法を説明します。

### ◆確認内容

#### 1) CSV作成ツールについて

CSV作成ツールについて説明します。

#### 2) CSV作成ツールの使い方

CSV作成ツールで取り込み用のファイルを作成する方法について説明します。

#### 3) CSV取込ボタンについて

当初認定 申請入力機能で使用できる、CSV取込ボタンについて説明します。

## 1) CSV作成ツールについて

取り込み用のCSV作成ツールについて説明します。

ツールは以下の通り、

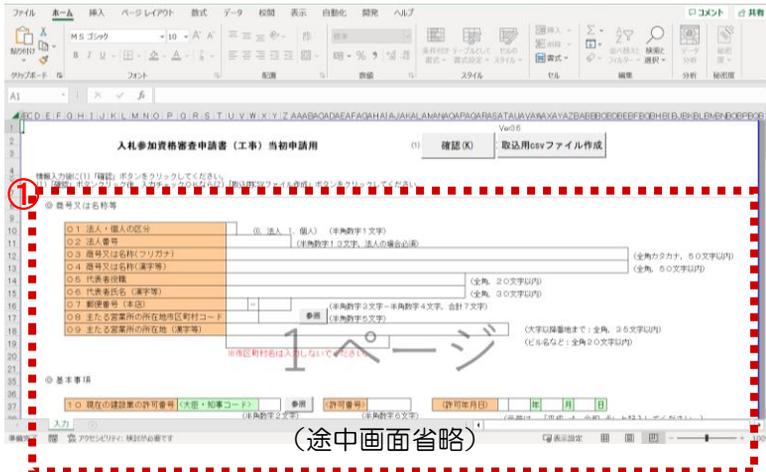
工事の「業者基本情報」と「営業所情報」、

コンサルの「業者基本情報」と「営業所情報」に分かれています。

項目名	ツール名
工事 業者基本情報	01_kouji_toushos.xlsx
工事 営業所情報	02_kouji_eigyousyo.xlsx
コンサル 業者基本情報	03_consul_toushos.xlsx
コンサル 営業所情報	04_consul_eigyousyo.xlsx

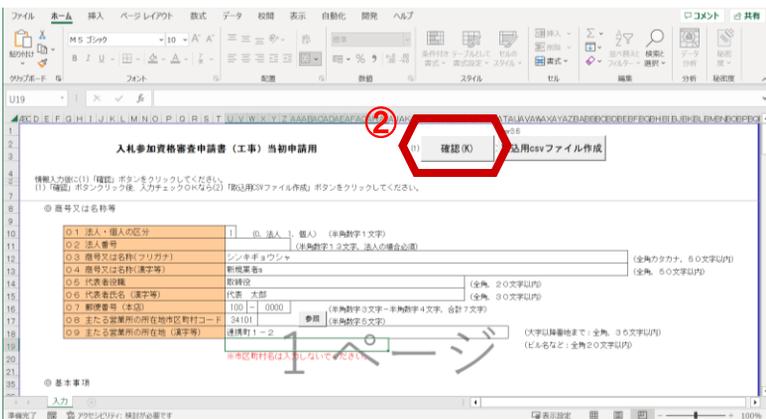
## 2-1) 業者基本情報CSV作成ツールの使い方

### ●申請情報入力



①申請情報を入力してください。  
項目名が橙色のものは必須入力項目ですので、必ず入力してください。

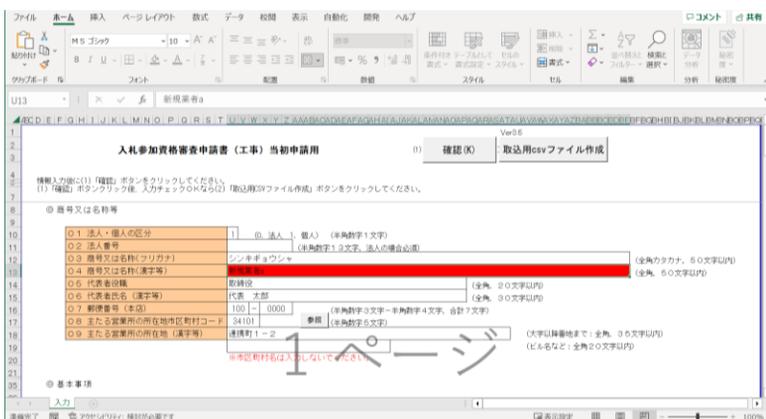
### ●入力内容確認 (NG時)



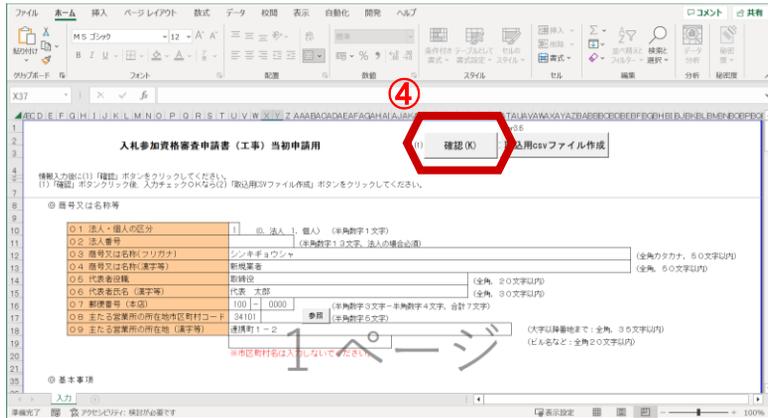
②申請情報入力後、「確認」ボタンをクリックすると、入力内容に不備がないか確認することができます。



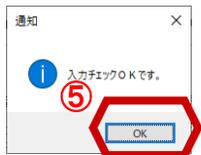
③確認ボタン押下時、入力内容に不備があると、左図のようにエラーメッセージが表示され、該当箇所が赤くなります。メッセージに従って修正してください。



## ●入力内容確認（OK時）

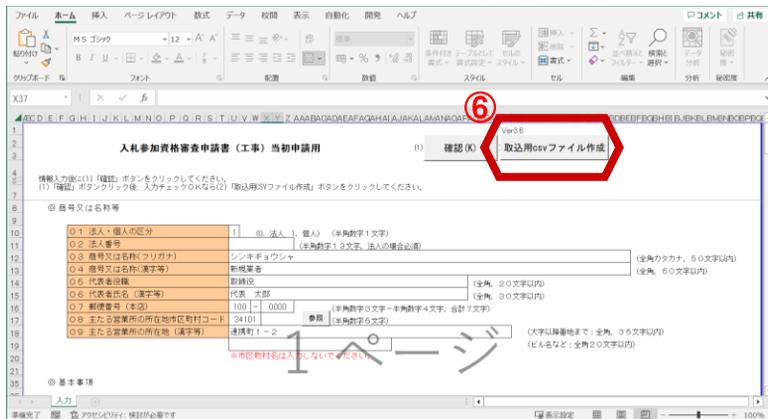


④申請情報入力後、「確認」ボタンをクリックすると、入力内容に不備がないか確認することができます。

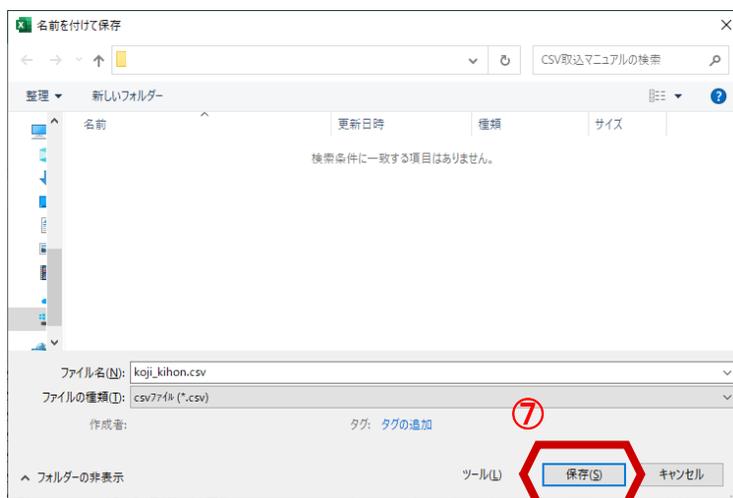


⑤入力内容が問題なければ左図のようなメッセージが表示されます。

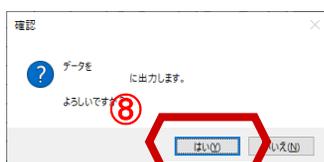
## ●取込用CSVファイル作成



⑥入力内容がOKの状態、「取込用CSVファイル作成」ボタンをクリックすると、CSVファイルを作成することができます。



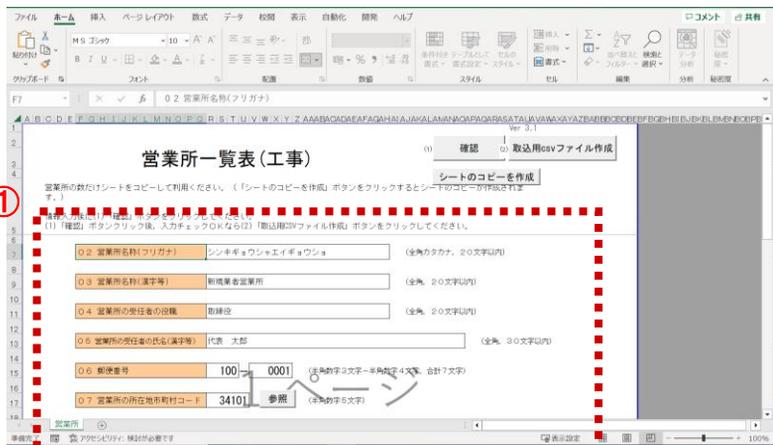
⑦エクスプローラーが表示されるので、形式は変更せずに、任意の場所、ファイル名で、CSVファイルを保存してください。



⑧「はい」をクリックすると、CSVファイルが保存先に作成されます。

## 2-2) 営業所情報CSV作成ツールの使い方

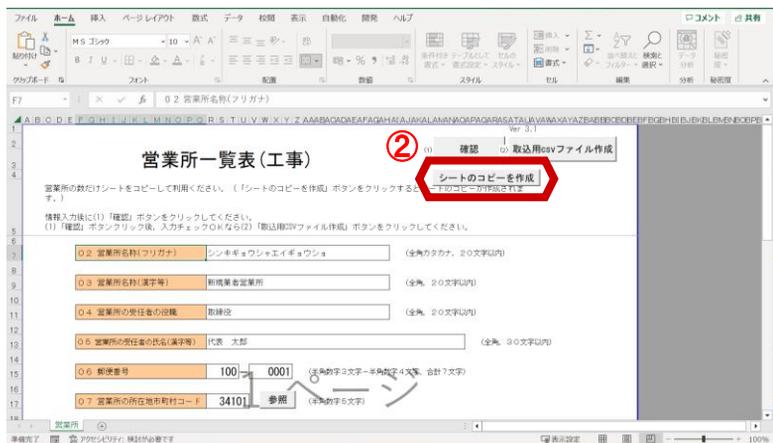
### ●入力画面



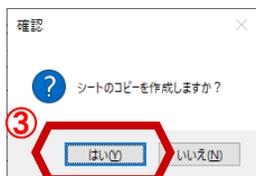
(途中画面省略)

①必要情報を入力してください。  
特に、項目名が橙色のものは必須入力項目  
ですので、必ず入力してください。

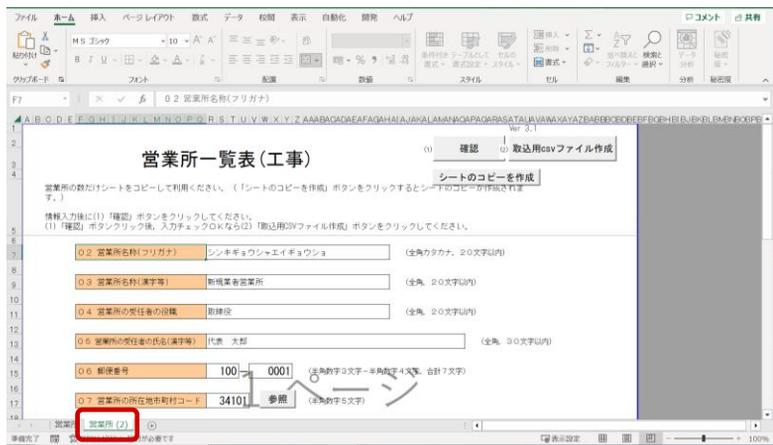
### ●営業所を複数入力したい場合



②入力後、営業所が複数ある場合は、  
「シートのコピーを作成」ボタンをクリ  
ックすると、シートをコピーすること  
ができます。

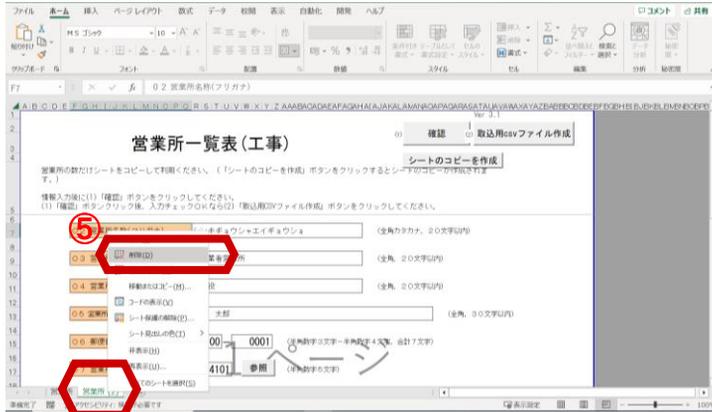


③「はい」を選択すると、営業所のシートが  
コピーされます。

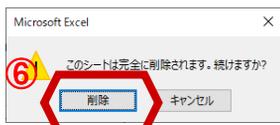


④コピーされたシートは、一番後ろに追加  
されます。  
コピーされたシートには、コピー元の入力  
内容が保持されているため、追加する営業  
所の情報を改めて入力してください。

## ●営業所を削除したい場合



⑤営業所を削除したい場合は、削除したい営業所のシートを消します。  
営業所のタブを右クリックし、削除を選択して、シートを削除してください。

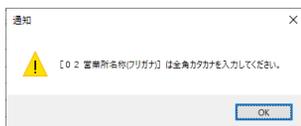


⑥削除を選択すると、シートが削除されます。

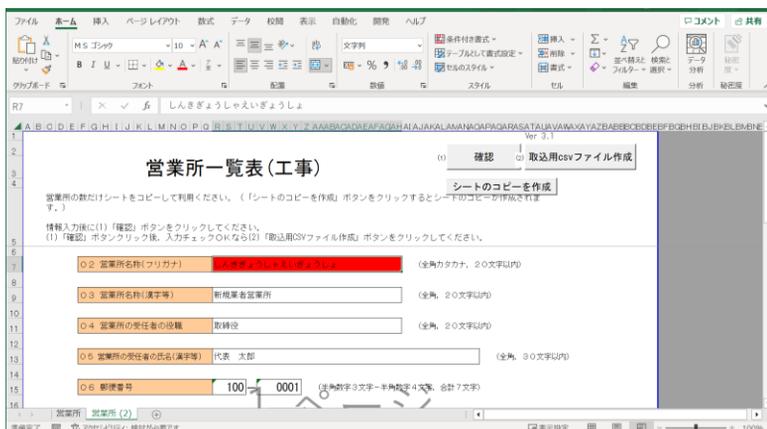
## ●「確認」ボタン押下時 (NG時)



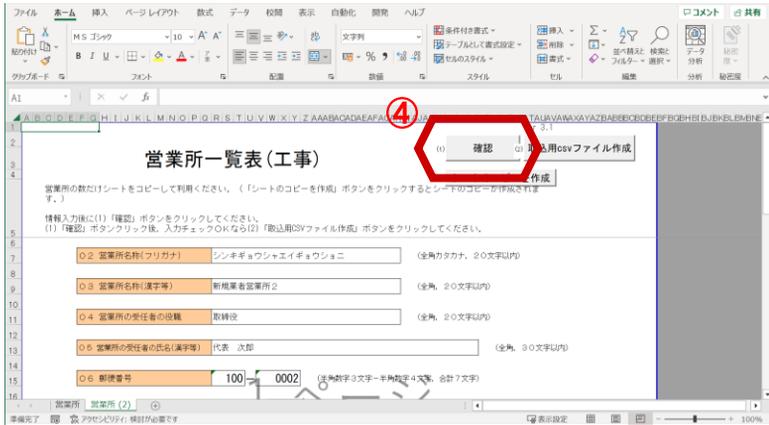
⑦「確認」ボタンをクリックすると、全シートの入力内容に誤りがないかを確認することができます。  
「確認」ボタンはどのシートのものを押しても構いません。



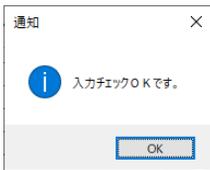
⑧確認ボタンクリック時、入力内容に誤りがあると、左図のようにエラーメッセージが表示され、該当箇所が赤くなります。メッセージに従って修正してください。



## ●「確認」ボタン押下時（OK時）

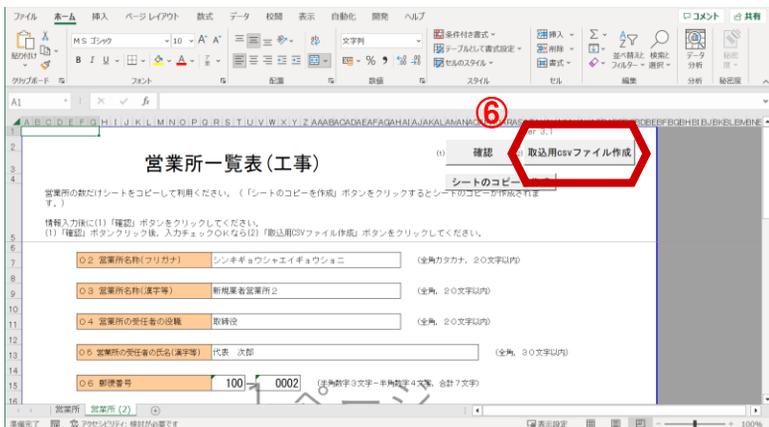


④「確認」ボタンをクリックすると、全シートの入力内容に誤りがないかを確認することができます。「確認」ボタンはどのシートのもを押しても構いません。

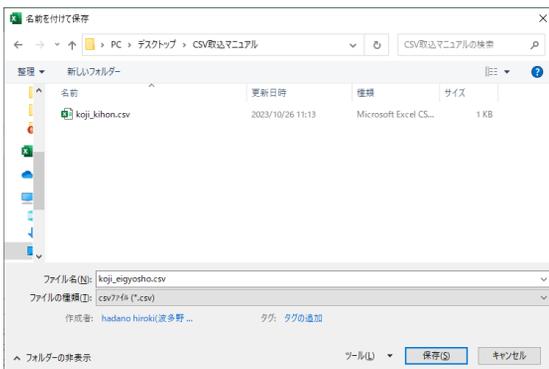


⑤入力内容に問題がなければ左図のようなメッセージが表示されます。

## ●取込用CSVファイル作成



⑥入力内容がOKの状態で、「取込用CSVファイル作成」ボタンをクリックすると、CSVファイルを作成することができます。



⑦エクスプローラーが表示されるので、形式は変更せず、任意の場所、ファイル名で、CSVファイルを保存してください。

## 3) CSV取込ボタンについて

建設工事／コンサルの当初認定画面には業者基本情報／営業所情報のCSV取込ボタンがありますが、基本的に同じ操作で動かすことができます。  
ボタンごとに扱うツールは異なります。以下はCSV取込ボタンと使用ツールの一覧です。

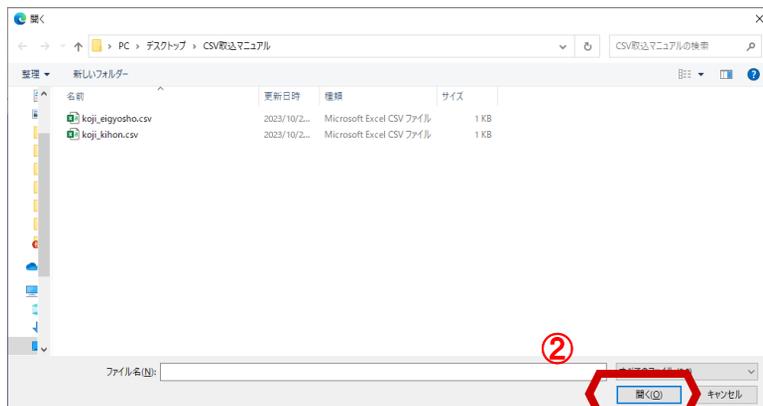
### ●ボタン・ツール一覧

画面名	ボタン名	ツール名
工事 当初認定画面	業者基本情報CSV取込	01_kouji_toushos.xlsm
工事 当初認定画面	営業所情報CSV取込	02_kouji_eigyousyo.xlsm
コンサル 当初認定画面	業者基本情報CSV取込	03_consul_toushos.xlsm
コンサル 当初認定画面	営業所情報CSV取込	04_consul_eigyousyo.xlsm

ここでは、例として業者基本情報CSV取込ボタンについて説明します。

### ●入力画面

①「業者基本情報CSV取込」ボタンをクリックすると、エクスプローラーが表示されます。



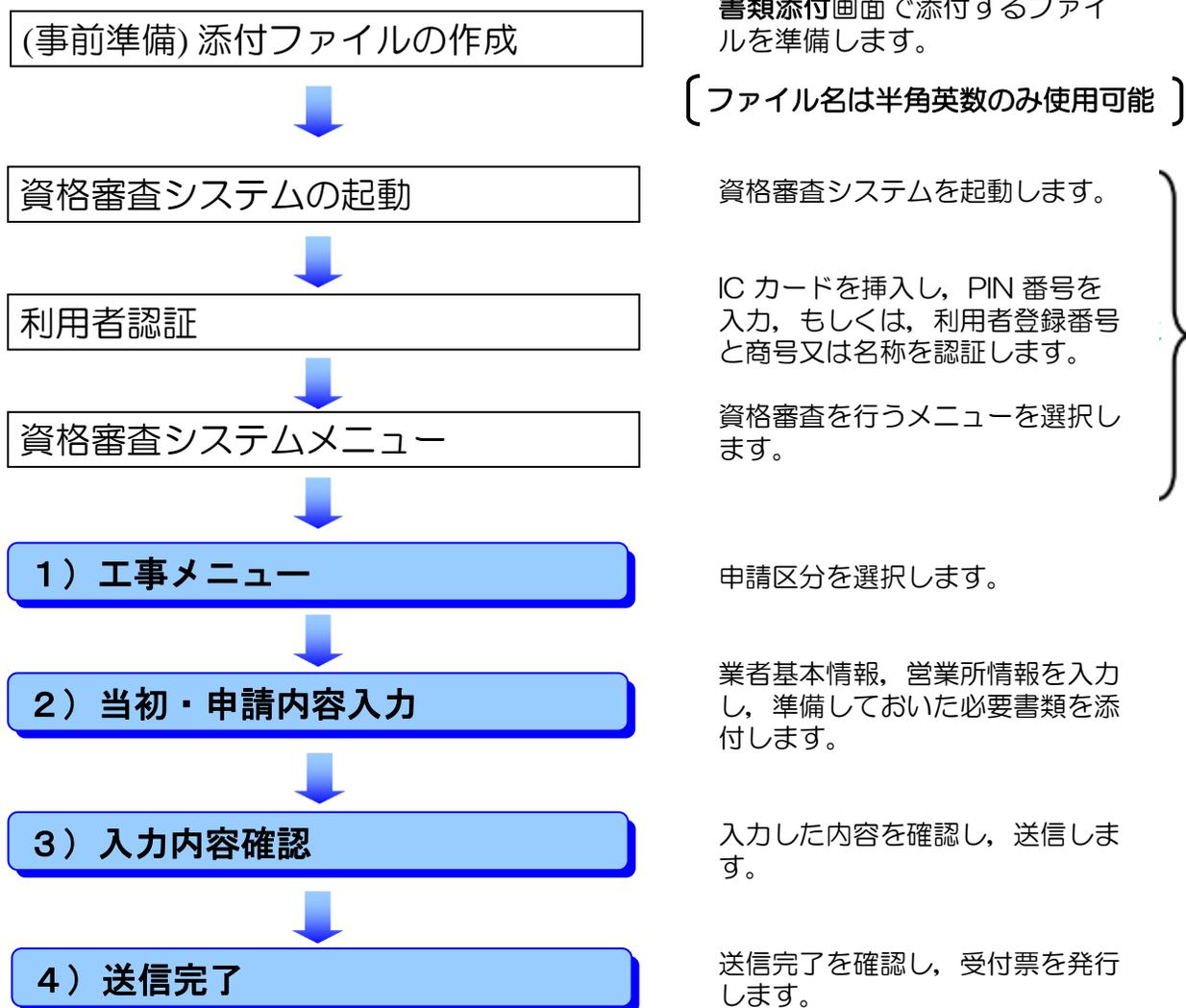
②CSV出力ツール（後述）で作成したファイルを選択し、「開く」をクリックすると、業者基本情報の内容が反映されます。

## 3章 各種申請 (工事編)

# 1 当初認定申請

当初認定申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
 当初申請期間中に申請先の自治体を選択し、申請内容を入力します。  
 申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。  
 訂正期間の場合の操作は、2. 当初認定申請【訂正申請】を参照してください。

## ◆操作の流れ



## 1) 工事メニュー

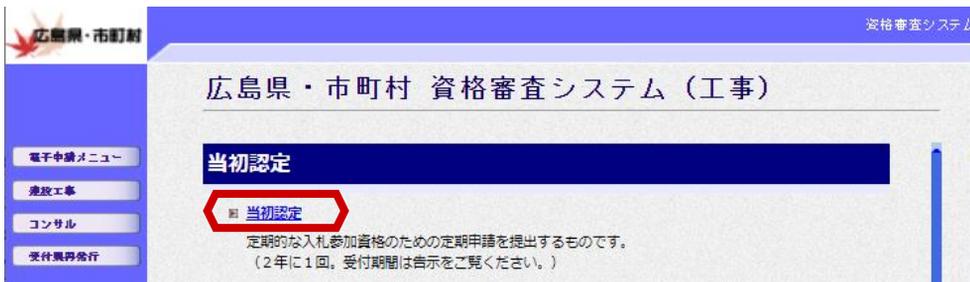
申請区分を選択します。

### ●初回ユーザの場合



「当初認定(初)」をクリックします。

### ●一般ユーザの場合



「当初認定」をクリックします。



「当初認定(初)」は、初回ユーザで当初認定の申請期間中は画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。  
「当初認定」は、一般ユーザで当初認定の申請期間中は画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 当初・申請内容入力 ^

## 2) 当初・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

(途中画面省略)

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③04 商号又は名称(漢字等)は(株)などの( )も全角で入力してください。

例：〇〇建設(株)

06 代表者氏名(漢字等)は、姓と名のあいだは一文字空けてください。

④08 主たる営業所の所在地市区町村コード(本店)は市区町村ボタンから市区町村選択画面より選択してください。

⑤日付の入力はカレンダーボタンからカレンダーより選択してください。

⑥認定を希望する業種に、希望ありのチェックを付けます。チェックを付けた業種について、経営事項審査申請内容を入力します。



「業者基本情報CSV取込」については、2章\_共通操作の(参考)CSV取込を参照してください。  
「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

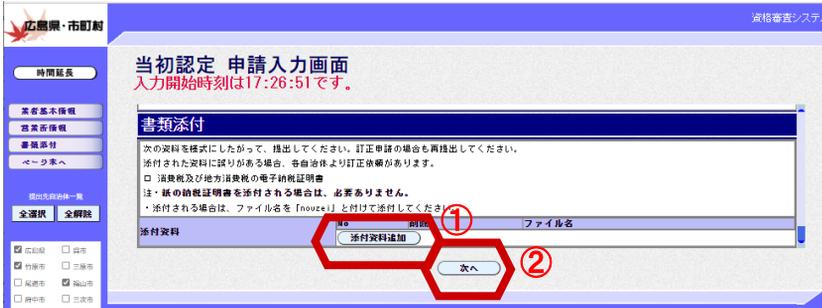
「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



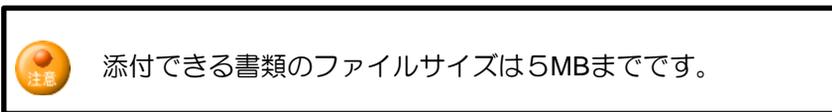
準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

②「次へ」をクリックします。



● 添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。



3) 入力内容確認 ^

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



### 4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

### 当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面

**受付番号 : A044437777772022042703**

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙に必要があります。  
(複数枚ある場合、全て郵送又は持参の対象となります。)  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : 工事  
企業ID : 7777777777  
商号又は企業名称 : 業者 A  
連絡先電話番号 : 000-002-0001  
e-MAIL : test002@test.co.jp

※再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。  
<申請先自治体への納税義務について>

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。

印刷

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



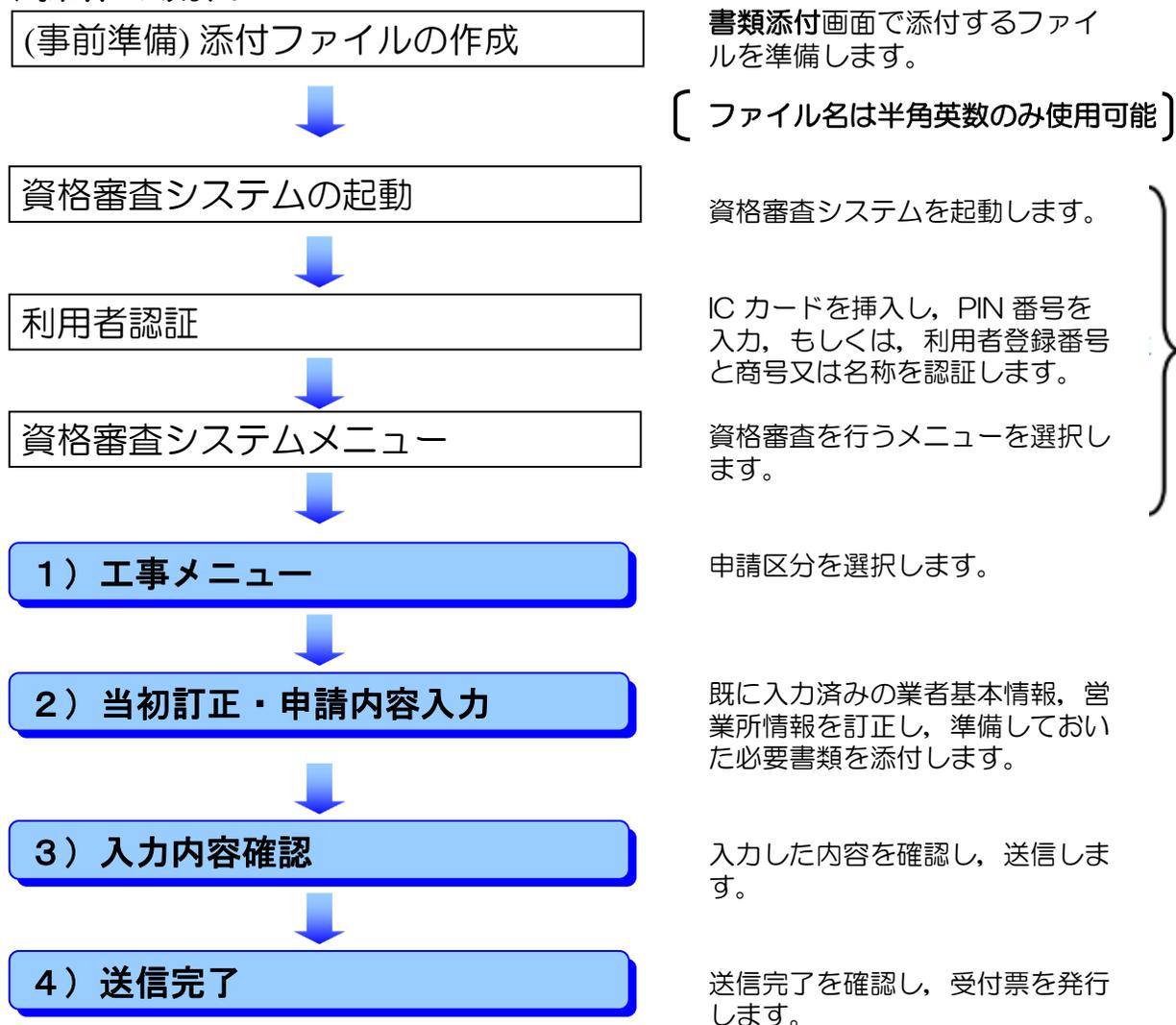
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 2 当初認定申請【訂正申請】

当初認定申請の訂正を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。訂正期間は、当初申請期間後に一定期間設けられ、特定の情報のみ訂正可能になります。（申請先や希望業種の追加・削除は不可）さらに訂正期間には、経審情報も訂正可能な経審訂正期間と経審情報は訂正できない当初訂正期間があります。訂正期間中は、何度でも再訂正を行うことができます。必要箇所にチェックをつけて訂正してください。

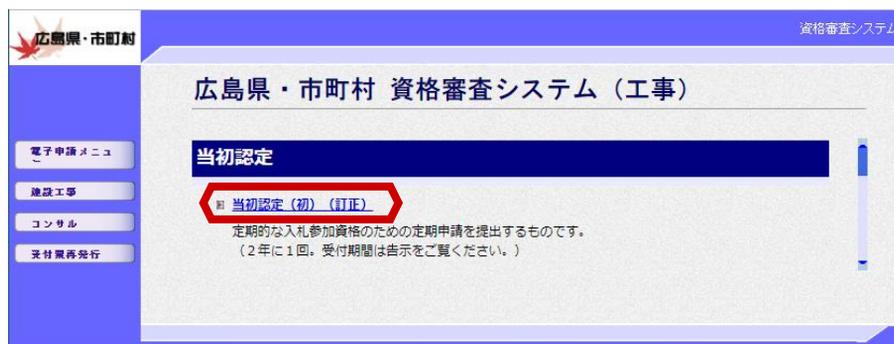
### ◆操作の流れ



## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。

### ●初回ユーザの場合



「当初認定(初)(訂正)」をクリックします。

### ●一般ユーザの場合



「当初認定(訂正)」をクリックします。



「当初認定(初)(訂正)」は、初回ユーザで当初申請を行った場合のみ訂正期間中は画面に表示されますが、当初申請を行っていない場合や訂正期間外は画面に表示されません。

「当初認定(訂正)」は、一般ユーザで当初申請を行った場合のみ訂正期間中は画面に表示されますが、当初申請を行っていない場合や訂正期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 当初訂正・申請内容入力 [へ](#)

## 2) 当初訂正・申請内容入力

既に入力済みの業者基本情報を訂正します。

①提出先自治体は訂正できません。

②訂正したい項目にチェックを付けると、入力が可能になります。

画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

③「希望あり」にチェックが付いている業種のみ訂正にチェックを付けることができ、チェックを付けたら経営事項審査申請内容の訂正が可能です。

希望あり欄は訂正できません。



経審受付終了後は、業者基本情報の以下3項目は訂正できません。

- ・ 29 経営事項審査申請書記載の許可番号
- ・ 30 提出する経営事項審査申請書の審査基準日
- ・ 31 入札参加資格の審査を希望する業種、及び経営事項の登録技術者情報

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

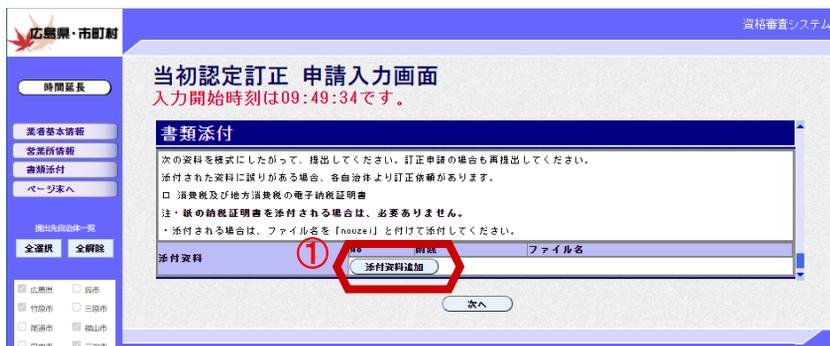
既に入力済みの営業所情報を訂正します。

訂正がある場合、  
営業所情報を修正します。

※営業所数の変更も可能です。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

再度、必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。



添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

## ●添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。

「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。

添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

訂正内容を入力します。

① コメント入力欄に訂正内容について入力します。

② 「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 ^

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**当初認定訂正 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**委任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の受任者に次の権限を委任することになります。

1 (委任事項)  
 ① 工事請負の入札及び見積の件  
 ② 工事請負及納付の締結の件  
 ③ 工事完了の請求及び受領の件  
 ④ 債権譲渡の件  
 ⑤ その他工事施工に関する一切の件

**同意書**

申請を送信した場合、下記の事項について同意することになります。

1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県籍の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
 2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起点として2か月を経過した日までとの間とする。

**誓約書**

申請を送信した場合、下記の事項について誓約することになります。

1 暴力団等を排除する措置について  
 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、備が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
 (1) 役員等(個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、職制上、又は事実上専断的・専制的な行為を行う者である場合(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
 (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と実質的な関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者  
 (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等の供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関係している者  
 (4) 前号等はほか、役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に接触されるべき関係者としている者  
 (5) 経歴に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について  
 (1) 健康保険法(平成11年法律第70号)第6条の規定による届出の義務を履行します。  
 (2) 厚生年金保険法(昭和20年法律第115号)第71条の規定による届出の義務を履行します。  
 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行します。

3 広島県税等の納付について(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)  
 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、国庫金、加算金について、未納(徴収滞り及び納期限未到来による未納を除く。)はありません。  
 ・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
 ・違反により上記1に違反した場合、仮存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
 ・違反以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
 ・(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)申請時未納の広島県納税の未納(徴収滞り及び納期限未到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
 ・県税事務所(分室)から、確認のため電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等

<input type="checkbox"/> 0 1 法人・個人区分	0:法人
<input type="checkbox"/> 0 2 法人番号	1234567890987
<input type="checkbox"/> 0 3 商号又は名称(フリガナ)	ギョウシャエー
<input type="checkbox"/> 0 4 商号又は名称(漢字等)	業者A

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

### 当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面

**受付番号 : A044438777772022042704**

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
(複数枚ある場合、全て郵送又は持参の対象となります。)  
 申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : 工事  
 企業ID : 7777777777  
 商号又は企業名称 : 業者A  
 連絡先電話番号 : 000-002-0001  
 e-MAIL : test002@test.co.jp

※再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。  
 <申請先自治体への納税義務について>

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 □次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
 広島県 竹原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中市 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

印刷

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



注意

修正後の受付票は、受付番号が変わっています。最新の受付番号の受付票を、各申請先自治体へ提出してください。

印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 3 追加認定申請

追加認定申請には新規追加申請、業種追加申請、申請先追加申請の3通りがあり、申請者が既に県内自治体に対して有する入札参加資格の内容及び追加を希望する入札参加資格の内容などにより、入力して頂く手続きが異なります。

### ◆追加認定申請について

#### 1)新規追加申請

「新規追加申請」とは、これまでに広島県又は県内の市町(このシステムの共同利用に参加している市町に限る。以下同じ。)のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請のことを言います。

※初回ユーザのみ、会社の基本情報、経営事項審査情報、業種、申請先の入力が可能です。

(例)

- ・広島市(現在、共同利用に参加していません)の資格認定は受けているが、新たに広島県の資格認定を受けたいとき。
- ・広島県内の自治体に対して初めて資格認定申請するとき。

#### 2)業種追加申請

「業種追加申請」とは、既に入札参加資格の認定を受けている広島県又は県内の市町に対して、新たな業種の追加を申請するものです。

会社の基本情報、経営事項審査情報の入力、業種の追加が可能です。

※初回ユーザか一般ユーザかで、入力項目が異なります。

(例)

- ・広島県又は県内市町の資格認定を受けて、「土木」、「建築」の資格認定を受けているが、新たに「とび土工」の資格認定を受けたいとき。

#### 3)申請先追加申請

「申請先追加申請」とは、広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業種に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

会社の基本情報、経営事項審査情報の入力、申請先の追加が可能です。

※初回ユーザか一般ユーザかで、入力項目が異なります。

(例)

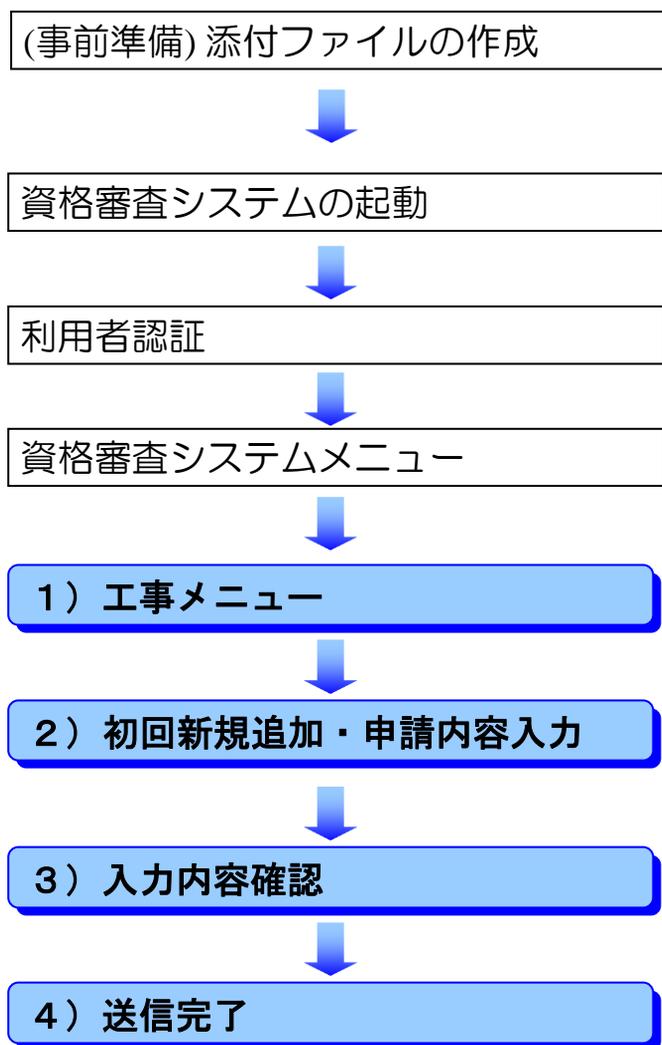
- ・現在、広島県の入札参加資格の認定を受けているが、新たに福山市の資格認定を受けたいとき。(この場合、「申請先追加申請」により、福山市に資格認定の申請ができる業種は、既に、広島県に資格認定を受けている業種に限られます)

※初回ユーザ、一般ユーザについては、2章 共通操作(参考) 工事・コンサルメニューについて 2)初回ユーザと一般ユーザについてを参照してください。

### 3 - 1.1 新規追加申請

新規追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



書類添付画面で添付するファイルを準備します。

〔ファイル名は半角英数のみ使用可能〕

資格審査システムを起動します。

IC カードを挿入し、PIN 番号を入力、もしくは、利用者登録番号と商号又は名称を認証します。

資格審査を行うメニューを選択します。

申請区分を選択します。

業者基本情報、営業所情報を入力し、準備しておいた必要書類を添付します。

入力した内容を確認し、送信します。

送信完了を確認し、受付票を発行します。

2章 共通操作 参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。

広島県・市町村 資格審査システム (工事)

追加認定

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- ☐ **新規申請 (初)**  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。
- ☐ 業種追加 (初)  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業種の追加を申請するものです。
- ☐ 申請先追加 (初)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業種に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

「新規申請 (初)」  
をクリックします。



「新規申請 (初)」は、初回ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回新規追加・申請内容入力 ↑

## 2) 初回新規追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

①申請する自治体に  
チェックを付けます。

(途中画面省略)

番号	業種	希望あり	許可区分		総合評点 (P)	登録技術者数			平均完成工事高
			一般	特定		一級技術者数	二級技術者数	その他技術者数	
1	土木一式工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	100 点	40 人	90 人	10 人	11294 千円
2	プレストレストコンクリ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
3	建築一式工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
4	大工工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
5	左官工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
6	とび・土工・コンクリート工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
7	体面処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
8	石工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
9	屋根工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
10	電気工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 点	0 人	0 人	0 人	0 千円

②認定を希望する業種に、  
希望ありのチェックを付けます。  
チェックを付けた業種について、  
経営事項審査申請内容を  
入力します。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

営業所情報を入力します。

①営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

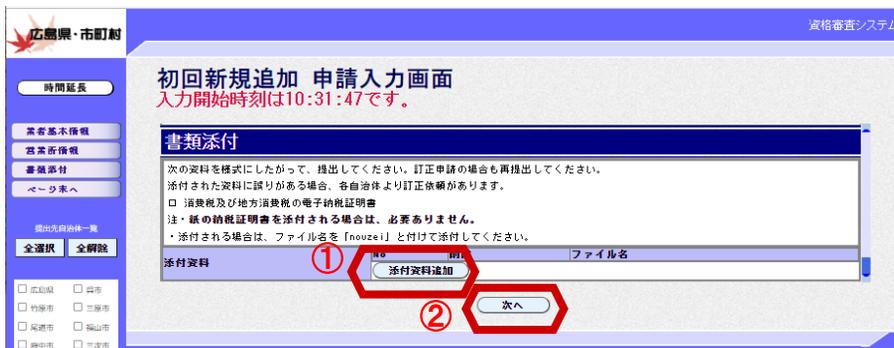
営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

②営業所情報を入力します。

③業者基本情報の31 入札参加資格の審査を希望する業種、及び経営事項の登録技術者情報で「希望あり」にチェックをつけた業種の中から選択してください。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。

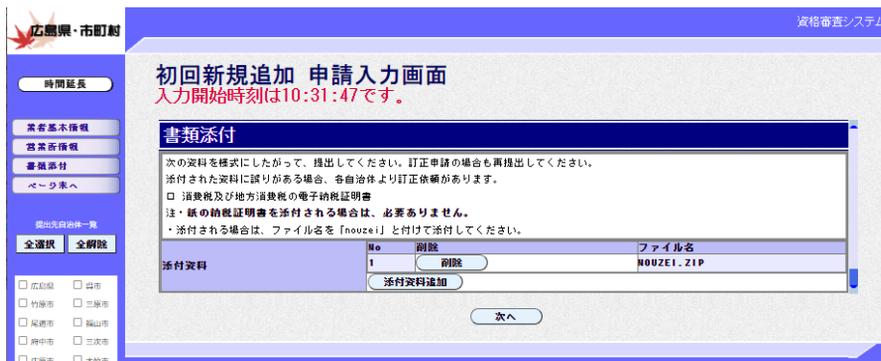


①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。指定したファイルは一覧に表示されます。

②「次へ」をクリックします。

**注意** 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

●添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**初回新規追加 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**名義注者様**  
貴自治体で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び競争者で重複者でない者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

**広島様**  
入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて、  
広島県電子文書等取扱要領第7条により同意します。

**委任事項確認**  
申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の責任者に次の権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)  
1 工事請負の入札及び発注の件  
2 工事請負契約の締結の件  
3 工事代金の請求及び受領の件  
4 債権取立の件  
5 その他工事施工に関する一切の件

**同意書**  
申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。

1 申請を自治体に広島様を含まない場合、申請者の広島県外の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として3か月を経過した日までの間とする。

**誓約書**  
申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。

1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、異が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等(個人の場合はその者を、法人の場合は役員又はその役員若しくは  
営業所(常時工事の請負契約を締結する営業所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、  
集団的に、又は常習的に暴力団不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは  
組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等に対して、  
資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの経済的・社会的に継続的な協力し、又は関与している者  
(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第49条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法(昭和9年法律第115号)第77条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行します。

3 広島県税等の納付について、「申請書前記第1項」に「広島県を含まない場合の別」  
納税、特別法人、事業税及び地方交付税特別法、国庫金、国庫金について、未納(徴収猶予及び納期到来による未納を除く。)はありません。  
・上記1に違反した場合、既済の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・違反により上記2に違反した場合、ただしに是正してください。  
・違反以外の場合又は是正しない場合、既済の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・(申請を自治体に広島様を含まない場合のみ)申請書時点で広島県の未納(徴収猶予及び納期到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
・風物事務所(分室)から、確認のため電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分	0:法人
02 法人番号	1234567891234
03 商号又は名称(フリガナ)	キョウシャデー
04 商号又は名称(漢字等)	業者D
05 代表者役職	代表取締役会長

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

新規追加申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : I0036780000002022042702

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : 工事  
企業ID : 6000000000  
商号又は企業名称 : 業者D  
連絡先電話番号 : 555-5050-4444  
e-MAIL : test007h@renkei.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
県市 江田島市

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

印刷

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**新規追加申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。

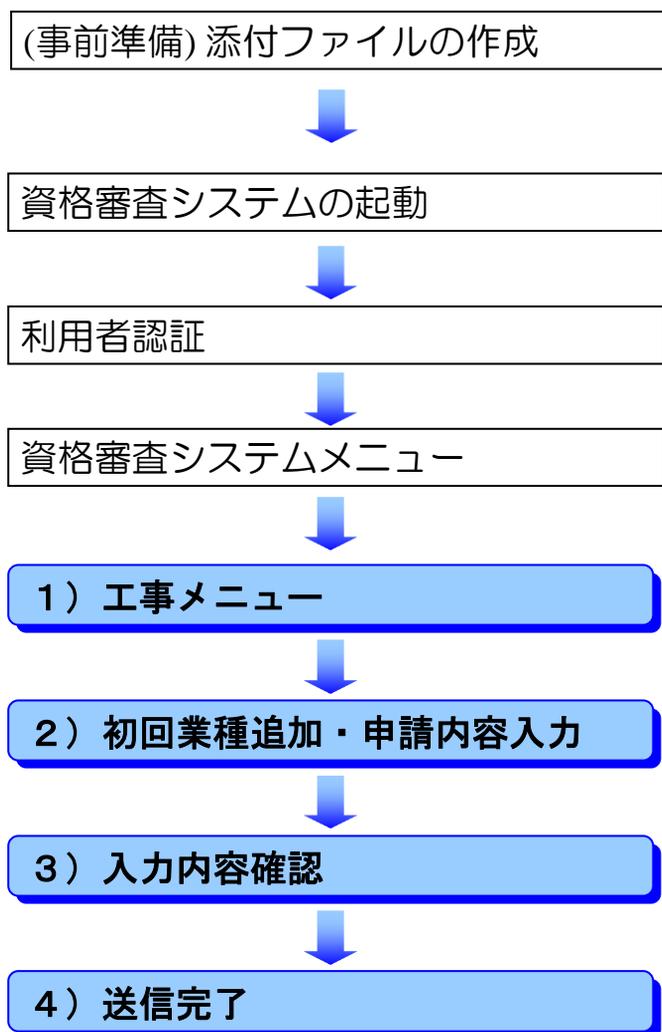


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。

### 3 - 2.1 業種追加申請【初回ユーザ】

業種追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



書類添付画面で添付するファイルを準備します。

〔ファイル名は半角英数のみ使用可能〕

資格審査システムを起動します。

IC カードを挿入し、PIN 番号を入力、もしくは、利用者登録番号と商号又は名称を認証します。

資格審査を行うメニューを選択します。

申請区分を選択します。

業者基本情報、営業所情報を入力し、準備しておいた必要書類を添付します。

入力した内容を確認し、送信します。

送信完了を確認し、受付票を発行します。

2章 共通操作 参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。

広島県・市町村 資格審査システム (工事)

**追加認定**

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- ▢ [新規申請 \(初\)](#)  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。
- ▢ [業種追加 \(初\)](#)  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業種の追加を申請するものです。
- ▢ [申請先追加 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかに入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業種に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

「業種追加 (初)」をクリックします。



「業種追加 (初)」は、初回ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回業種追加・申請内容入力 [^](#)

## 2) 初回業種追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

(途中画面省略)

追加番号	業種	希望あり	許可区分	総合評点(P)	一級技術者数	二級技術者数	その他技術者数	平均完成工事高
01	土木一式工事業	<input checked="" type="checkbox"/>	特 定	100 点	432 人	82 人	11 人	89000 千円
02	プレストレストコンクリート	<input type="checkbox"/>	特 定	8 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
03	建築一式工事業	<input type="checkbox"/>	特 定	800 点	500 人	800 人	12 人	1000000 千円
04	大工工事業	<input type="checkbox"/>	特 定	500 点	0 人	24 人	0 人	220000000 千円
05	電気工事業	<input type="checkbox"/>	特 定	0 点	0 人	0 人	0 人	0 千円
06	とび・土工・コンクリート工事業	<input type="checkbox"/>	特 定	0 点	0 人	0 人	0 人	0 千円

①提出する自治体にチェックを付けます。(これまでに認定を受けている自治体のみ)

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③業種を選択します。

追加には、追加申請する業種のみチェックを付けます。

希望ありには、これまでに認定されている業種と追加する業種の両方にチェックを付けます。チェックを付けた業種について、経営事項審査申請内容を入力します。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

営業所情報を入力します。

①営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

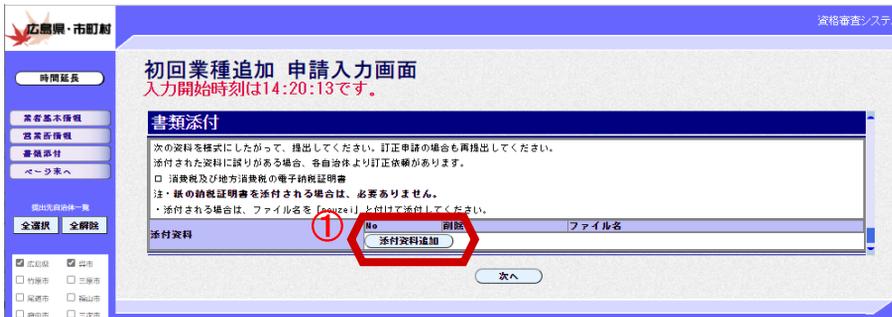
営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

②営業所情報を入力します。

③業者基本情報の31 入札参加資格の審査を希望する業種、及び経営事項の登録技術者情報で「希望あり」にチェックをつけた業種の中から選択してください。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

 注意 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

●添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した業種を入力します。

①コメント入力欄に、  
入力例を参考にして、  
追加した業種について  
入力します。

②「次へ」をクリックします。

3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**初回業種追加 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望提出先に送信します。よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**各業種登録**  
 県自治体で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び積算率で優待を得ない者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

**広島県**  
 入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて。  
 広島県電子文書等取扱要領第7条により同意します。

**委任事項確認**  
 申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の委任者に次の権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)  
 1 工事単位の入札及び見積の件  
 2 工事単位の契約の締結の件  
 3 工事単位の積算率見積書の件  
 4 代表者入選任の件  
 5 その他工事施工に関する一切の件

**同意書**  
 申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。

1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請書の広島県税の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
 2 次の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として2か月を経過した日本での期とする。

**誓約書**  
 申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。

1 暴力団員を保持する状態について  
 自治体自治体の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、高が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
 (1) 役員等(個人の場合はその者、法人の場合は役員又はその支配若しくは  
 監督者、(2) 役員等(個人の場合はその者、法人の場合は役員又はその支配若しくは  
 監督者)、(3) 役員等(個人の場合はその者、法人の場合は役員又はその支配若しくは  
 監督者)、(4) 役員等(個人の場合はその者、法人の場合は役員又はその支配若しくは  
 監督者)が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
 親族等又は暴力団若しくは暴力団関係者とつながるべき関係を有していること認められる法人若しくは組合等を利用している者  
 (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等に対して、  
 資金等を貸付し、又は貸付を受けることなげ情報(暴力団の維持運営に協力、又は関係している者  
 (3) 前号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に許容されるべき関係を有している者  
 (4) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について  
 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行します。  
 (2) 厚生年金保険法(昭和49年法律第15号)第61条の規定による届出の義務を履行します。  
 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第110号)第58条の規定による届出の義務を履行します。

3 広島県税等の納付について(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)  
 県税、特別法人事業税及び地方税法特別税、延滞金、加算金について、未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)はありません。  
 ・上記1に違反した場合、既卒の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
 ・過去に上記1に違反した場合は、たがいに発生しなくください。入札参加資格の認定は取り消されます。  
 ・(申請先自治体に広島県を含む場合のみ) 申請時点や広島県税の未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
 ・県税事務所(所長)から、確認のため電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等	
0 1 法人・個人の区分	0:法人
0 2 法人番号	9879543212345
0 3 商号又は名称(フリガナ)	ギョウシャイー
0 4 商号又は名称(漢字等)	業者E
0 5 代表者役職	代表取締役

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

業種追加申請 送信完了 兼 受付票画面

印刷

受付番号 : J0001420000002022042703

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: 工事
企業ID	: 6000000000
商号又は企業名称	: 業者E
連絡先電話番号	: 555-5050-4444
e-MAIL	: test007h@renkei.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の具税又は市町税については、納税義務はありません。  
異市 江田島市

経費事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**業種追加申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



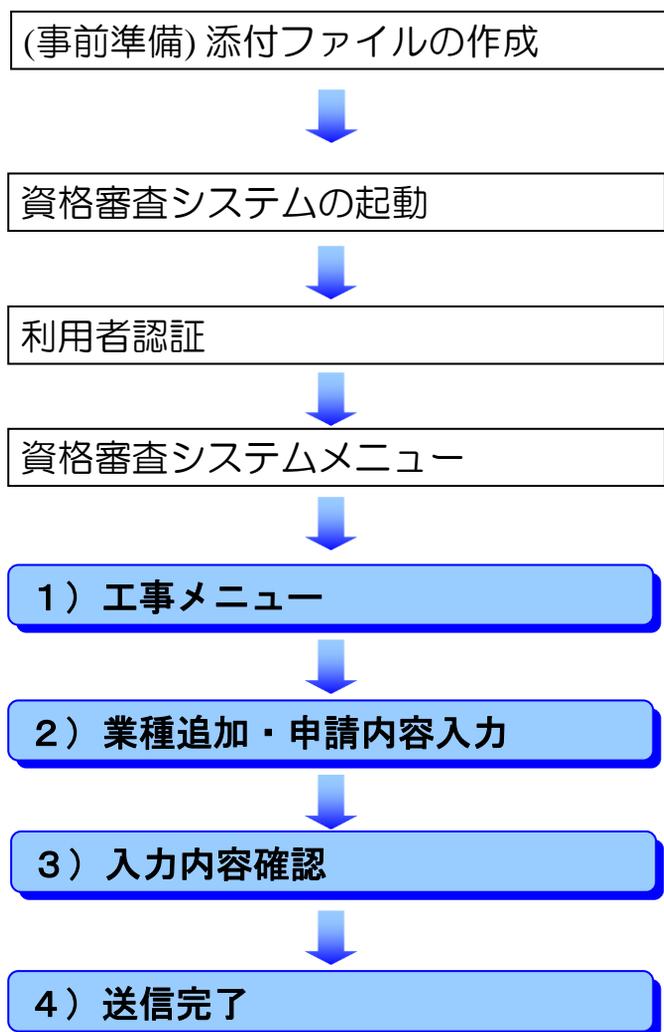
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 3 - 2.2 業種追加申請【一般ユーザ】

業種追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

### ◆操作の流れ



書類添付画面で添付するファイルを準備します。

〔ファイル名は半角英数のみ使用可能〕

資格審査システムを起動します。

IC カードを挿入し、PIN 番号を入力、もしくは、利用者登録番号と商号又は名称を認証します。

資格審査を行うメニューを選択します。

申請区分を選択します。

業者基本情報、営業所情報を入力し、準備しておいた必要書類を添付します。

入力した内容を確認し、送信します。

送信完了を確認し、受付票を発行します。

2章 共通操作 参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「業種追加」をクリックします。



注意

「業種追加」は、一般ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 業種追加・申請内容入力 ^

## 2) 業種追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

(途中画面省略)

これまでにシステムを使用して提出している自治体に送信されます。

①

①必要に応じて、申請事務担当者事項を入力します。

②障害者雇用の状況以降は、チェックを付けると入力が可能になります。

(途中画面省略)

③

③追加認定を希望する業種に、追加のチェックを付けます。

チェックした業種について、経営事項審査申請内容を入力します。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

既に入力済みの営業所情報に業種を追加します。

**業種追加 申請入力画面**  
 入力開始時刻は14:03:40です。 本画面の有効時間は40分です。時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンを押下してください。

**営業所情報** [1/2]

01 営業所番号	01		
02 営業所名称(フリガナ)	エイチョウショイチ		
03 営業所名称(漢字等)	営業所 1		
04 営業所の受任者の役職	部長		
05 営業所の受任者の氏名(漢字等)	営業所 一郎		
06 郵便番号	730-0015		
07 営業所の所在地 市区町村コード	34:広島県	34102:広島市東区	
08 営業所の所在地(漢字等)	1-1-1 <small>(営業時間等)</small> テストビル1階 <small>(ビル名など)</small>		
09 電話番号	000-111-9999		
10 FAX番号	000-111-9999		
1 Eメールアドレス	test@mail.com		

① Eメールアドレス

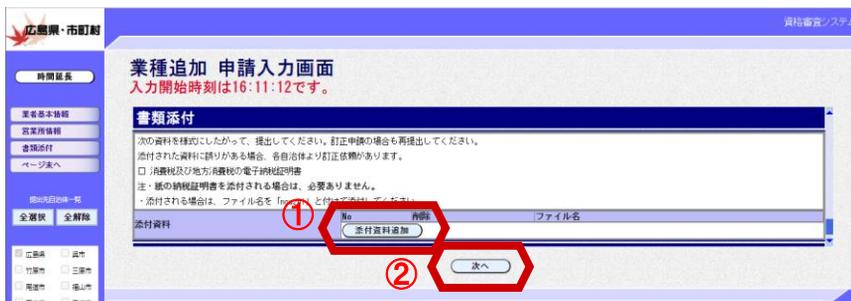
業種の説明はこちら

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し
許可あり	<input type="checkbox"/>													
販	<input type="checkbox"/>													
防	<input type="checkbox"/>													
許	<input type="checkbox"/>													

13 営業所が許可を受けている業種

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

**注意** 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

●添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。



3) 入力内容確認 ^

追加した業種を入力します。

①コメント入力欄に、入力例を参考にして、追加した業種について入力します。

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 ^

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**業種追加 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**各業注者様**  
貴自治体で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び審査者で後援を得ない者でないこと並びに、申請書及び添付書類の内容については、事実を記載ないしを誓約します。

**広島縣**  
入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて、広島県電子文書取扱要領第7条により同意します。

**委任事項確認**  
申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の受任者に次の権限を委任することに同意したことになります。  
(委任事項)  
1 工事請負の入札及び見積の件  
2 工事請負契約の締結の件  
3 工事代金の請求及び受領の件  
4 請代理人選任の件  
5 その他工事施工に関する一切の件

**同意書**  
申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。  
1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として3ヶ月を経過した日までの間とする。

**誓約書**  
申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。  
1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、貴が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等(個人の組合を除くものを、法人の場合はその役員又はその支配店長、営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的、又は営業所内の暴力団排除法廷行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等若しくは  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等を利用して、資金等を供給し、又は便宜を提供するなど種別的に暴力団の維持運営に協力し、又は関係している者  
(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に許容されるべき関係を有している者  
(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者  
2 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法(昭和20年法律第118号)第21条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法(昭和49年法律第118号)第7条の規定による届出の義務を履行します。  
3 広島県税等の納付について(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納(徴収滞り及び納期限未到来による未納を除く。)はありません。  
・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過去1年以上に上記2に違反した場合、たまたまに修正してください。  
・過去1年以上に上記3に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)申請時点で広島県税の未納(徴収滞り及び納期限未到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
・業種事務所(分室)から、確認のための電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等	
0 1 法人・個人の区分	0:法人
0 2 法人番号	1234567890097
0 3 商号又は名称(フリガナ)	キョウシャエー
0 4 商号又は名称(漢字等)	業者A
0 5 代表者役職	代表取締役社長

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村 資格審査システム

業種追加申請 送信完了 兼 受付票画面

印刷

受付番号 : B001019777772022042705

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : 工事  
企業ID : 7777777777  
商号又は企業名称 : 業者A  
連絡先電話番号 : 000-002-0001  
e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
広島県 竹原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**業種追加申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

- ①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。
- ②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



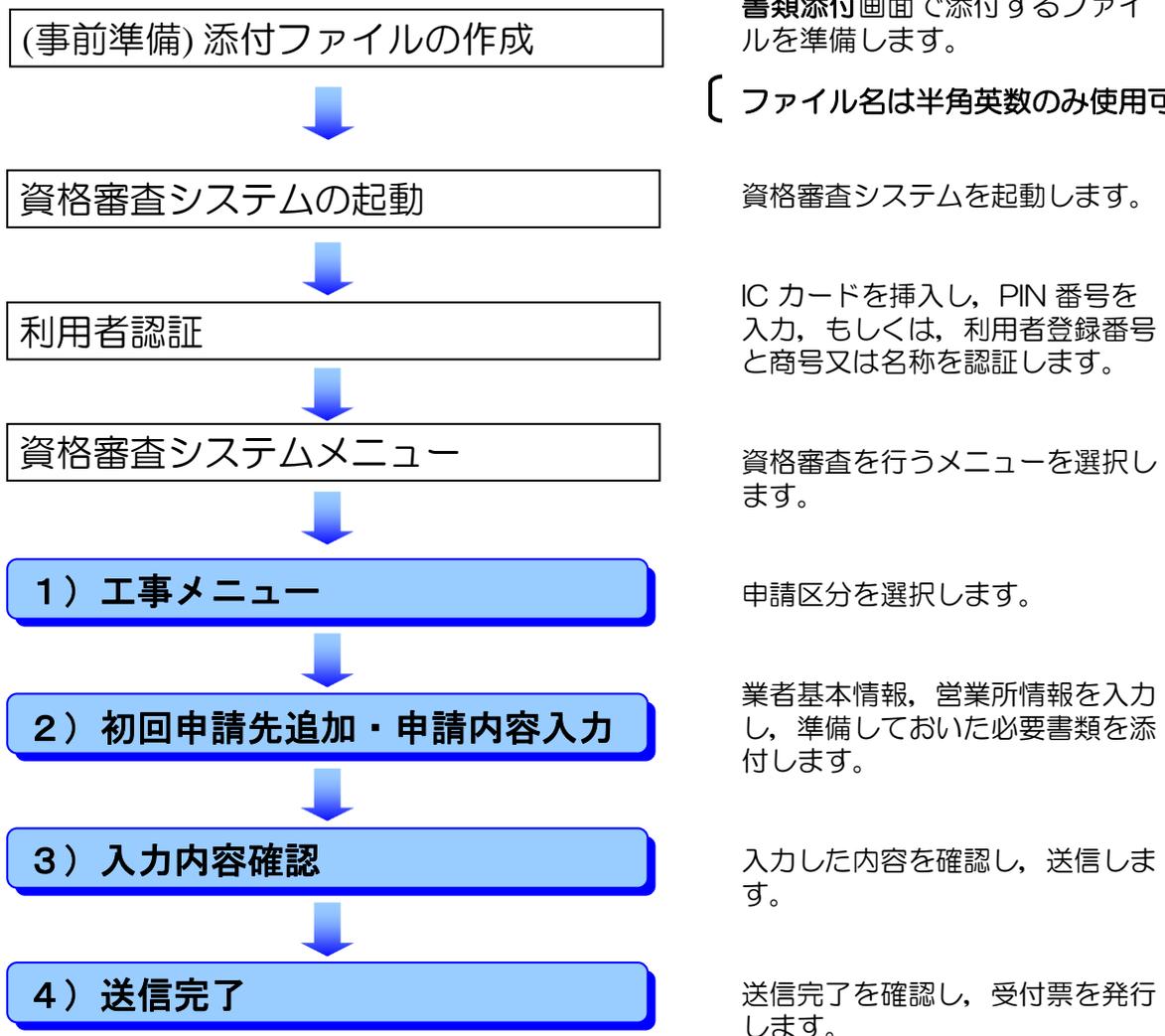
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいてください。

### 3 - 3.1 申請先追加申請【初回ユーザ】

申請先追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

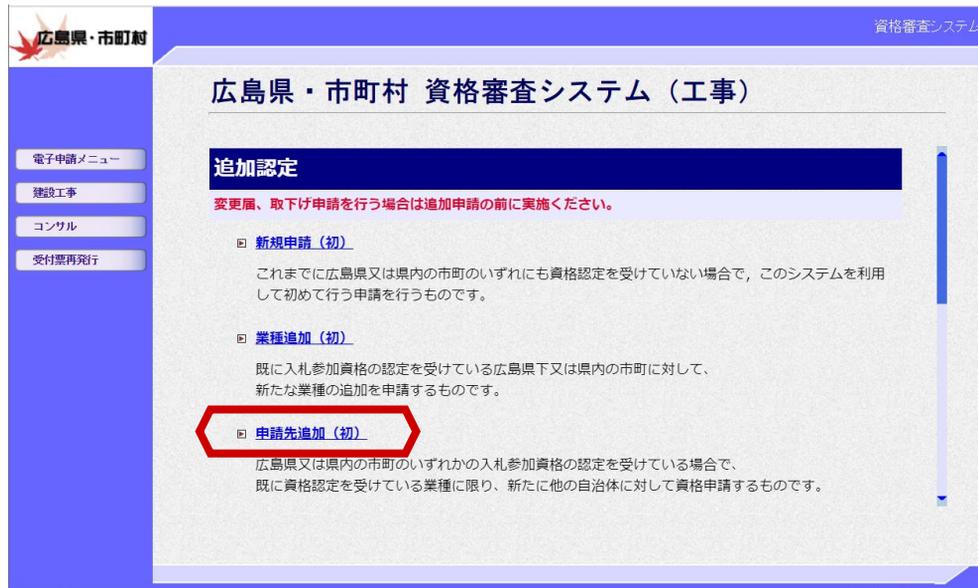
#### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



広島県・市町村 資格審査システム (工事)

**追加認定**

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- ☐ [新規申請 \(初\)](#)  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。
- ☐ [業種追加 \(初\)](#)  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業種の追加を申請するものです。
- ☐ [申請先追加 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかに入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業種に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

「申請先追加 (初)」をクリックします。



「申請先追加 (初)」は、初回ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回申請先追加・申請内容入力 へ

## 2) 初回申請先追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

①提出する自治体にチェックを付けます。(これまでに認定を受けている自治体と認定を希望する自治体の両方)

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

③

3-1 入札参加資格の審査を希望する業種、及び経営事項の登録技術者情報(平均点数)														
番号	業種	希望あり	許可区分		経営事項審査申請内容									
			一般	特定	総合得点(D)	一級技術者数	二級技術者数	その他技術者数	平均完成工事高					
1	土不工事業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	100	点	10	人	0	人	0	人	1000	千円
2	プレストレストコンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	80	点	5	人	4	人	3	人	1000	千円
3	建築一式工事業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	80	点	8	人	2	人	1	人	10	千円
4	大工工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
5	左官工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
6	とび・土工・コンクリート工事業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	70	点	1	人	0	人	0	人	80	千円
7	法面処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
8	石工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
9	屋根工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
10	電気工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
11	管工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
12	タイル・レンガ・ブロック工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
13	鋼構造物工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
14	鋼構上部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
15	鉄筋工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円
16	舗装工事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	点	0	人	0	人	0	人	0	千円

③これまでに認定を受けている業種に、希望ありのチェックを付けます。チェックした業種について、経営事項審査申請内容を入力します



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

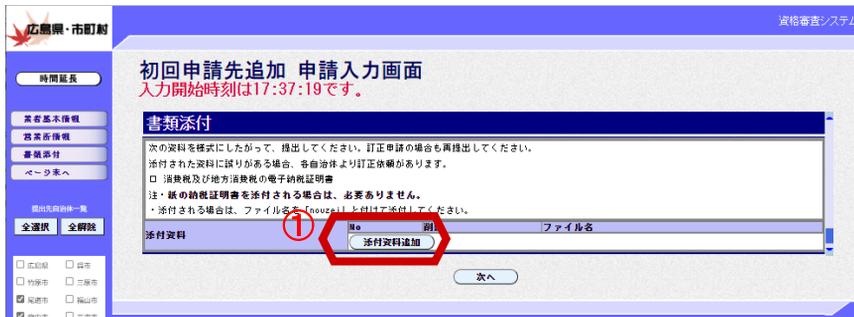
「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



準備しておいた必要書類を添付します。

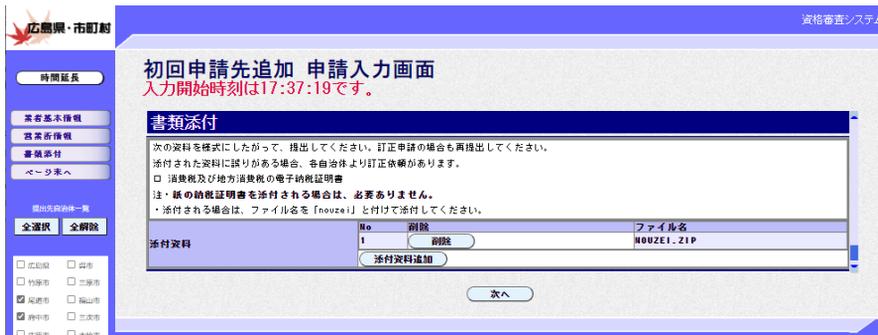


①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

 注意 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

## ●添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した申請先を入力します。

初回申請先追加 申請入力画面  
入力開始時刻は15:08:55です。本画面の有効時間は40分です。時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンを押下してください。

業種の説明はこちら

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し
許可あり	<input type="checkbox"/>													
概	<input type="checkbox"/>													
許可あり	<input type="checkbox"/>													

13 営業所が許可を受けている業種

書類添付

次の資料を様式にしたがって、提出してください。訂正申請の場合も再提出してください。  
添付された資料に誤りがある場合、各自治体より訂正依頼があります。  
 消費税及び地方消費税の電子納税証明書  
注・紙の納税証明書を添付される場合は、必要ありません。  
・添付される場合は、ファイル名を「fouzei」と付けて添付してください。

添付資料

No	名称	ファイル名

添付資料追加

コメント

以下の項目について追加を申請します。!

(全角256文字以内、1行)

次へ

①コメント入力欄に、入力例を参考にして、追加した申請先について入力します。

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**初回申請先追加 入力内容確認画面**

① 画面をスクロールして、内容の確認を行います。

② 入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③ 「送信」をクリックします。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等	
01 法人・個人の区分	0:法人
02 法人番号	1234567890987
03 商号又は名称(フリガナ)	ギョウシャエー
04 商号又は名称(漢字等)	業者A
05 代表者役職	代表取締役社長

戻る 送信

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

### 4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

印刷

申請先追加申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号: K000530000002022042704

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にします必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: 工事
企業ID	: 6000000000
番号又は企業名称	: 業者 A
連絡先電話番号	: 555-5050-4444
e-MAIL	: test007h@renkei.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
県市 府中市 三次市 江田島市

経営事項審査依頼の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**申請先追加申請 送信完了 兼 受付票発行画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。

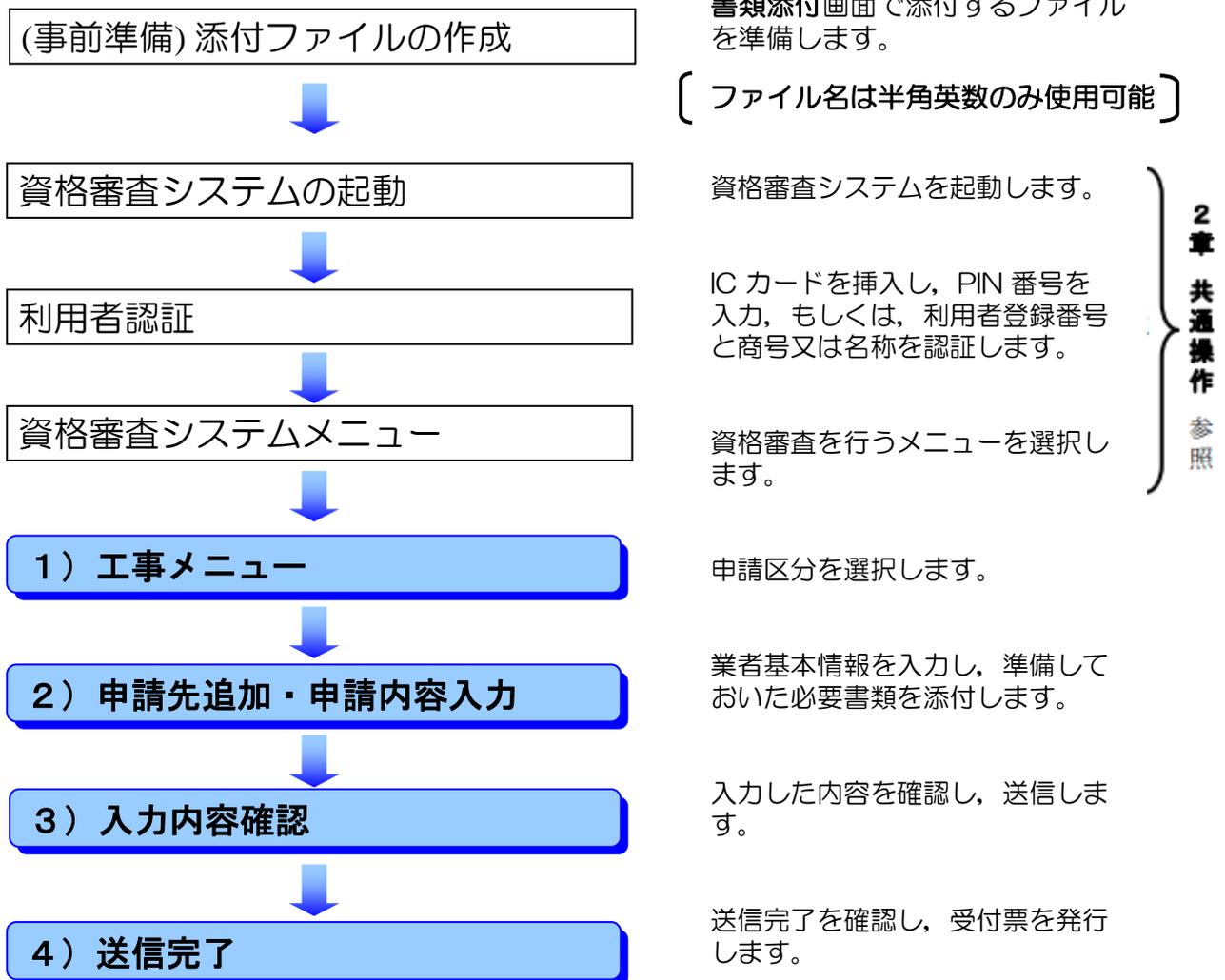


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいて下さい。

### 3 - 3.2 申請先追加申請【一般ユーザ】

申請先追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「申請先追加」  
をクリックします。



「申請先追加」は、一般ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 申請先追加・申請内容入力 ↑

## 2) 申請先追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

申請先追加 申請入力画面  
入力開始時刻は13:44:39です。

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	<input type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人
02 法人番号	
03 商号又は名称(フリガナ)	
04 商号又は名称(漢字等)	
05 代表者役職	
06 代表者氏名(漢字等)	
07 代表者等(主たる営業所<本店>)	
08 主たる営業所の所在都府県コード(本店)	
09 主たる営業所の所在地(漢字等)	

①追加する自治体にチェックを付けます。

②以下、必要に応じて、最新の申請事項を入力します。

③障害者雇用の状況以降は、チェックを付けると入力が可能になります。

(途中画面省略)

**障害者雇用に関する事項**

19 障害者雇用の状況  なし  あり

**地域防災活動に関する事項**

20 地域防災活動への貢献認定有無  なし  あり

**社会資本維持管理活動に関する事項**

21 社会資本維持管理活動への貢献認定有無  なし  あり

**働き方改革の取組に関する事項**

22 広島県仕事と家庭の再立支援企業の登録有無  なし  あり

**エコアクション21の認証およびISOに関する事項**

23 エコアクション21の認証有無  なし  あり

24 エコアクション21の認証年月日

25 ISO14005の取得有無  なし  あり

26 ISO14005の取得年月日

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

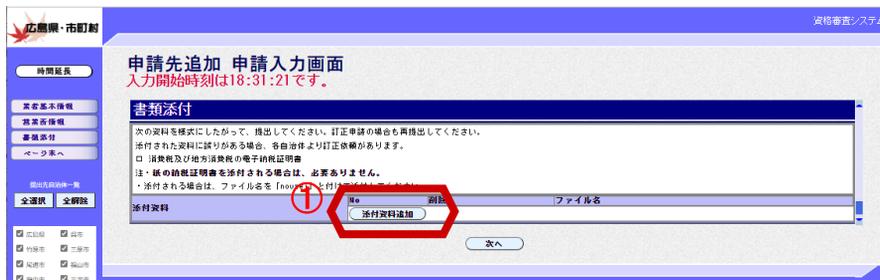
「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。



添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

## ●添付資料を追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。

「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。

添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した申請先を入力します。

広島県・市町村

資格審査システム

申請先追加 申請入力画面  
入力開始時刻は13:44:39です。

① コメント

以下の項目について追加を申請します。  
三原市、海田町

② 次へ

①コメント入力欄に、新たに追加した申請先について入力します。

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**申請先追加 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**各免状者様**  
貴自治体で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び締結者で優格を得ない者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

**広島県**  
入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて、  
広島県電子文書等取扱い規則第7条により同意します。

**委任事項確認**  
申請を送信した場合、営業所情報入力画面で入力した全営業所の責任者に次の権限を委任することに同意したことになります。  
(委任事項)  
1 工事請負の入札及び発注の件  
2 工事請負契約の締結の件  
3 工事代表の選定及び変更の件  
4 選定入札責任の件  
5 その他工事施工に関する一切の件

**同意書**  
申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。  
1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県地の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として7か月を経過した日までの間とする。

**誓約書**  
申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。  
1 暴力団等を締結する措置について  
暴力団又は暴力団関係者は、次の各号のいずれにも該当しません。また、是が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（営業工場の請負契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、原則的に、又は実質的に暴力団の不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と関係されるべき関係者として認められる法人若しくは組合等を利用している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与すると種別別暴力団の種別審査協力し、又は関与している者  
(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に詳細されるべき関係を有している者  
(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者  
2 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法（平成11年法律第70号）第4条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法（昭和9年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。  
3 広島県税等の納付について（申請先自治体に広島県を含む場合のみ）  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、認定金、加算金について、未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）はありません。  
・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過失により上記2に違反した場合、是正を要しなくない。  
・過失以外の場合は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・申請先自治体に広島県を含む場合のみ）申請時点で広島県税の未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がある場合、その申請は認定できません。  
・資格者情報（認定）から、確認のため電話連絡する場合もあります。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等	
01 法人・個人区分	0:法人
02 法人番号	0987654321234
03 商号又は名称（フリガナ）	ギョウシャシ
04 商号又は名称（漢字等）	業者〇
05 代表者役職	代表取締役社長
06 代表者氏名（漢字等）	広島 次郎

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

申請先追加申請 送信完了 兼 受付票画面

印刷

受付番号 : C001784777772022042706

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : 工事  
企業ID : 7777777777  
商号又は企業名称 : 業者C  
連絡先電話番号 : 000-002-0001  
e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中町 海田町 北広島町 大崎上島町 世理町 神石高原町

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**業種追加申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



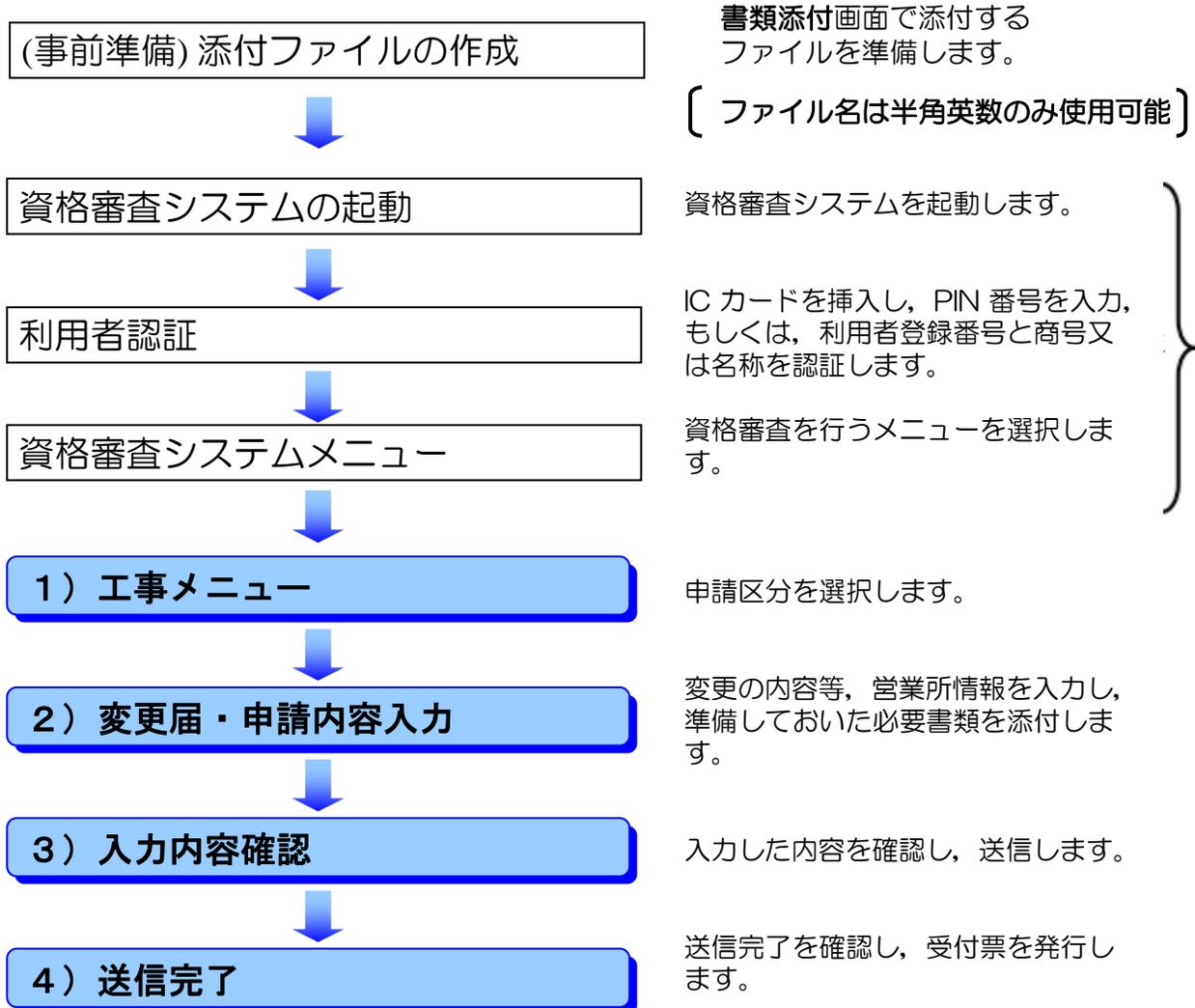
この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいてください。

## 4 変更等届出

変更等届出を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
認定済みの最新の入札参加資格申請書について、選択した自治体に対し、会社基本情報の変更を行うことができます。（希望業種の追加・削除、経審情報の変更はできません。）

認定後は、何度でも届出を行うことができますが、認定前に入札参加資格申請書について変更を行う機能ではありません。認定済みの届出内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

### ◆操作の流れ



## 1) 工事メニュー

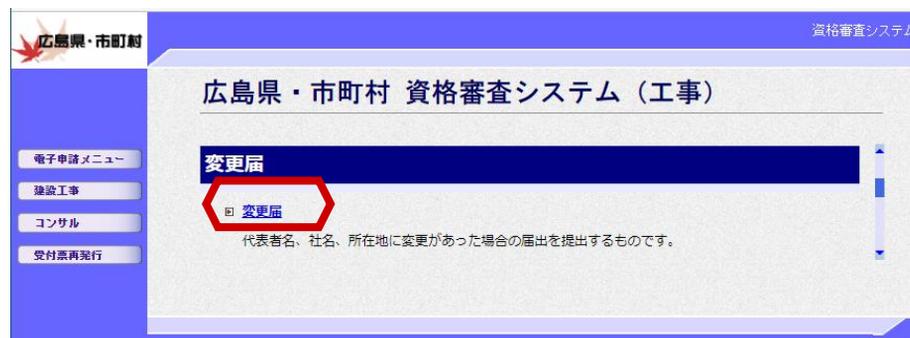
申請区分を選択します。

### ●初回ユーザの場合



「変更届(初)」  
をクリックします。

### ●一般ユーザの場合



「変更届」  
をクリックします。



「変更届(初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。  
「変更届」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。

## 2) 変更届・申請内容入力 [^](#)

## 2) 変更届・申請内容入力

変更の内容等を入力します。

①変更したい項目に**チェック**を付けると、入力が可能になります。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

②代表者が変更になった場合、20を入力します。

初回ユーザが1回目の変更届を申請する場合、初期画面が表示されるので、必須項目を入力します。また、提出先自治体一覧には入札参加資格の認定を受けている自治体にチェックを入れます。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

既に入力済みの営業所情報を変更します。

① 営業所を追加する場合又は初回ユーザの場合、営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

② 変更したい項目にチェックを付けると、入力が可能になります。画面をスクロールして、営業所情報を入力します。

※営業所数の変更も可能です。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。なお、添付する資料がない場合又は別途書面で提出する場合は、そのままコメントに進んでください。

①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

②「登記簿謄本追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

登記簿謄本書類を添付した場合、西暦で変更日を入力します。



添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

代表者氏名、本店住所、商号名称が変更となった場合、登記簿謄本の添付が必要です。

登記簿謄本をPDF形式またはZIP形式にし、1ファイルとして用意して下さい。

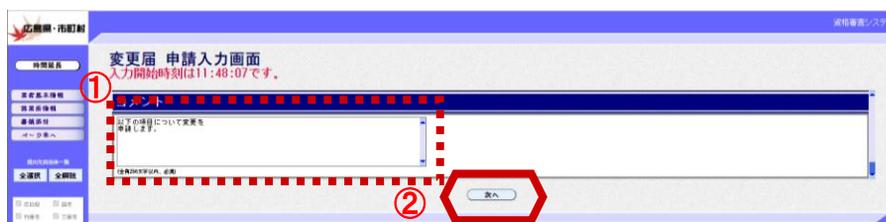
また、ファイル名は半角で『touhon』(大文字・小文字可)のみ使用可能です。

一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。

「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。

添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

変更内容を入力します。



①コメント入力欄に変更内容について入力します。

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**変更届 入力内容確認画面**

次の内容すべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

※各提出先  
貴自治体から認定を受けている建設工事に係る入札参加資格について、申請内容に変更があったので届け出ます。

**委任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の責任者に次の権限を委任することになります。

(委任事項)  
1 工事員数の入力及び見積の件  
2 工事員数割増の承認の件  
3 工事会社の請求及び受領の件  
4 課長個人責任の件  
5 その他工事現場に関する一切の件

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等	
0 1 法人・個人の区分	0:法人
0 2 法人番号	5240001040000
0 3 商号又は名称(フリガナ)	シンキョウウシヤ
0 4 商号又は名称(漢字等)	(特)新残業者日
0 5 代表者役職	取締役
0 6 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎
0 7 郵便番号(主たる営業所<本店>)	739-0000
0 8 主たる営業所の所在地(市区町村コード(本店))	34:広島県34212:東広島市
0 9 主たる営業所の所在地(漢字等)	大字以降番地まで 結合町1-1 ビル1
■ 基本事項	
0 現在の新設業の許可番号	大段・知事コ 下 許可番号 037412 許可年月日 令和 2年 6月22日 (月)
1 1 (旧) 建設業の許可番号	大段・知事コ 下 旧許可番号
1 2 主たる営業所の電話番号	000-000-0001
1 3 FAX番号	000-000-0002
1 4 Eメールアドレス	test001@test.co.jp
1 5 Eメールアドレス区分	0:法人用

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

変更等届出 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : D007085777772022042707

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。

分野区分 : 工事  
 企業ID : 7777777777  
 商号又は企業名称 : 新規業者B  
 連絡先電話番号 : 000-002-0001  
 e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 口次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。

広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中町 海田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信完了しました。  
 複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。

印刷

戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**変更等届出 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



注意

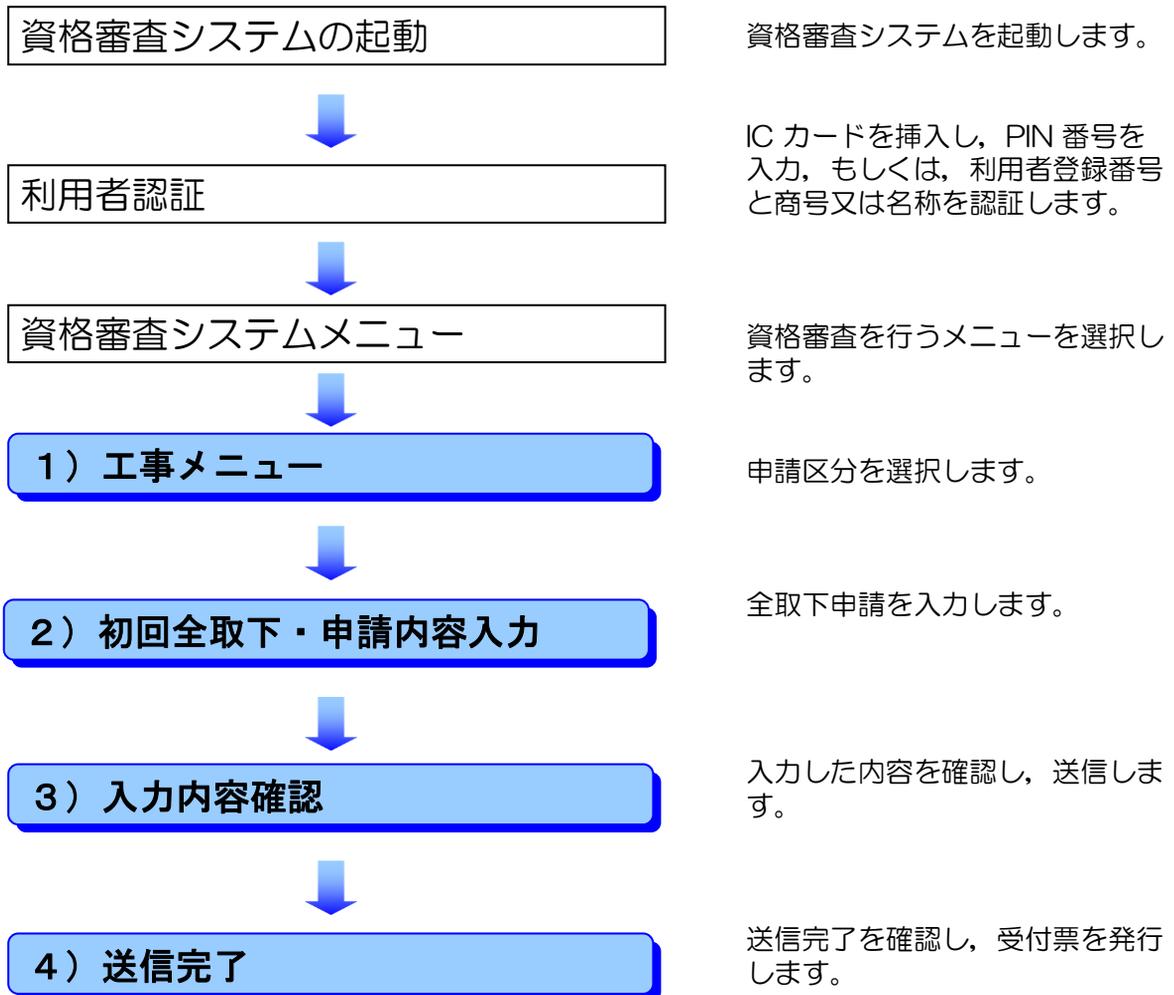
この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 取下申請

### 5 - 1.1 全取下申請【初回ユーザ】

全取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
入札参加資格認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業種の取下を申請します。

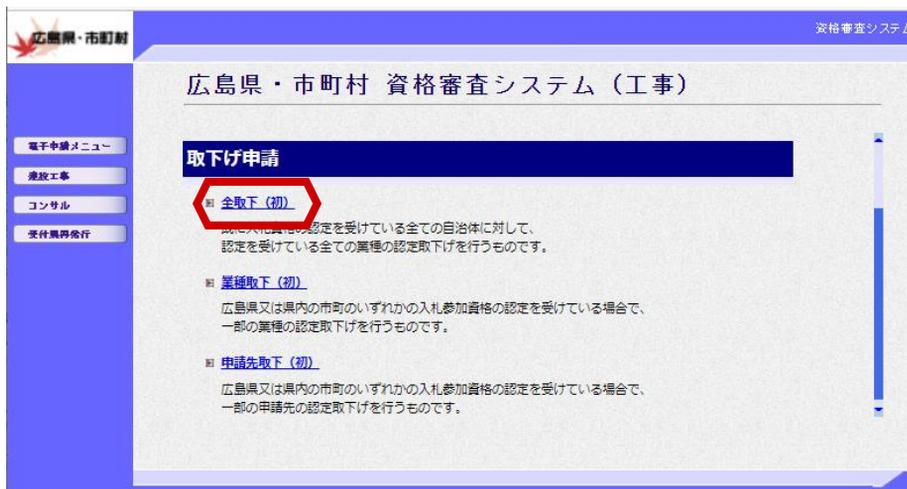
#### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「全取下(初)」  
をクリックします。



「全取下(初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回全取下・申請内容入力 [へ](#)

## 2) 初回全取下・申請内容入力

全取下申請を入力します。

この全取下げ申請は、申請中の情報について取り消しを申請するものではありません。既に入札参加の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業種の認定取下げを行います。このまま、全取下げ申請を行いますか？

①

OK キャンセル

①「OK」をクリックします。

広島県・市町村 資格審査システム

初回全取下 申請入力画面  
入力開始時刻は17:04:17です。

業者基本情報

0 1 法人、個人等の区分  法人 (必須)  個人

0 2 商号又は名称 (フリガナ)

0 3 商号又は名称 (漢字等)

0 4 代表者氏名 (漢字等)

0 5 郵便番号 (主たる営業所<本店>)

0 6 申請事務担当

コメント

③

④

次へ

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③コメント入力欄に取下内容について入力します。  
例：認定済の資格の全部を取り下げます。なお、認定いただいている自治体は次のとおりです。〇〇市、△△市

④「次へ」をクリックします。

提出先は選択できません。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

初回全取下 入力内容確認画面

次の内容すべて希望値入力に該当します。  
異なる場合は、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

※重要事項  
異時関係から認定を受けている建設工事に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

業者基本情報		
■ 番号又は名称等		
0 1 法人・個人の種類	0 法人	
0 2 番号又は名称(フリガナ)	シンキギョウシャ	
0 3 番号又は名称(漢字等)	(株) 新経業者C	
0 4 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎	
0 5 郵便番号(主たる営業所<本店>)	537-0114	
■ 申請事務担当事項		
申請事務担当部署名	部署名(漢字等)	申請事務担当部署名
氏名(漢字等)	申請事務担当氏名	
電話番号	000-000-0001	
FAX番号	000-000-0002	
Eメールアドレス	test001@test.co.jp	
0 6 申請事務担当者		

コメント

(申請・届出の内容を簡単に記入してください。  
記入内容が間違っていますので必ず内容に応じて修正してください。)  
認定済の資格の全部を取り下げます  
なお、会社は初回ユーザで法人 認定いただいている自治体は次の通りです。  
・広島県、〇〇市、△△市、◇◇町

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

### 全取下申請 送信完了 兼 受付票画面

**受付番号 : M0000356666620220501**

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙に必要があります。

分野区分 : 工事  
 企業ID : 666666666  
 番号又は企業名称 : 新規業者C  
 連絡先電話番号 : 222-2222-2222  
 e-MAIL : shinseiEmail@test.co.jp

申請先自治体に送信が完了しました。  
 催告がある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
 広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中市  
 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

印刷

戻る

取下内容の送信が完了した場合は、**全取下申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。

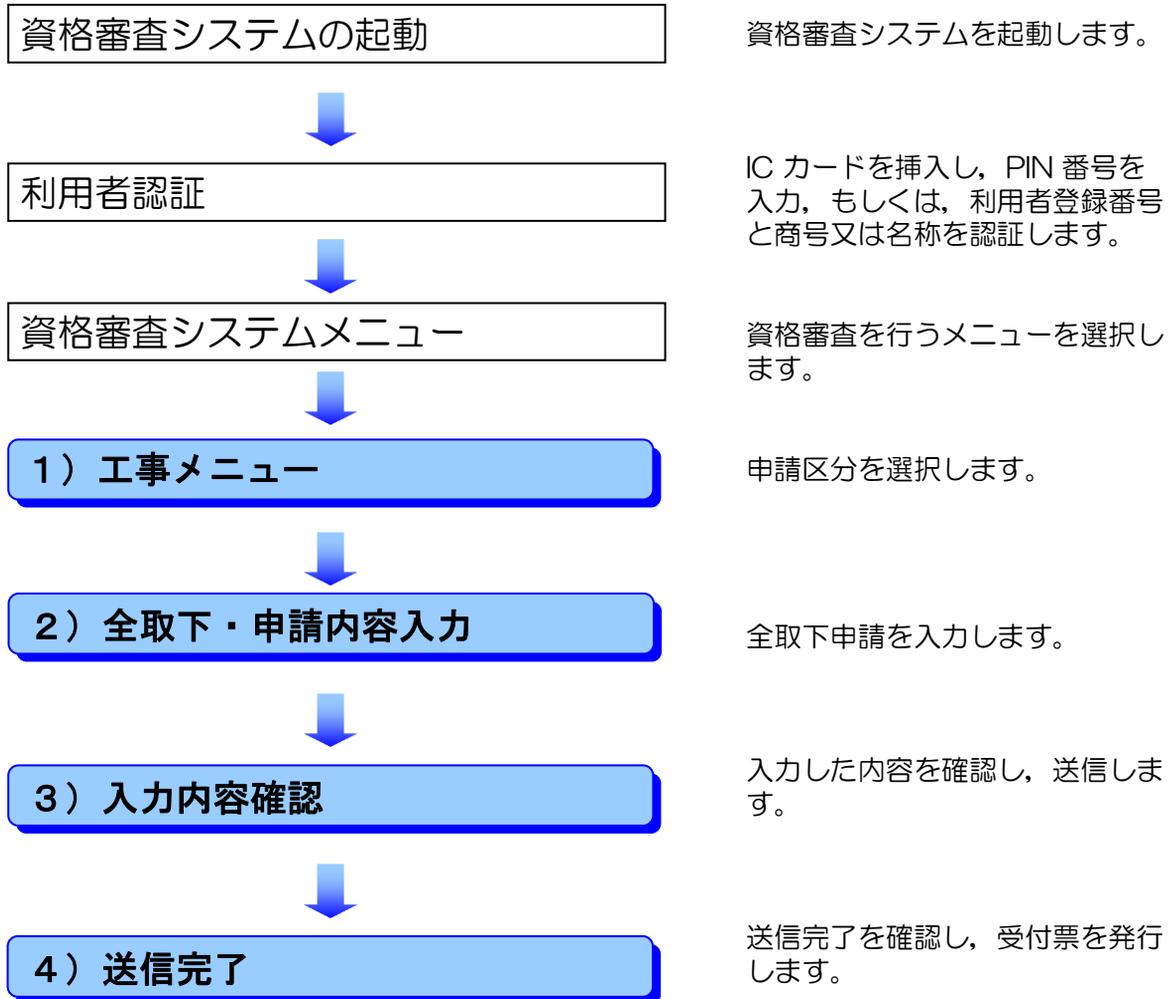


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 - 1.2 全取下申請【一般ユーザ】

全取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業種の取下进行を申請します。

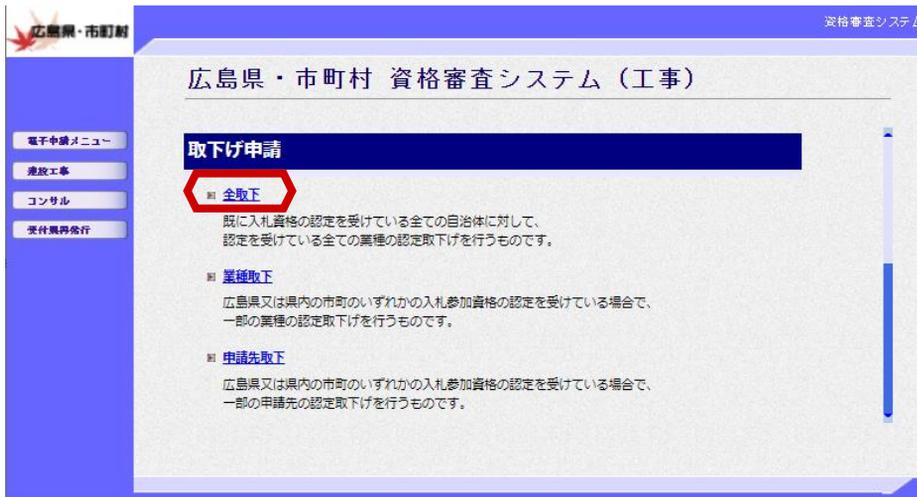
### ◆操作の流れ



2章 共通操作 参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「全取下」  
をクリックします。



注意

「全取下」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 全取下・申請内容入力 へ

## 2) 全取下・申請内容入力

全取下申請を入力します。

この全取下申請は、  
申請中の情報について取り消しを申請するものではありません。  
既に入札参加の認定を受けている全ての自治体に対して、  
認定を受けている全ての業種の認定取下げを行います。  
このまま、全取下申請を行いますか？

①

OK

キャンセル

① 「OK」をクリックします。

認定済み自治体

自治体			
54000	兵庫県	54201	芦屋市
54204	三木市	54207	三木市
54209	三木市	54211	三木市
54213	三木市	54301	三木市
54204	三木市	54309	三木市
54431	三木市	54401	三木市
54545	三木市		

業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人区分  法人  個人 (必須)

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウジョウシャビー (英訳カタカナ、50文字以内、必須)

03 商号又は名称(漢字等) 新橋建設 (英訳カタカナ、50文字以内、必須)

04 代表者氏名(漢字等) 代表 太郎 (英訳カタカナ、50文字以内、必須)

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 100-0000 (4桁数字、必ず1文字)

■ 申請事務担当者事項

06 申請事務担当者

部署名(漢字等)	申請部署
氏名(漢字等)	申請 太郎
電話番号	000-102-0001
FAX番号	000-102-0002
Eメールアドレス	test12@test.co.jp

③ 次へ

②必要に応じて、  
申請事務担当者事項  
を入力します。

③ 「次へ」  
をクリックします。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

全取下 入力内容確認画面

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各業注者様  
貴自治体から認定を受けている建設工事に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

認定済み自治体			
自治体			
34000	広島県	34002	呉市
34203	竹原市	34212	東広島市
34307	熊野町	34309	坂町

業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分 0:法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウウシャ

03 商号又は名称(漢字等) (特) 新規業者 1

04 代表者氏名(漢字等) 広島 太郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 739-0000

■ 申請事務担当者事項

06 申請事務担当者	部署名(漢字等)	申請部署
	氏名(漢字等)	申請 太郎
	電話番号	000-000-0001
	FAX番号	000-000-0002

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

### 全取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : E000065777772022042708

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙になります。

分野区分 : 工事  
 企業ID : 777777777  
 番号又は企業名称 : 新規業者B  
 連絡先電話番号 : 000-002-0001  
 e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 □次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
 広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中市 鞆田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
 複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

取下内容の送信が完了した場合は、**全取下申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。

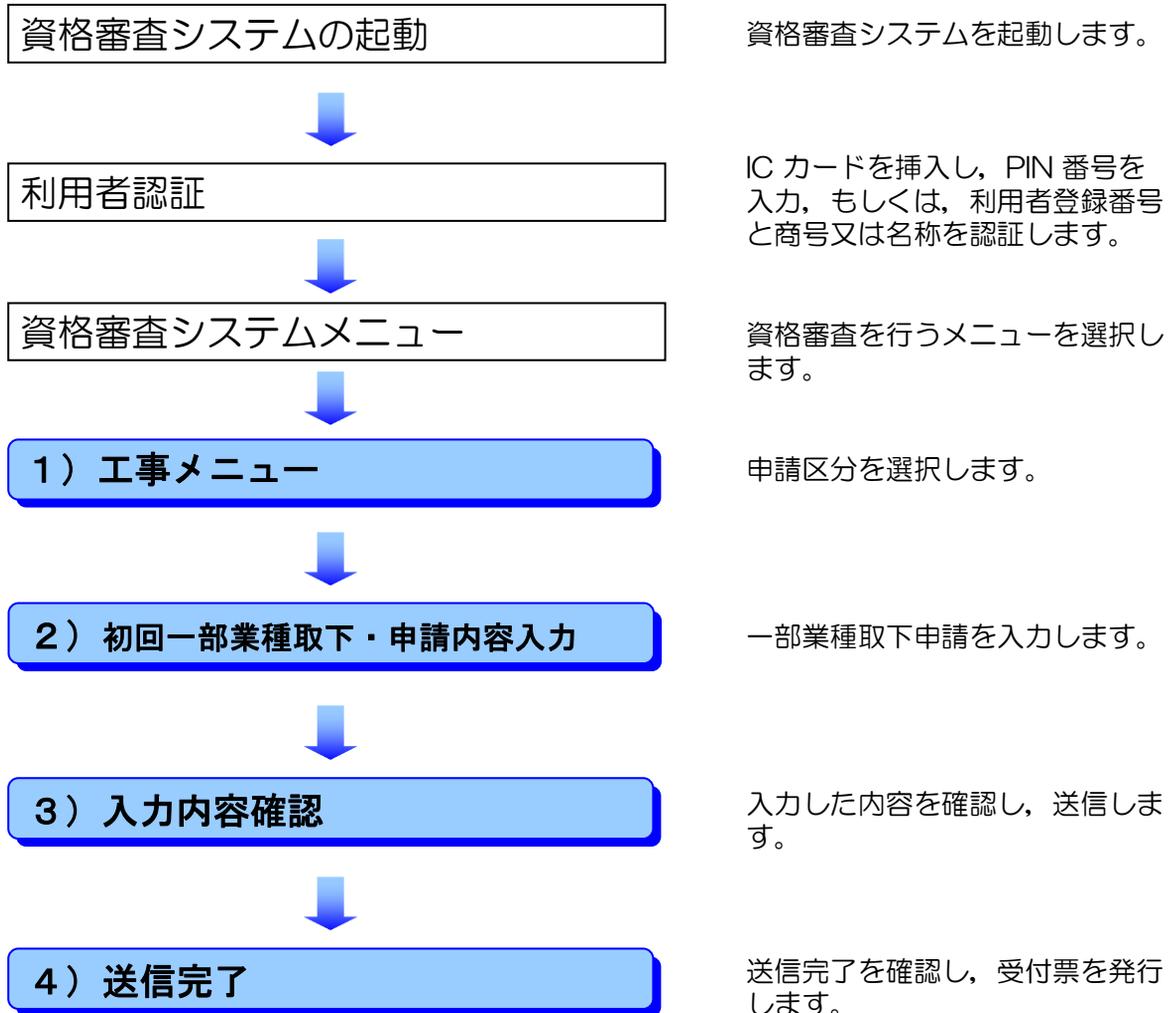


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいて下さい。

## 5 - 2.1 一部業種取下申請【初回ユーザ】

一部業種取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている業種の中から、認定取下を行う業種を選択して申請します。

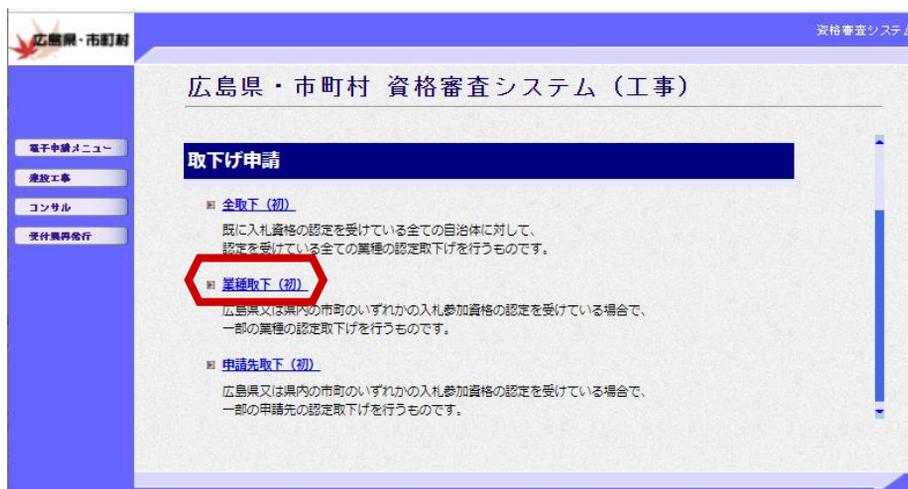
### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「業種取下 (初)」  
をクリックします。



「業種取下 (初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回一部業種取下・申請内容入力 [へ](#)

## 2) 初回一部業種取下・申請内容入力

一部業種取下申請を入力します。

初回一部業種取下 申請入力画面  
入力開始時刻は10:04:01です。

取下げ業種一覧

業種	番号	業種
<input type="checkbox"/>	1	第一種電気工事
<input type="checkbox"/>	2	第二种電気工事
<input type="checkbox"/>	3	第三種電気工事
<input type="checkbox"/>	4	大工工事業
<input type="checkbox"/>	5	左官工事業
<input type="checkbox"/>	6	石工工事業
<input type="checkbox"/>	7	漆工工事業
<input type="checkbox"/>	8	瓦葺工事業
<input type="checkbox"/>	9	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	10	電気工事業
<input type="checkbox"/>	11	保工工事業
<input type="checkbox"/>	12	土木工事業
<input type="checkbox"/>	13	建築工事業
<input type="checkbox"/>	14	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	15	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	16	舗装工事業

(途中画面省略)

■ 資格又は名称等

01 法人・個人区分  法人  個人 (法人)

02 番号又は名称 (フリガナ)

03 番号又は名称 (漢字等)

04 氏名(氏名 (漢字等))

05 郵便番号 (〒) (郵便番号(〒))

■ 申請事務所住所等

06 申請事務所住所

07 郵便番号

08 電話番号

09 FAX番号

10 Eメールアドレス

4 コメント  
以下は項目について記入が義務です。

5 次へ

①提出する自治体にチェックを付けます。

②認定を取下げする業種に、選択のチェックを付けます。

③申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

④コメント入力欄に取下内容について入力します。  
例：認定済の資格のうち、次の業種の資格をすべて取り下げます。  
大工工事業、電気工事業

⑤「次へ」をクリックします。



「取下げ業種一覧」は、全ての業種が表示されています。認定取下げを行う業種にチェックを付けてください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

提出先自治体一覧の「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

提出先自治体一覧の「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

取下げ業種一覧の「全選択」をクリックすると、全ての業種を選択します。

取下げ業種一覧の「全解除」をクリックすると、全ての業種を選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

初回一部業種取下 入力内容確認画面

次の内容すべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

※希望業種  
資格取得から認定を受けている建設工事に係る人員参加資格を取り下げたいので届け出ます。

選択	番号	業種
<input type="checkbox"/>	1	土ホー工事業
<input type="checkbox"/>	2	プレストレストコンクリート
<input type="checkbox"/>	3	建築一式工事業
<input type="checkbox"/>	4	大工工事業
<input type="checkbox"/>	5	左官工事業
<input type="checkbox"/>	6	とび・土工・コンクリート工事業
<input type="checkbox"/>	7	法面処理
<input type="checkbox"/>	8	石工事業
<input type="checkbox"/>	9	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	10	電気工事業
<input type="checkbox"/>	11	管工事業
<input type="checkbox"/>	12	タイル・レンガ・ブロック工事業
<input type="checkbox"/>	13	鋼構造物工事業
<input type="checkbox"/>	14	鋼骨上部
<input type="checkbox"/>	15	鉄筋工事業
<input type="checkbox"/>	16	舗装工事業

(途中画面省略)

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

業者基本情報

01 業号(法人名称)  
02 法人 個人(住所)  
03 法人 個人(住所)  
04 法人 個人(住所)  
05 法人 個人(住所)

申請資格取得者事項

06 申請者(法人名称)  
07 申請者(法人名称)  
08 申請者(法人名称)  
09 申請者(法人名称)  
10 申請者(法人名称)

コメント

戻る 送信

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

一部業種取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : N0000476666662022051007

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送する際の表紙にする必要があります。

分野区分	: 工事
監理ID	: 0000000000
発注又は企業名称	: 株式会社C
連絡先電話番号	: 222-2222-2222
e-MAIL	: shiraseEmail@test.co.jp

申請先自治体に送信が完了しました。  
 複数存在する場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再印刷の場合、受付票を再発行する必要がある場合があります。

提出先自治体一覧  
 印刷 戻る

取下内容の送信が完了した場合は、**一部業種取下申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。

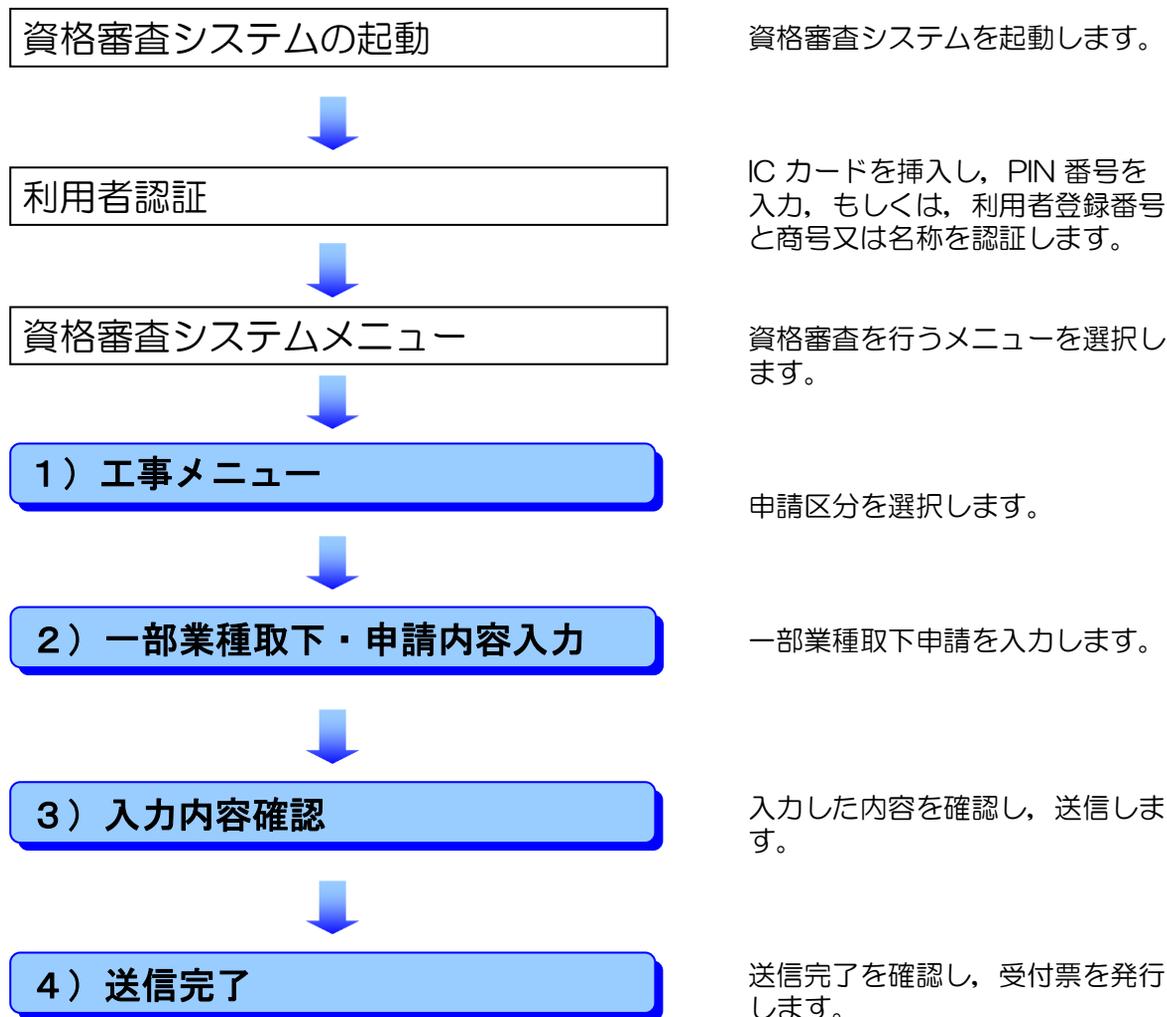


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいて下さい。

## 5 - 2.2 一部業種取下申請【一般ユーザ】

一部業種取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている業種の中から、認定取下を行う業種を選択して申請します。

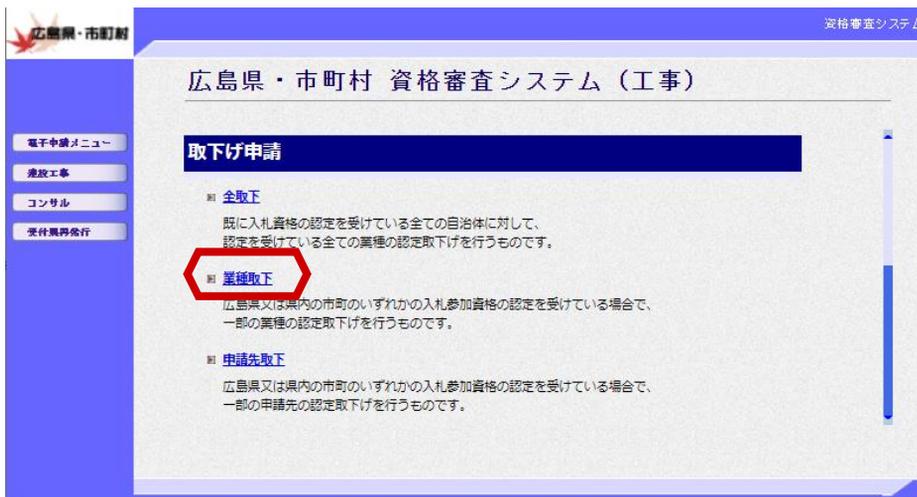
### ◆操作の流れ



2章 共通操作 参照

## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「業種取下」をクリックします。



「業種取下」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 一部業種取下・申請内容入力 [^](#)

## 2) 一部業種取下・申請内容入力

一部業種取下申請を入力します。

一部業種取下 申請入力画面  
入力開始時刻は19:50:39です。

取下業種一覧

全選択	全解除	業種
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 土キ一式工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 プレストレストコンクリート
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 舗装一式工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 大工工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 塗装工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 とび・土工・コンクリート工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 建築設備
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 石工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 解体工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 舗装工事業
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 水道施設工事業

業者基本情報

01 法人・個人の情報  
 02 商号又は名称(フリガナ)  
 03 商号又は名称(漢字等)  
 04 代表者氏名(漢字等)  
 05 郵便番号(主たる営業所<本店>)

申請事務担当者情報

06 申請事務担当者  
 氏名(漢字等)  
 電話番号  
 FAX番号  
 Eメールアドレス

コメント  
 以下の項目について解説を申請します。

次へ

①認定を取下げする業種に、  
選択のチェックを付けます。

②必要に応じて、申請事務担  
当者事項を入力します。

③コメント入力欄に取下げ内  
容について入力します。  
例：認定済の資格のうち、次  
の業種の資格をすべて取り下  
げます。  
土木、建築、電気、管

④「次へ」をクリックします。



「取下業種一覧」は、認定済みの業種を表示します。  
認定取下げを行う業種にチェックを付けてください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」をクリックすると、全ての業種を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての業種の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。



## 3) 入力内容確認

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

一部業種取下 入力内容確認画面

次の内容をすべての希望業種先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各業種業者  
有自治体から認定を受けている建設工事に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

選択	番号	業種
<input type="checkbox"/>	1	土ホ一工事業
<input type="checkbox"/>	2	建築一工事業
<input type="checkbox"/>	3	とび・土工・コンクリート工事業
<input type="checkbox"/>	4	法面処理
<input type="checkbox"/>	5	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	6	水道施設工事業
<input type="checkbox"/>	7	解体工事業

業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人区分 0:法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウシャ

03 商号又は名称(漢字等) (株)新視業者B

04 代表者氏名(漢字等) 広島 太郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 745-0000

■ 申請事務担当者事項

06 申請事務担当者

部署名(漢字等)	営業部
氏名(漢字等)	申請 太郎
電話番号	000-000-0001
FAX番号	000-000-0002
Eメールアドレス	elz@horin.co.jp

コメント

(申請・届出の内容を簡単に記入してください。  
記入内容が間違っていますので必ず内容を確認してください。)  
認定済の業種のうち、次の業種の資格をすべて取り下げます。  
○○○・○○○・△△

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

一部業種取下申請 送信完了 兼 受付票画面

印刷

受付番号 : F000126777772022042709

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙に必要があります。

分野区分 : 工事  
 企業ID : 7777777777  
 商号又は企業名称 : 新規業者B  
 連絡先電話番号 : 000-002-0001  
 e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 □次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
 広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中市 海田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
 複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
 広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中市 海田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

戻る

取下内容の送信が完了した場合は、**一部業種取下申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。

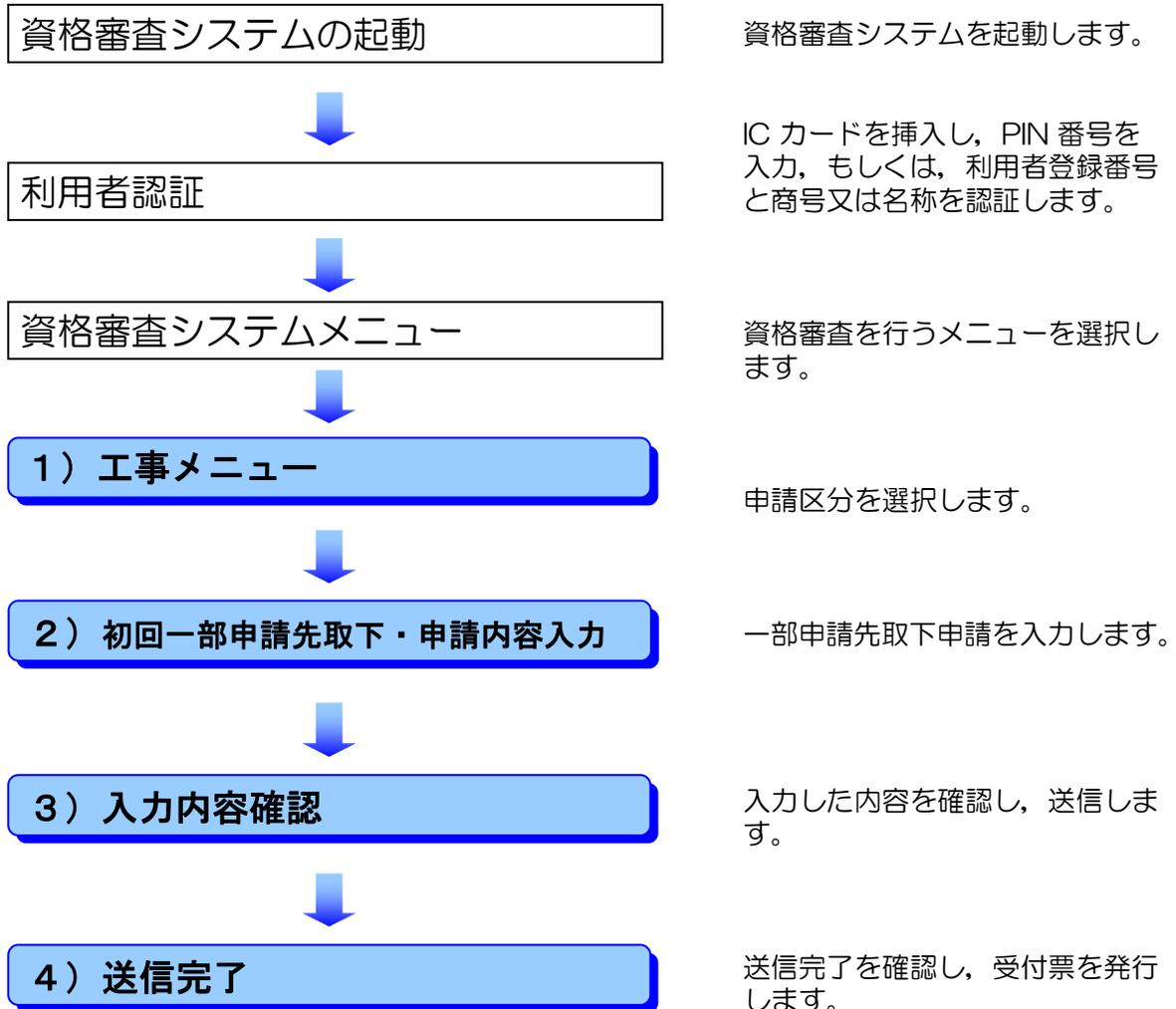


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいて下さい。

## 5 - 3.1 一部申請先取下申請【初回ユーザ】

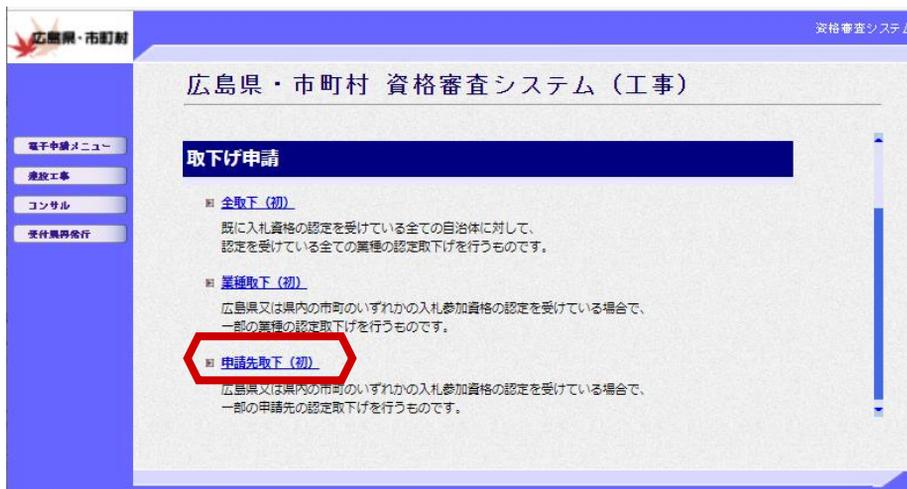
一部申請先取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている自治体の中から、認定取下を行う自治体を選択して申請します。

### ◆操作の流れ



## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「申請先取下 (初)」  
をクリックします。



「申請先取下 (初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回一部申請先取下・申請内容入力 [^](#)

## 2) 初回一部申請先取下・申請内容入力

一部申請先取下申請を入力します。

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③コメント入力欄に取下内容について入力します。  
例：〇〇市から認定いただいている資格をすべて取り下げます。

④「次へ」をクリックします。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認 ^

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

初回一部申請先取下 入力内容確認画面

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

審査注意書  
審査事項から認定を受けている建設工事に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

**業者基本情報**

■ 番号又は名称等

0 1 法人・個人の区分	0 法人
0 2 番号又は名称(フリガナ)	シンキギョウシャ
0 3 番号又は名称(漢字等)	(株)新設業者C
0 4 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎
0 5 郵便番号(主たる営業所へ本店)	537-0114

■ 申請事務担当事項

0 6 申請事務担当者	部署名(漢字等)	申請部署
	氏名(漢字等)	申請 太郎
	電話番号	000-000-0001
	FAX番号	000-000-0002
	Eメールアドレス	test001@test.co.jp

**コメント**

(申請・届出の内容を簡単に記入してください。  
記入例を参照表示していますので必要に応じて修正してください。)  
〇〇市・〇〇市から認定いただいている資格をすべて取り下げます。  
なお、貴社は初回ユーザーであり、  
このほか〇〇市・〇〇市からの各種の資格認定をいただいています。

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

印刷

一部申請先取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : 0000046666662022050602

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙に必要があります。

分野区分	: 工事
企業ID	: 6666666666
商号又は企業名称	: 新規業者C
連絡先電話番号	: 222-2222-2222
e-MAIL	: shinseiEmail@test.co.jp

申請先自治体に送信が完了しました。  
複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
府中市

戻る

取下内容の送信が完了した場合は、**一部申請先取下申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**工事メニュー画面**に戻ります。



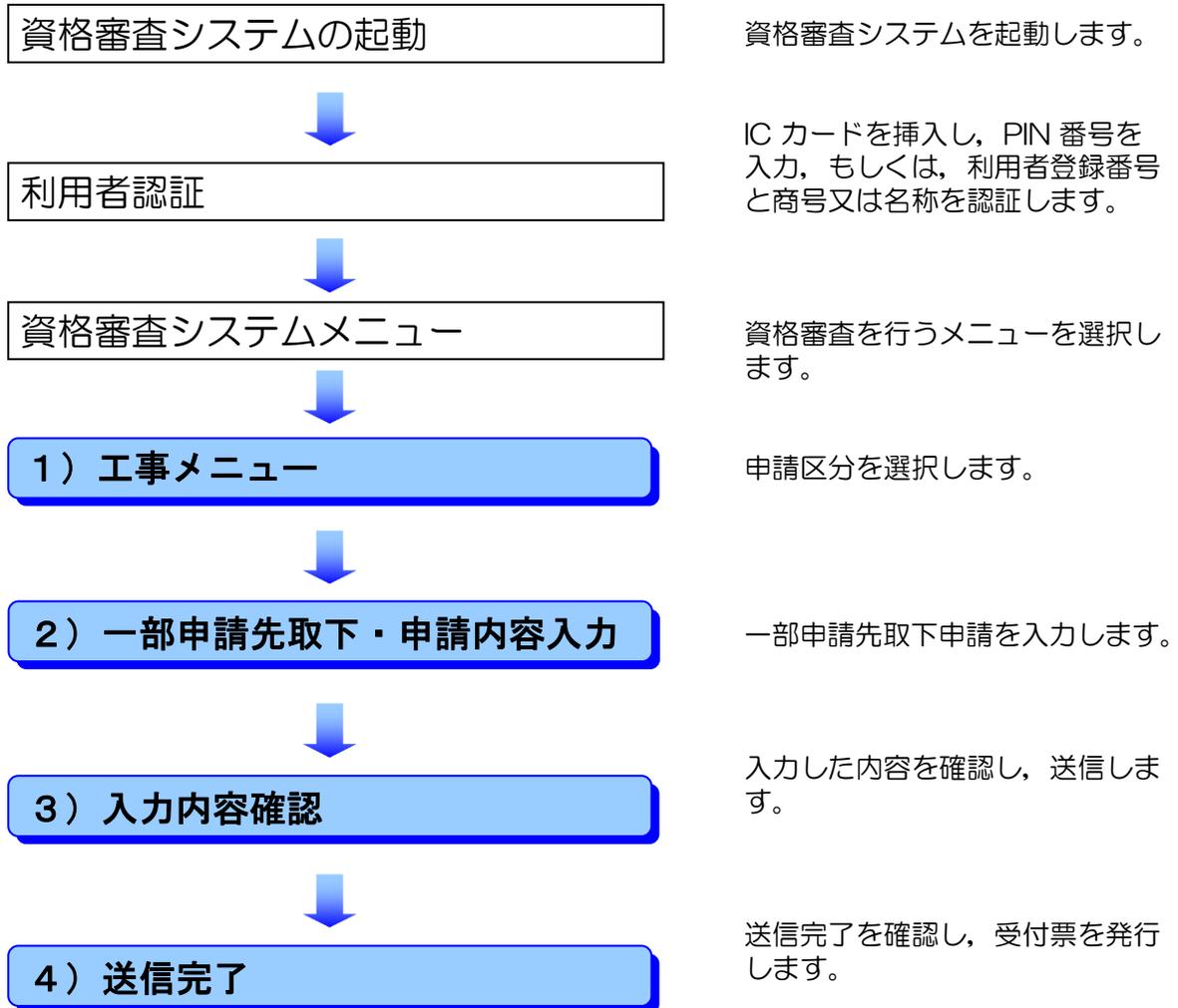
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいて下さい。

## 5 - 3.2 一部申請先取下申請【一般ユーザ】

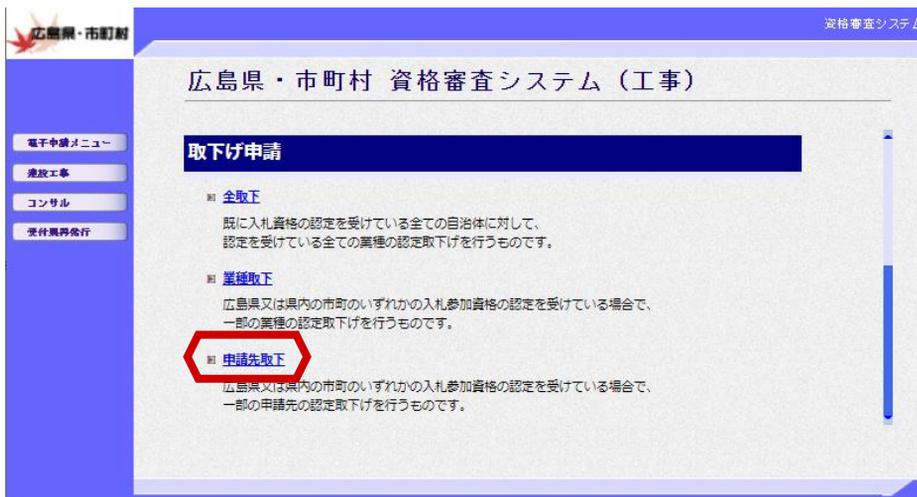
一部申請先取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている自治体の中から、認定取下を行う自治体を選択して申請します。

### ◆操作の流れ



## 1) 工事メニュー

申請区分を選択します。



「申請先取下」  
をクリックします。



「申請先取下」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 一部申請先取下・申請内容入力 へ

## 2) 一部申請先取下・申請内容入力

一部申請先取下申請を入力します。

一部申請先取下 申請入力画面  
入力開始時刻は16:29:14です。

認定済み自治体

認定済		全選択		全解除	
<input type="checkbox"/>	広島県	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市	<input type="checkbox"/>	広島市

業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分  法人  個人 (必須)

02 商号又は名称(フリガナ) シンキギョウジキョビー (半角カタカナ、50文字以内、必須)

03 商号又は名称(漢字等) 新築業者 (半角、50文字以内、必須)

04 代表者氏名(漢字等) 代表 太郎 (半角、50文字以内、必須)

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 100-0000 (半角数字、必ず4桁)

■ 申請事務担当者事項

06 申請事務担当者

部署名(漢字等) [申請部署B]

氏名(漢字等) [申請 太郎 B]

電話番号 000-102-0001

FAX番号 000-102-0002

Eメールアドレス test012@test.co.jp

コメント

以下の項目について取消を申請します。

[半角1000文字以内、必須]

次へ

①認定を取下げする申請先に、チェックを付けます。

②必要に応じて、申請事務担当者事項を入力します。

③コメント入力欄に取下げ内容について入力します。  
例：〇〇市・△△市から認定  
ただいている資格をすべて取り  
下げます。

④「次へ」をクリックします。



「認定済み自治体」は、認定済みの申請先を表示します。  
認定取下げを行う申請先にチェックを付けてください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

印刷

申請したい内容

一部申請先取下 入力内容確認画面

次の内容すべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各業法資格  
数日単位から認定を受けている建設工事に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

取下げ自治体一覧

自治体			
<input type="checkbox"/>	広島県	<input type="checkbox"/>	呉市
<input type="checkbox"/>	福山市	<input type="checkbox"/>	三次市
<input type="checkbox"/>	大竹市	<input type="checkbox"/>	東広島市
<input type="checkbox"/>	廿日市市	<input type="checkbox"/>	府中町
<input type="checkbox"/>	瀬田町		

業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分 0が法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウジョ

03 商号又は名称(漢字等) (特) 新機業者白

04 代表者氏名(漢字等) 広島 太郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 745-0000

■ 申請事務担当者事項

06 申請事務担当者

部署名(漢字等)	営業部
氏名(漢字等)	申請 太郎
電話番号	000-000-0001
FAX番号	000-000-0002
Eメールアドレス	test001@est.co.jp

コメント

(申請・提出の内容を簡単に記入してください。  
記入例を参考表示していますので必要に応じて修正してください。)  
○市・△市から認定いただいている資格をすべて取り下げます。

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(工事メニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

印刷

一部申請先取下げ申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : G000156777772022042710

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。

分野区分 : 工事  
 企業ID : 7777777777  
 商号又は企業名称 : 新規業者B  
 連絡先電話番号 : 000-002-0001  
 e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 □次の○で囲んだ自治体の課税又は市町税については、納税義務はありません。

広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中町 海田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

経費事項審査情報を入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
 複数ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
 広島県 竹原市 三原市 福山市 三次市 大竹市 廿日市市 府中町 海田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町

戻る

取下内容の送信が完了した場合は、一部申請先取下げ申請 送信完了 兼 受付票画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、工事メニュー画面に戻ります。



注意

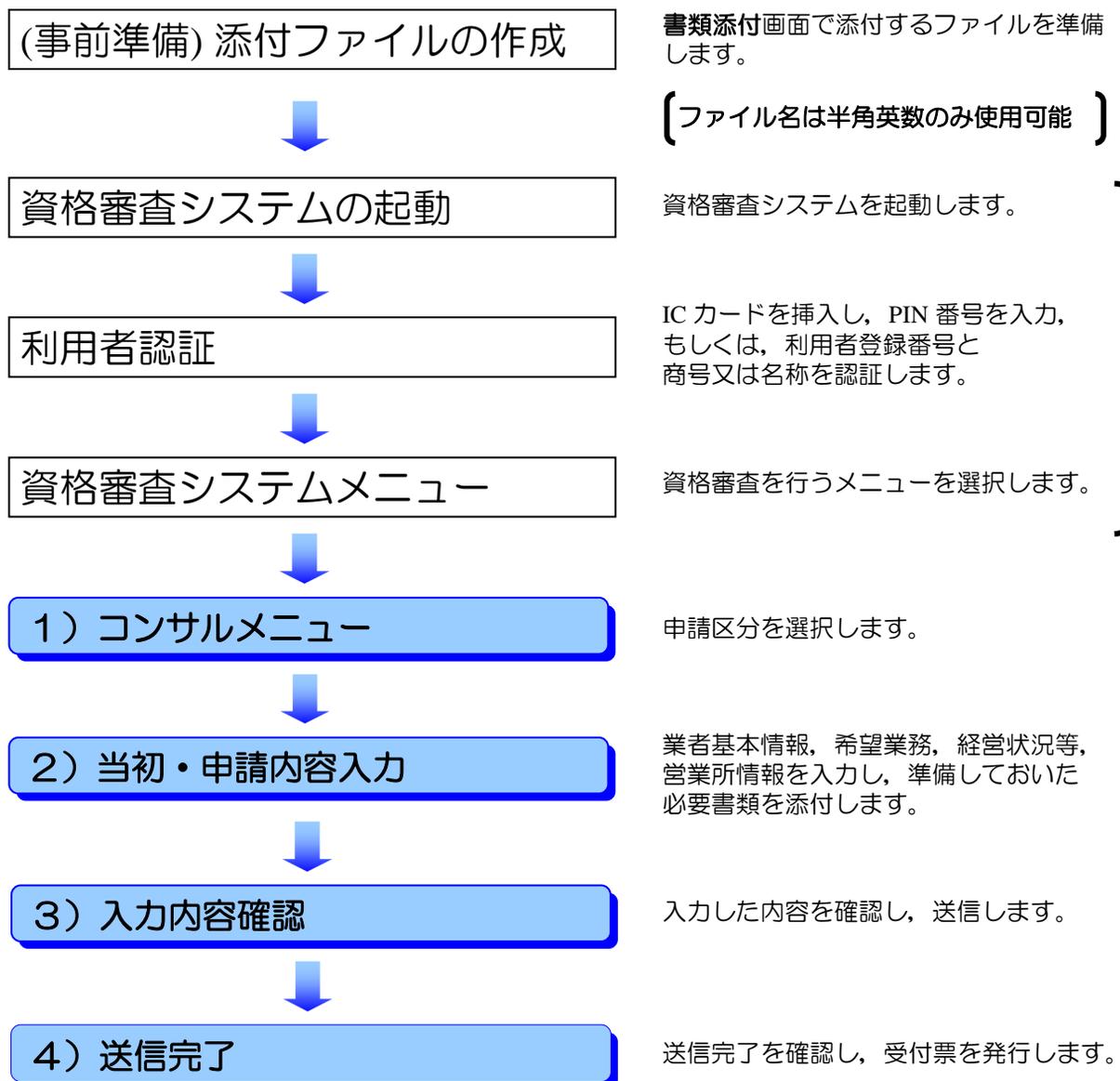
この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。その場合受付番号が必要となりますので、念のため控えておいて下さい。

## 4章 各種申請 (コンサル編)

# 1 当初認定申請

当初認定申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
 当初申請期間中に申請先の自治体を選択し、申請内容を入力します。  
 申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。  
 訂正期間の場合の操作は、2. 当初認定申請【訂正申請】を参照してください。

## ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

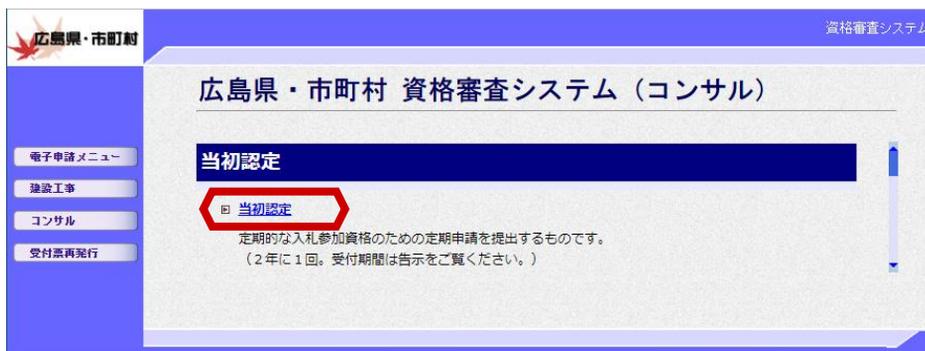
申請区分を選択します。

### ●初回ユーザの場合



「当初認定(初)」をクリックします。

### ●一般ユーザの場合



「当初認定」をクリックします。



「当初認定(初)」は、初回ユーザで当初認定の申請期間中は画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。  
 「当初認定」は、一般ユーザで当初認定の申請期間中は画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 当初・申請内容入力 [へ](#)

## 2) 当初・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③04 商号又は名称(漢字等)は(株)などの( )も全角で入力してください。例:〇〇建設(株)

④06 代表者氏名(漢字等)は、姓と名のあいだを一文字空けてください。



「業者基本情報CSV取込」については、2章\_共通操作の(参考)CSV取込を参照してください。  
「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

希望業務を入力します。

当初認定 申請入力画面  
入力開始時刻は16:02:10です。 本画面の有効時間は40分です。 期間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンを押下してください。

**希望業務**

2.5 法令等の登録等の有無と登録番号を付けている事業一覧（全角、8文字以内）  
（登録者とチェックした場合のみ、登録番号、登録年月日の入力が可能となり、また、入力が必要となります。）

番号	登録事業名	登録あり	登録番号	登録年月日
1	測量業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.1] 号	令和 4年 4月 1日
2	建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.2] 号	令和 4年 4月 2日
3	地質調査業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.3] 号	令和 4年 4月 3日
4	補償コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.4] 号	令和 4年 4月 4日
5	建設コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.5] 号	令和 4年 4月 5日
6	不動産鑑定業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.6] 号	令和 4年 4月 6日
7	土地家屋調査士	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.7] 号	令和 4年 4月 7日
8	司法書士	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.8] 号	令和 4年 4月 8日
9	計量証明事業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 [1.1.1.1.1.1.1.9] 号	令和 4年 4月 9日

2.6 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内訳  
（上記2.5の0.4にて、補償コンサルタントに登録者とチェックした場合のみ2.7は入力可能となり、また、1つ以上の登録を選択が必要となります。）

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

経営状況等

37		土質及び基礎	<input type="checkbox"/>
38		鋼構造及びコンクリート	<input type="checkbox"/>
39		トンネル	<input type="checkbox"/>
40		施工計画・施工設備及び構築	<input type="checkbox"/>
41		建設環境	<input type="checkbox"/>
42		機械	<input type="checkbox"/>
43		電気電子	<input type="checkbox"/>
44	<input type="checkbox"/>	その他業務（上記5業務以外）	<input type="checkbox"/>
45	<input type="checkbox"/>	登記手続等	<input type="checkbox"/>
46	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>

2.8-1 その他業務の具体的な内容（希望業務）（全角、15文字以内）  
※ 2.8 希望業務の内容で「4.6 その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で簡単に記入してください。

番号	希望業務
1	
2	
3	
4	
5	

印刷

次へ



28の01-03は、25の01（測量業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の04は、25の02（建築士事務所）が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の44は、25の06（不動産鑑定業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。

経営状況等を入力します。

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

営業所情報を入力します。

①営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

②営業所情報を入力します。



「営業所情報CSV取込」については、2章\_共通操作の(参考)CSV取込を参照してください。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

②「次へ」をクリックします。



● 添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。



3) 入力内容確認 ^

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**当初認定 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**委任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の受任者に次の権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)

- 業務委任の入札及び見積の件
- 業務委託契約の締結の件
- 業務代表の請求及び受領の件
- 庶代理人委任の件
- その他業務実施に関する一切の件

**同意書**

申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。

- 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県税の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。
- 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を経過した日までの間とする。

**誓約書**

申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。

- 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、異が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等（個人の場合はその者、法人の場合は役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と密接な関係をもつ者等と有しているおそれのある個人若しくは組合等を利用している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等と対し、資金等を供給し、又は便宜を提供するなどの種別から暴力団の維持運営に協力し、又は関係している者  
(4) 前号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に詳報されるべき関係をもっている者  
(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者
- 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。
- 広島県税等の納付について（申請先自治体に広島県を含む場合のみ）  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）はありません。  
・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・違反により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。  
・違反以外の場合は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・申請先自治体に広島県を含む場合のみ、申請時点で広島県税の未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がある場合、その申請は認定できません。  
・県税事務所（分室）から、確認のため電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	1:個人
02 法人番号	
03 商号又は名称(フリガナ)	シンキョウシャ
04 商号又は名称(漢字等)	(特) 新規業者
05 代表者役職	取締役
06 代表者氏名(漢字等)	広島 花子
07 郵便番号(本店)	070-0055

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



### 4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面

① 印刷

受付番号 : A044448666662022042908

申請先自治体に送信が完了しました。

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
(掲載枚数ある場合、全て郵送又は持参の対象となります。)  
 申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: コンサル
企業ID	: 6666666666
番号又は企業名称	: 新規業者 C
連絡先電話番号	: 000-000-0003
e-MAIL	: test003@test.co.jp

※再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。  
 <申請先自治体への納税義務について>

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 □次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
 広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市

② 戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

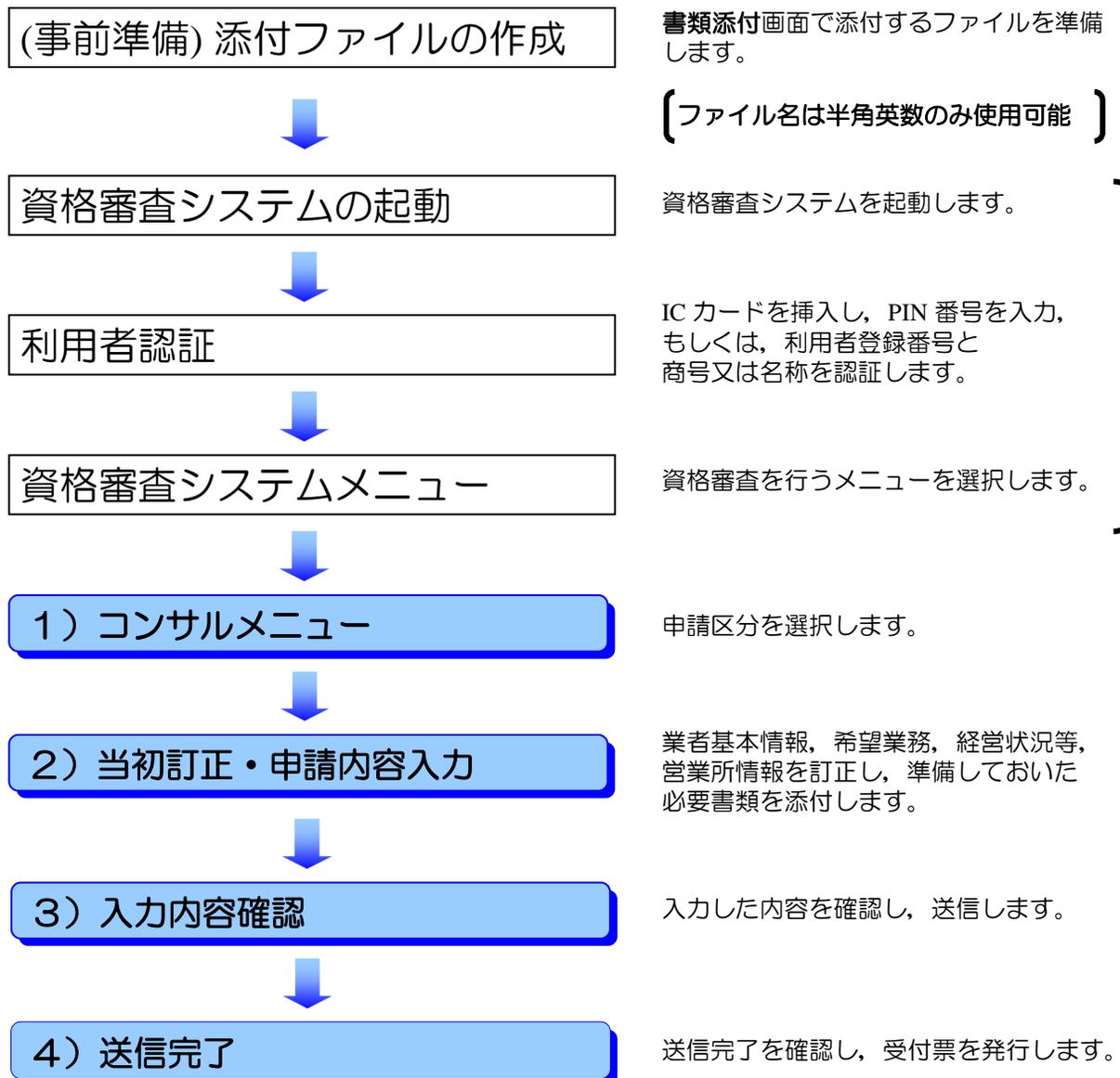


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 2 当初認定申請【訂正申請】

当初認定申請の訂正を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
訂正期間は、当初申請期間後に一定期間設けられ、特定の情報のみ訂正可能になります。  
(申請先や希望業務の追加・削除は不可)  
訂正期間中は、何度でも再訂正を行うことができます。必要箇所にチェックをつけて訂正してください。

### ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

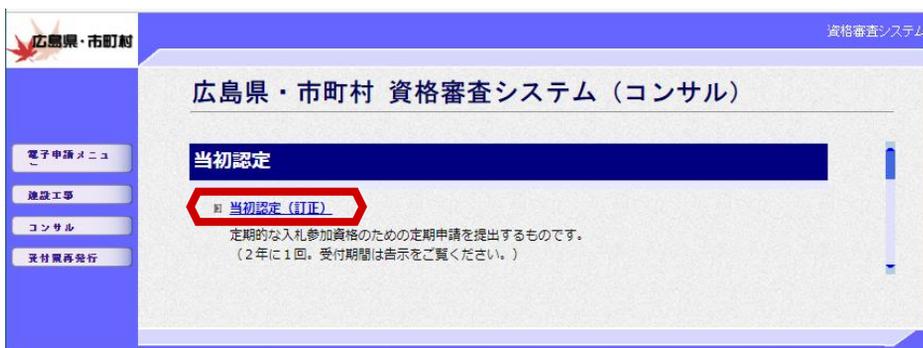
申請区分を選択します。

### ●初回ユーザの場合



「当初認定(初)(訂正)」をクリックします。

### ●一般ユーザの場合



「当初認定(訂正)」をクリックします。



「当初認定(初)(訂正)」は、初回ユーザで当初申請を行った場合のみ訂正期間中は画面に表示されますが、当初申請を行っていない場合や訂正期間外は画面に表示されません。

「当初認定(訂正)」は、一般ユーザで当初申請を行った場合のみ訂正期間中は画面に表示されますが、当初申請を行っていない場合や訂正期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 当初訂正・申請内容入力 [へ](#)

## 2) 当初訂正・申請内容入力

既に入力済みの業者基本情報を訂正します。

① 「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

② 「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

①提出先自治体は訂正できません。

②訂正したい項目にチェックを付けると、入力が可能になります。

画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

既に入力済みの希望業務を訂正します。

当初認定訂正 申請入力画面  
入力開始時刻は17:30:36です。本画面の有効時間は40分です。時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンを押下してください。

**希望業務**

25 途中等の登録等の有無と登録等を挙げている事業一覧(全角、8文字以内)  
[訂正チェックが入った場合のみ、[登録ありチェック]の入力が可能なる。]  
[登録有とチェックした場合のみ、登録番号、登録年月日の入力が可能となり、また、入力が必須となります。]

訂正	番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
<input checked="" type="checkbox"/>	1	測量業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 00000000 号	令和 4年 4月 28日 木
<input type="checkbox"/>	2	建築士事務所	<input type="checkbox"/>	第 11111112 号	令和 4年 4月 2日 土
<input type="checkbox"/>	3	地質調査業者	<input type="checkbox"/>	第 11111113 号	令和 4年 4月 3日 日
<input type="checkbox"/>	4	補償コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 11111114 号	令和 4年 4月 4日 月
<input type="checkbox"/>	5	建設コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 11111115 号	令和 4年 4月 5日 火
<input type="checkbox"/>	6	不動産鑑定業者	<input type="checkbox"/>	第 11111116 号	令和 4年 4月 6日 水

①25の訂正にチェックを付けると、登録業務情報(27まで)の入力が可能になります。

画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

27 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容  
(上記25の05にて、建設コンサルタントに登録有とチェックした場合のみ28は入力可能となり、また、1つ以上の登録有選択が必須となります。)

番号	部門名	登録あり
1	河川・砂防及び海岸・海洋	<input checked="" type="checkbox"/>
2	港湾・空港	<input checked="" type="checkbox"/>
3	電力土木	<input checked="" type="checkbox"/>
4	道路	<input checked="" type="checkbox"/>
5	鉄道	<input type="checkbox"/>
6	上水道及び工業用水道	<input type="checkbox"/>
7	下水道	<input type="checkbox"/>
8	農業土木	<input type="checkbox"/>
9	森林土木	<input type="checkbox"/>

(途中画面省略)

28-1 その他業務の具体的内容(希望業務) (全角、15文字以内)  
(全て入力不可項目)

番号	希望業務
1	その他1
2	その他2
3	その他3
4	その他4
5	その他5



28の01-03は、25の01(測量業者)が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の04は、25の02(建築士事務所)が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の04は、25の06(不動産鑑定業者)が登録ありの場合のみ入力可能です。

既に入力済みの経営状況等を訂正します。

①訂正したい項目に  
チェックを付けると、  
入力が可能になります。

画面をスクロールして、  
必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

既に入力済みの営業所情報を訂正します。

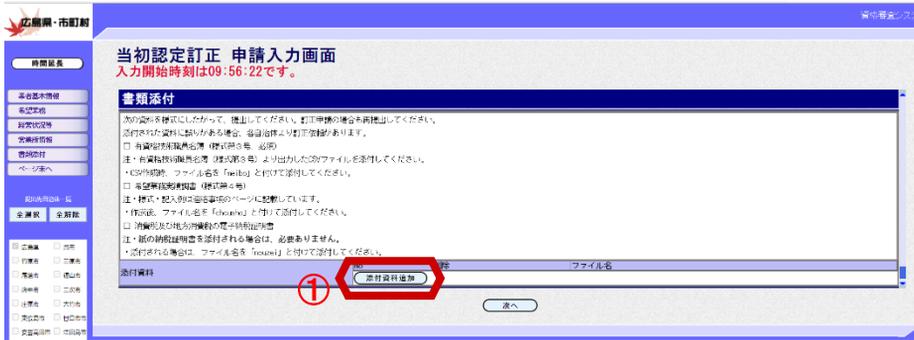
①訂正したい項目にチェックを付けると、入力が可能になります。

訂正がある場合、営業所情報を修正します。

※営業所数の変更も可能です。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

● 添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

訂正内容を入力します。

広島県・市町村 資格審査システム

時間延長

業者基本情報  
希望業務  
経営状況等  
営業所情報  
書類添付  
ページ末へ

抽出先自治体一覧  
全選択 全解除

当初認定訂正 申請入力画面  
入力開始時刻は16:56:50です。

① コメント

以下の項目について取消を申請します。  
(全角255文字以内、必須)

② 次へ

- ① コメント入力欄に訂正内容について入力します。  
例：本店所在地：（旧）連携1-1 → （新）連携1-11
- ② 「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

訂正した内容を確認し、送信します。

業者基本情報

希望業務

経歴状況等

営業所情報

書類送付

ページ末へ

提出先行政庁一覧

全選択 全解除

印刷

▼申請とりやめ

当初認定訂正 入力内容確認画面

次の内容すべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各業者種  
貴自治体で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で債権を有しない者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容及び、事実と相違ないことを誓約します。

広島県  
入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて、  
広島県電子文書取扱い規則第7条により同意します。

**委任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の責任者に次の権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)  
1 業務委託の入札及び見積の件  
2 業務委託契約の締結の件  
3 業務代金の請求及び受領の件  
4 専任代理人の委任の件  
5 その他業務実施に関する一切の件

**同意書**

申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。

1 申請先自治体は広島県をきも業者、申請書の広島県単独の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起点として2ヶ月を経過した日までの間とする。

**誓約書**

申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。

1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、準が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等（個人の場合はその者、法人の場合には役員若しくはその支配若しくは常務（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、実質的に又は実質的に暴力団等を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは管理に実質的に関係していると思われる法人若しくは組合等又は暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると思われる法人若しくは組合等を利用している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは管理に実質的に関係していると思われる法人若しくは組合等に対して、資金等を貸付し、又は提供を供するなどの情報に暴力団関係者に協力し、又は関係している者  
(4) 前3号のほか、役員等が、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(5) 経営が暴力団関係者の実質的な関係がある者

2 社会保険等の加入について  
(1) 労働保険法（平成11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第7条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第110号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

3 広島県税等の納付について（申請先自治体に広島県を含む場合のみ）  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）はありません。  
・上記1に違反した場合、既得の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過去1年以上に違反した場合は、たゞちに廃止してください。  
・過去以外の場合は廃止しない場合、既得の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・（申請先自治体に広島県を含む場合のみ）申請時点で広島県税の未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がある場合、その申請は認定できません。  
・県税事務所（分室）から、確認のための電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	0:法人
02 法人番号	1000000000000
03 番号又は名称(フリガナ)	シンキョウウシャ
04 番号又は名称(漢字等)	(株)新視業者
05 代表者役職	代表取締役
06 代表者姓名(漢字等)	広島 太郎

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村 資格審査システム

① 印刷

### 当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面

**受付番号 : A044449666662022042909**

申請先自治体に送信が完了しました。

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
(複数枚ある場合、全て郵送又は持参の対象となります。)  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : コンサル  
企業ID : 6666666666  
商号又は企業名称 : 新規業者C  
連絡先電話番号 : 000-000-0003  
e-MAIL : test003@test.co.jp

※再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。  
<申請先自治体への納税義務について>

② 戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**当初認定申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。



注意

修正後の受付票は、受付番号が変わっています。最新の受付番号の受付票を、各申請先自治体へ提出してください。  
印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 3 追加認定申請

追加認定申請には新規追加申請、業務追加申請、申請先追加申請の3通りがあり、申請者が既に県内自治体に対して有する入札参加資格の内容及び追加を希望する入札参加資格の内容などにより、入力して頂く手続きが異なります。

### ◆追加認定申請について

#### 1) 新規追加申請

「新規追加申請」とは、これまでに広島県又は県内の市町(このシステムの共同利用に参加している市町に限る。以下同じ。)のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請のことを言います。

※初回ユーザのみ、会社の基本情報、希望業務、経営状況、申請先の入力が可能です。

(例)

- ・広島市(現在、共同利用に参加していません)の資格認定は受けているが、新たに広島県の資格認定を受けたいとき。
- ・広島県内の自治体に対して初めて資格認定を申請するとき。

#### 2) 業務追加申請

「業務追加申請」とは、既に入札参加資格の認定を受けている広島県又は県内の市町に対して、新たな業務の追加を申請するものです。会社の基本情報、経営状況の入力、業務の追加が可能です。

※初回ユーザか一般ユーザかで、入力項目が異なります。

(例)

- ・広島県又は県内市町の資格認定を受けて、「測量」の資格認定を受けているが、新たに「地質調査」の資格認定を受けたいとき。
- ・広島県又は県内市町の資格認定を受けて、「測量」分野の「測量一般」部門の資格認定を受けているが、新たに「航空測量」部門の資格認定を受けたいとき。

#### 3) 申請先追加申請

「申請先追加申請」とは、広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業務に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。会社の基本情報、経営状況の入力、申請先の追加が可能です。

※初回ユーザか一般ユーザかで、入力項目が異なります。

(例)

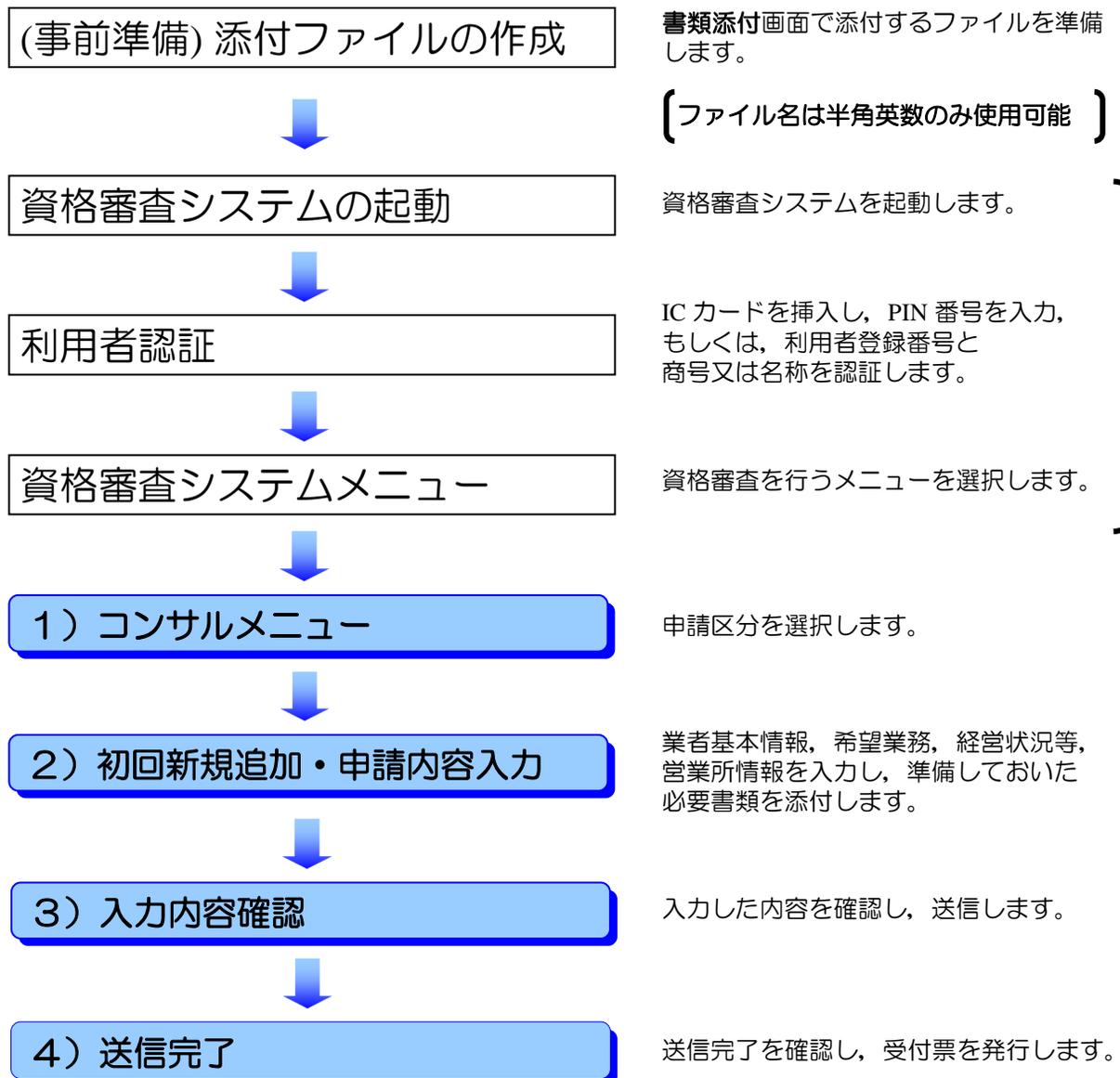
- ・現在、広島県の入札参加資格の認定を受けているが、新たに福山市の資格認定を受けたいとき。(この場合、「申請先追加申請」により、福山市に資格認定の申請ができる業務は、既に、広島県に資格認定を受けている業務に限られます)

※初回ユーザ、一般ユーザについては、2章 共通操作(参考)資格審査受付システムメニューについて2)初回ユーザと一般ユーザについてを参照してください。

### 3 - 1.1 新規追加申請

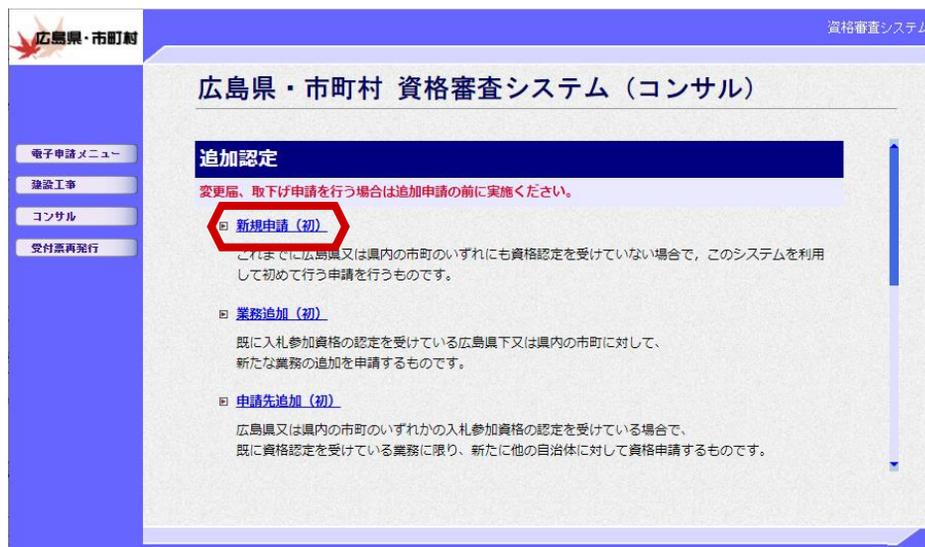
新規追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

**追加認定**

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- 新規申請 (初)**  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。
- 業務追加 (初)**  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業務の追加を申請するものです。
- 申請先追加 (初)**  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業務に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

「新規申請 (初)」をクリックします。



「新規申請 (初)」は、初回ユーザで追加認定の申請期間のみクリックすることができ、申請期間外は使用できません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回新規追加・申請内容入力 へ

## 2) 初回新規追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

初回新規追加 申請入力画面  
入力開始時刻は17:32:08です。

業者基本情報

01 法人・個人の区分  法人  個人 (必須)

02 法人番号  (半角数字、13文字、法人の場合は必須)

03 商号又は名称(フリガナ)  (半角カタカナ、20文字以内、必須)

04 商号又は名称(漢字等)  (半角漢字、30文字以内、必須)

05 代表者役職  (半角漢字、20文字以内、必須)

06 代表者氏名(漢字等)  (半角漢字、30文字以内、必須)

市区町村選択 (必須)

全選択 全解除

次へ

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③04 商号又は名称(漢字等)は(株)などの( )も全角で入力してください。例：〇〇建設(株)

④06 代表者氏名(漢字等)は、姓と名のあいだを一文字空けてください。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

希望業務情報を入力します。

初回新規追加 申請入力画面  
入力開始時刻は17:52:26です。 本画面の有効時間は40分です。 時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンをクリックしてください。

**希望業務**

2.5 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧(全角、8文字以内)  
(登録者とチェックした場合は、登録番号、登録年月日の入力が可能となります。また、入力が必要となります。)

番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
1	測量業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 00000000 号	令和 4年 4月 1日
2	建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111112 号	令和 4年 4月 2日
3	地質調査業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111113 号	令和 4年 4月 3日
4	種價コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111114 号	令和 4年 4月 4日
5	建設コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111115 号	令和 4年 4月 5日
6	不動産鑑定業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111116 号	令和 4年 4月 6日
7	土地家屋調査士	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111117 号	令和 4年 4月 7日

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

43

44

45

46

2.8-1 その他業務の具体的な内容(希望業務) (全角、15文字以内)  
※2.8 希望業務の内容で「4.6.その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で簡単に記入してください。

番号	希望業務
1	その他1
2	その他2
3	その他3
4	その他4
5	その他5

次へ



注意

28の01-03は、25の01(測量業者)が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の04は、25の02(建築士事務所)が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の44は、25の06(不動産鑑定業者)が登録ありの場合のみ入力可能です。

経営状況等を入力します。

初回新規追加 申請入力画面  
入力開始時刻は17:52:26です。 本画面の有効時間は40分です。時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンを押下してください。

**経営状況等**

2.9.希望業務実績  
〔半角数字、9文字以内〕【直前1期決算】、【直前2期決算】のみ入力必須。  
※1.①から③の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。  
※2.測量・建築コンサルタント業務以外の業務（建設業を考慮している場合は、その対応工事等）の業種等は記入しないでください。  
※3.1期あたりの期間が12か月を超えないように入力してください。（例：「令和2年8月31日」から「令和3年8月30日」までの場合、「令和2年8月」から「令和3年7月」まで）

番号	(1)競争参加資格希望業務区分	(2)直前1期決算		(2)直前2期決算	
		〔令和3〕年〔4〕月から 〔令和4〕年〔3〕月まで	(千円)	〔令和2〕年〔4〕月から 〔令和3〕年〔3〕月まで	(千円)
1	測量	1000100		2000100	
2	建築関係建設コンサルタント業務	1000200		2000200	
3	地質調査業務	1000300		2000300	

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

初回新規追加 申請入力画面  
入力開始時刻は17:32:08です。

717 森林士	718 建築機械	719 電気電子	720 水産土木	721 農産物	722 建設機械				
11	9	0	0	9	0				
245 公認会計士	346 会計士補	247 税理士	258 第一種電気主任 技術者	223 第一種電気工事 主任技術者	224 機器主任技術者	248 中小企業診断士	251 地質調査技士		
13	0	0	0	0	0	0	0		
302 土地区画整理士	001 建設コンサルタント 測量業務従事 者	002 建設調査等業務 従事者	003 公共施設取得業 務従事者						
0	0	0	0						

次へ

営業所情報を入力します。

初回新規追加 申請入力画面  
入力開始時刻は17:32:08です。

①

営業所情報

営業所数 (1/2)  (半角数字、2文字以内)

01 営業所番号 01

02 営業所名称(フリガナ) エイゴウシヨイチ  
(全角カタカナ、20文字以内、必須)

03 営業所名称(漢字等) 営業所1  
(全角、10文字以内、必須)

04 営業所の受任者の役職 所長  
(全角、10文字以内、必須)

05 営業所の受任者の氏名(漢字等) 所長 太郎  
(全角、10文字以内、必須)

06 郵便番号 800 - 0001  
(半角数字、合計10文字、必須)

07 営業所の所在地 市区町村コード 84:広島県 84210:庄原市

08 営業所の所在地(漢字等) 営業所1-1  
(全角、20文字以内、大文字以降は半角まで、必須)※所在地は入力しないでください。  
営業ビル1  
(全角、20文字以内、ビル名など)  
000-000-0001  
(半角数字、合計10文字以内)

09 電話番号 000-000-0002  
(半角数字、合計10文字以内)

10 FAX番号 000-000-0002  
(半角数字、合計10文字以内)

11 Eメールアドレス eigo@estest.co.jp  
(半角英数字、合計40文字以内、必須)

12 Eメールアドレス区分 ※法人用  担当者用

13 ISO9001取得有無  なし  あり

次へ

①営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

②営業所情報を入力します。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

②「次へ」をクリックします。

**注意** 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

● 添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**初回新規追加 入力内容確認画面**

①

②

③

01 法人・個人の区分	0: 法人
02 法人番号	1234567890123
03 商号又は名称(フリガナ)	シンキョウウシヤ
04 商号又は名称(漢字等)	(株) 新規業者
05 代表者役職	代表取締役
06 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎
07 郵便番号(本店)	000-0001

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。  
 「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



### 4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

新規追加申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : I0036846666662022042910

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: コンサル
企業ID	: 6666666666
番号又は企業名称	: 新規業者C
連絡先電話番号	: 000-000-0003
e-MAIL	: test003@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。

印刷

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**新規追加申請 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

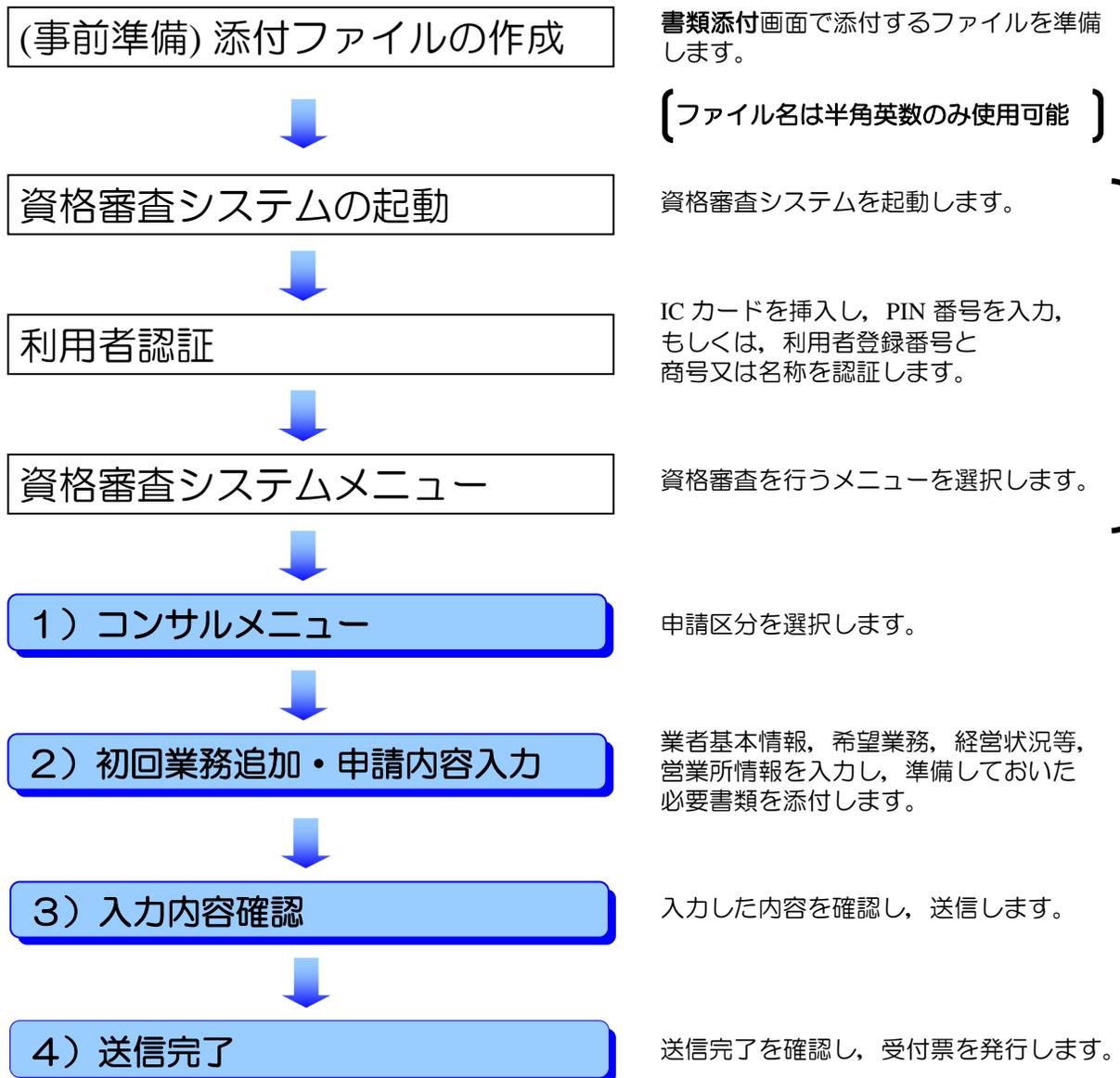


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

### 3 - 2.1 業務追加申請【初回ユーザ】

業務追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

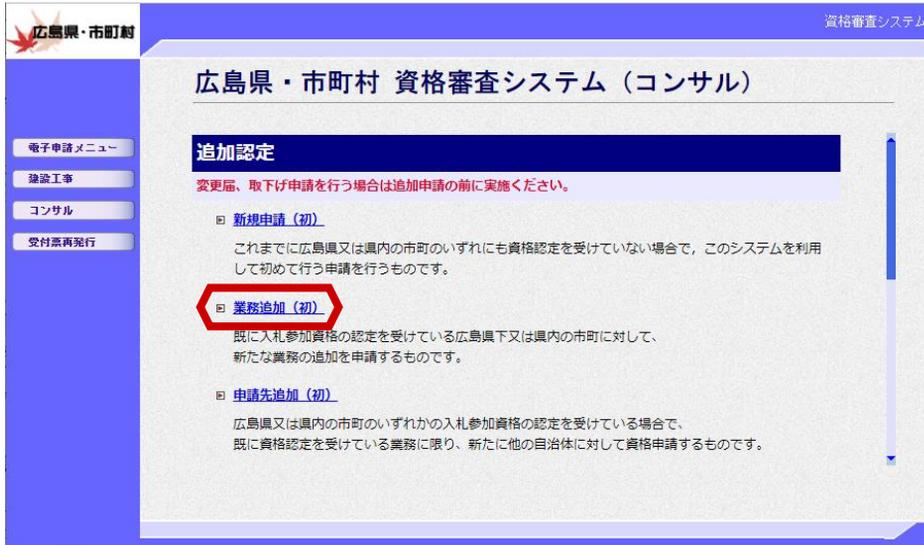
#### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

**追加認定**

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- ☐ 新規申請 (初)  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。
- ☐ **業務追加 (初)**  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業務の追加を申請するものです。
- ☐ 申請先追加 (初)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業務に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

「業務追加 (初)」をクリックします。



「業務追加 (初)」は、初回ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回業務追加・申請内容入力 へ

## 2) 初回業務追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

①提出する自治体に  
チェックを付けます。

②申請書情報を入力します。  
画面をスクロールして、  
必要事項を入力してください。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

希望業務を入力します。

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

②希望業務(28～)を選択します。今回、追加する業務には追加と希望ありへチェックを入れます。

(途中画面省略)

③現在、登録済みの業務には希望ありへチェックを入れます。



28の01-03は、25の01（測量業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。  
 28の04は、25の02（建築士事務所）が登録ありの場合のみ入力可能です。  
 28の44は、25の06（不動産鑑定業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。

経営状況等を入力します。

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

29 希望業務実績高は、直前1期決算から新しい決算内容を入力し、直前4期決算に向かって古い決算内容を入力します。

営業所情報を入力します。

初回業務追加 申請入力画面  
入力開始時刻は17:59:43です。

①

営業所数 (11/2)  (半角数字、2文字以内)

01 営業所番号 01

02 営業所名称(フリガナ) 正イキョウジョイ子  
(空欄可。20文字以内、必須)

03 営業所名称(漢字等) 営業所1  
(空欄、20文字以内、必須)

04 営業所の責任者の役職 所長1  
(空欄、20文字以内、必須)

05 営業所の責任者の氏名(漢字等) 所長 太郎  
(空欄、20文字以内、必須)

06 郵便番号 800 - 0001  
(半角数字、合計7文字、必須)

07 営業所の所在地 市区町村コード 34:広島県 34210:広島市 市区町村選択

08 営業所の所在地(漢字等) 営業所1-1  
(空欄、35文字以内、大文字隣接文字まで、必須 ※市区町村名は入力しないでください)  
営業所1-1  
(空欄、20文字以内、ヒラガナ)

09 電話番号 393-9999-9999  
(例)044-25-4555(半角数字、合計15文字以内)

10 FAX番号 393-9999-9999  
(例)044-25-4555(半角数字、合計15文字以内)

11 Eメールアドレス @igyou1@ezf.co.jp  
(半角英数字、合計45文字以内、必須)

12 Eメールアドレス区分  法人用  提出者用

13 ISO9001取得有無  なし  あり

前ページへ 次ページへ

次へ

①営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

②営業所情報を入力します。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。



添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

## ● 添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。

「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。

添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した業務を入力します。

① コメント

以下の項目について追加を申請します。  
(全角256文字以内、必須)

② 次へ

①コメント入力欄に、入力例を参考にして、追加した業務について入力します。

例：次の業務の資格について、追加認定のための審査を申請します。

- ・道路

なお、当社は初回ユーザであり、現在、既に申請先から、次の業務の資格認定をいただいています。

- ・農業土木

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**初回業務追加 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望順優先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**委任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の委任者に次の権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)  
1 業務委任の入力及び見様の件  
2 業務委託契約の締結の件  
3 業務代表の選定及び変更の件  
4 復代理人選任の件  
5 その他業務実施に関する一切の件

**同意書**

申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。

1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県税の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として3カ月を経過した日までの間とする。

**誓約書**

申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。

1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、票が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等(個人の場合はその者を、法人の場合は役員又はその支配若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)  
・ 集団的、又は実質的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると思われる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると思われる法人若しくは組合等を判断している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると思われる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は管理を供するなどの援助的、暴力団の維持運営に協力、又は関係している者  
(4) 前号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(5) 疑念に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について  
(1) 労働保険法(平成11年法律第70号)第49条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法(昭和30年法律第115号)第27条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行します。

3 広島県税等の納付について(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)  
賦税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)はありません。  
・ 上記1に違反した場合は、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・ 過去により上記1に違反した場合は、新たに着手していただく。過去以外の場合は是正しない場合は、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・ (申請先自治体に広島県を含む場合のみ)申請時点で広島県税の未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
・ 県庁業務(分室)から、確認のため電話連絡する場合があります。

01 法人・個人区分	0:法人
02 法人番号	1204567890123
03 商号又は名称(フリガナ)	シンキョウシヤ
04 商号又は名称(漢字等)	(株)新興業者
05 代表者役職	代表取締役
06 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎
07 郵便番号(本店)	000-0001

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



### 4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

業務追加申請 送信完了 兼 受付票画面

① 印刷

受付番号 : J0001436666662022042911

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: コンサル
企業ID	: 6666666666
商号又は企業名称	: 新規業者C
連絡先電話番号	: 000-000-0003
e-MAIL	: test003@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
口次の○で囲んだ自治体の具税又は市町税については、納税義務はありません。  
広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市

② 戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**業務追加申請 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、**コンサルメニュー画面**に戻ります。

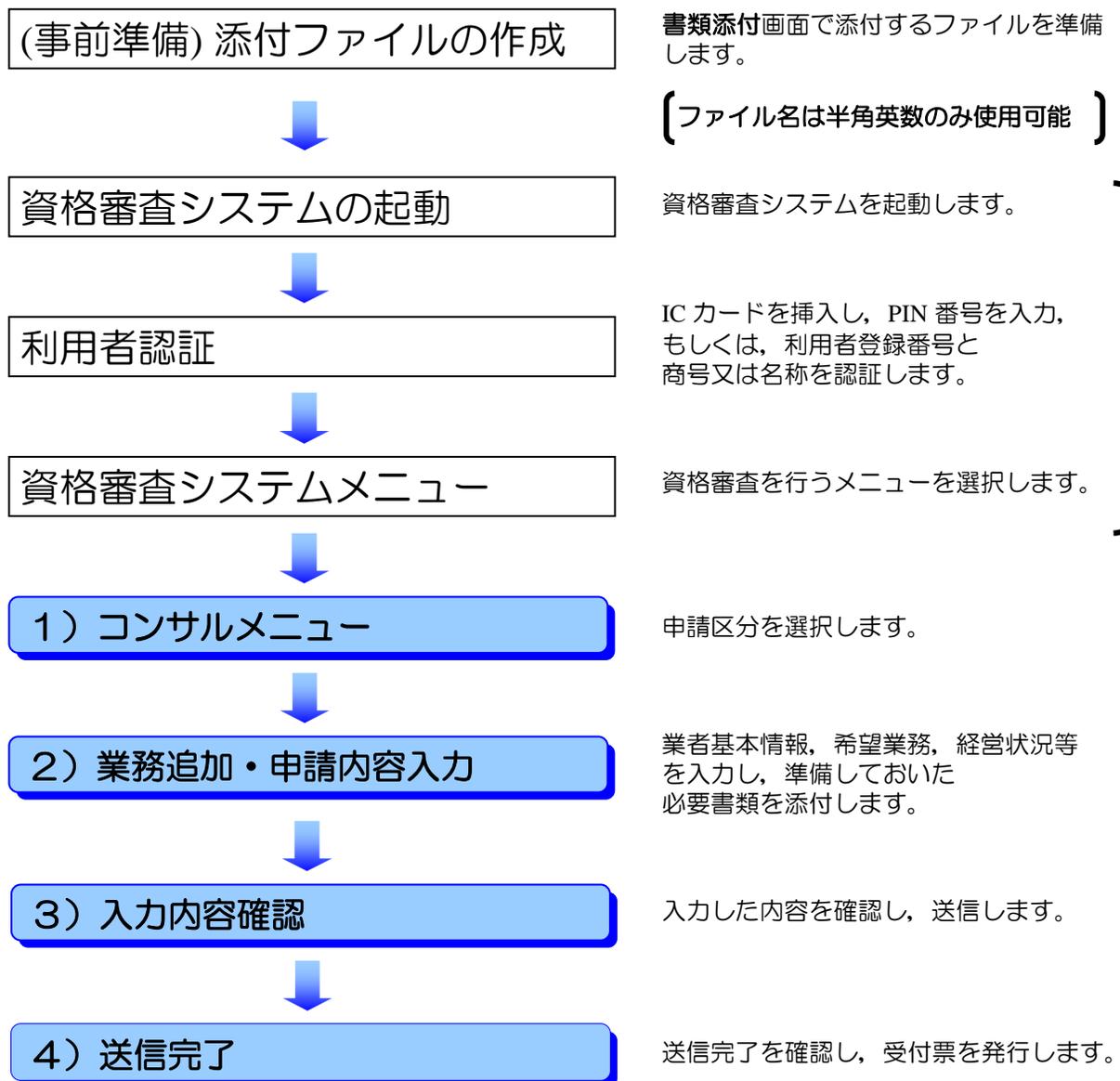


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、**資格審査システムメニュー画面**で「**受付票再発行**」をクリックし、再印刷することができます。

### 3 - 2.2 業務追加申請【一般ユーザ】

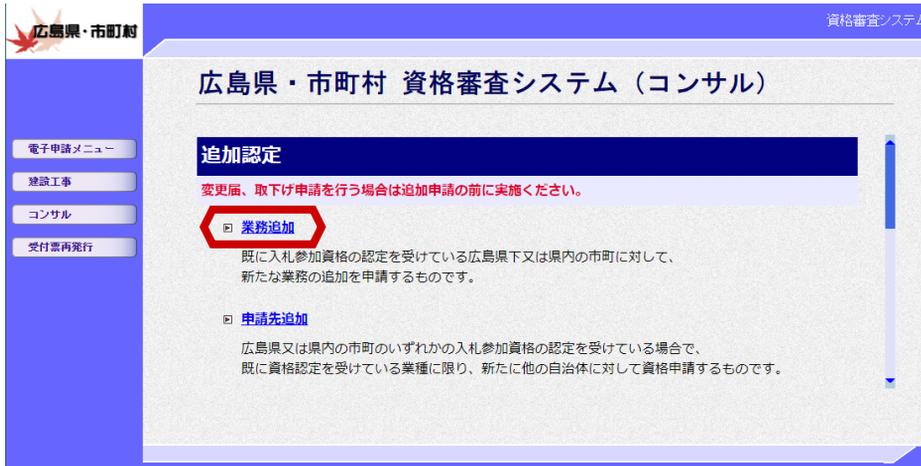
業務追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



「業務追加」をクリックします。



「業務追加」は、追加認定の申請期間のみクリックすることができ、申請期間外は使用できません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 業務追加・申請内容入力 へ

業者基本情報を入力します。

The screenshot shows a web application interface for entering business information. The main content area is titled '業者基本情報' and contains a list of fields for input, including:
 

- 01 法人・個人の区分 (法人/個人)
- 02 法人番号 (法人番号)
- 03 商号又は名称 (フリガナ) (商号又は名称)
- 04 商号又は名称 (漢字等) (商号又は名称)
- 05 代表者役職 (代表者役職)
- 06 代表者氏名 (漢字等) (代表者氏名)
- 07 郵便番号 (市区) (郵便番号)
- 08 本店所在地(市区町村コード) (本店) (市区町村)
- 09 本店所在地 (漢字等) (住所)
- 10 電話番号 (電話番号)
- 11 FAX番号 (FAX番号)
- 12 Eメールアドレス (Eメール)
- 13 Eメール(別アドレス) (Eメール)

 A red arrow points to the input fields, and a circled '1' is in the top right corner of the main content area.

これまでにシステムを使用し  
て提出している自治体に送信  
されます。

①申請書情報を入力します。  
画面をスクロールして、  
必要事項を入力してください。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

希望業務を入力します。

業務追加 申請入力画面  
入力開始時刻は10:38:43です。 本画面の有効時間は40分です。時間内に入力が終わらない場合、時間延長ボタンを押下してください。

希望業務

25 法令等の登録等の有効と登録等を受けている事業一覧（全角、8文字以内）  
（登録有とチェックした場合のみ、登録番号、登録年月日の入力が可能となり、また、入力が必要となります。）

追加	番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
<input type="checkbox"/>	1	測量業者	<input type="checkbox"/>	第 12222222 号	令和 4年 4月 1日
<input checked="" type="checkbox"/>	2	建築士事務所	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ]
<input checked="" type="checkbox"/>	3	地質調査業者	<input type="checkbox"/>	第 11111113 号	令和 4年 4月 3日
<input type="checkbox"/>	4	補償コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ]
<input type="checkbox"/>	5	建設コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 11111115 号	令和 4年 4月 5日
<input type="checkbox"/>	6	不動産鑑定業者	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ]
<input type="checkbox"/>	7	土地家屋調査士	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ]

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

②追加したい登録業務情報の変更<sup>1</sup>にチェックを付けると、入力が可能になります。

(途中画面省略)

28 希望業務の内容

追加	番号	希望業務	希望あり
<input type="checkbox"/>	1	測量	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2	測量一般	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3	地区の調査	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	4	航空測量	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	5	建築関係建設コンサルタント業務	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6	建築一般	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	7	意匠	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	8	構造	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	9	暖冷房	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	10	衛生	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	11	電気	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	12	建築種算	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	13	機械設備種算	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	14	電気設備種算	<input type="checkbox"/>

③追加したい希望業務情報(28~)の追加にチェックを付けると、選択が可能になります。

(途中画面省略)

28-1 その他業務の具体的な内容(希望業務)（全角、15文字以内）  
※28 希望業務の内容で「46 その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で順番に記入してください。

追加	番号	希望業務
<input type="checkbox"/>	1	[ ]
<input type="checkbox"/>	2	[ ]
<input type="checkbox"/>	3	[ ]
<input type="checkbox"/>	4	[ ]
<input type="checkbox"/>	5	[ ]



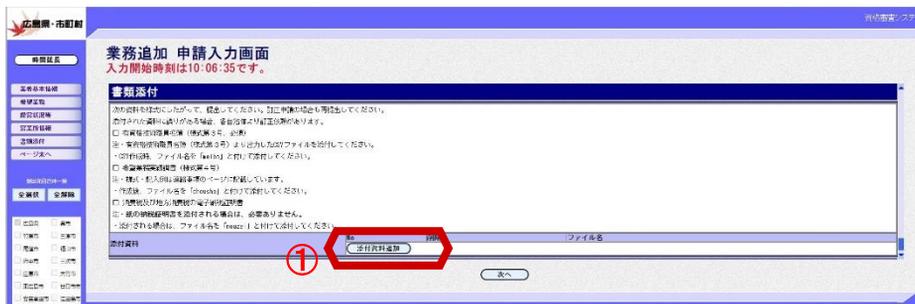
28の01-03は、25の01（測量業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の04は、25の02（建築士事務所）が登録ありの場合のみ入力可能です。  
28の44は、25の06（不動産鑑定業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。

経営状況等を入力します。

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。



添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

●添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。

「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。

添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した業務を入力します。

①コメント入力欄に、  
入力例を参考にして、  
追加した業務について  
入力します。

例：次の業務の資格について、  
追加認定のための審査を申請  
します。

・道路

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**業務追加 入力内容確認画面**

次の内容すべての確認後先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**名義注者様**  
貴自治体で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び競争着で候補を有しない者でないこと  
並びにこの申請書及び発行書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

**広島県**  
入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて、  
広島県電子文書取扱い業務第7条により同意します。

**委任事項確認**  
申請を送信した場合、営業所情報入力範囲にて入力した全営業所の委任者に次の権限を委任することに同意したことになります。  
(委任事項)  
1 業務取引の入札及び受注の件  
2 業務委託契約の締結の件  
3 業務取引の締結及び受注の件  
4 専任代理人委任の件  
5 その他業務実施に関する一切の件

**同意書**  
申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。  
1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県税の納税状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として3カ月を経過した日までの間とする。

**誓約書**  
申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。  
1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、従が必要とする場合には、広島県警察本部(親会)することを承認します。  
(1) 役員等(個人の場合はその者、法人の場合は役員又はその役員等(は従業所(業務業務の委託契約を締結する事務所をいう。))を代表する者をいう。以下同じ。)  
が、集団的に、又は集団的に暴力団等を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
排除されるべき関係を有している者と認められる法人若しくは組合等を有している者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営している事業に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等に対して、  
資金等を供給し、又は便宜を供与するなど種々の暴力団の維持運営に協力し、又は関係している者  
(3) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に排離されるべき関係を有している者  
(4) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者  
2 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法(昭和49年法律第116号)第3条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行します。  
3 広島県税等の納付について(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)はありません。  
・上記1)に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・違反により上記2)に違反した場合、たがいに廃止してください。  
・違反以外の場合は変更しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・「申請先自治体に広島県を含む場合のみ」申請時点で広島県税の本納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
・業種等情報(約款)から、確認のため電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

01 法人・個人区分	0:法人
02 法人番号	1000000000000
03 番号又は名称(フリガナ)	シンキョウシャ
04 番号又は名称(漢字等)	(株)新規業者
05 代表者役職	代表取締役
06 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎
07 郵便番号(本店)	100-0000

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が  
必要な場合は、  
「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り  
入力し直します。

③「送信」を  
クリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

業務追加申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : B001023555552022043003

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: コンサル
企業ID	: 5555555555
商号又は企業名称	: 新規業者D
連絡先電話番号	: 001-000-0004
e-MAIL	: test@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。

広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市  
江田島市 海田町 坂町 北広島町 世羅町

印刷

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**業務追加申請 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。



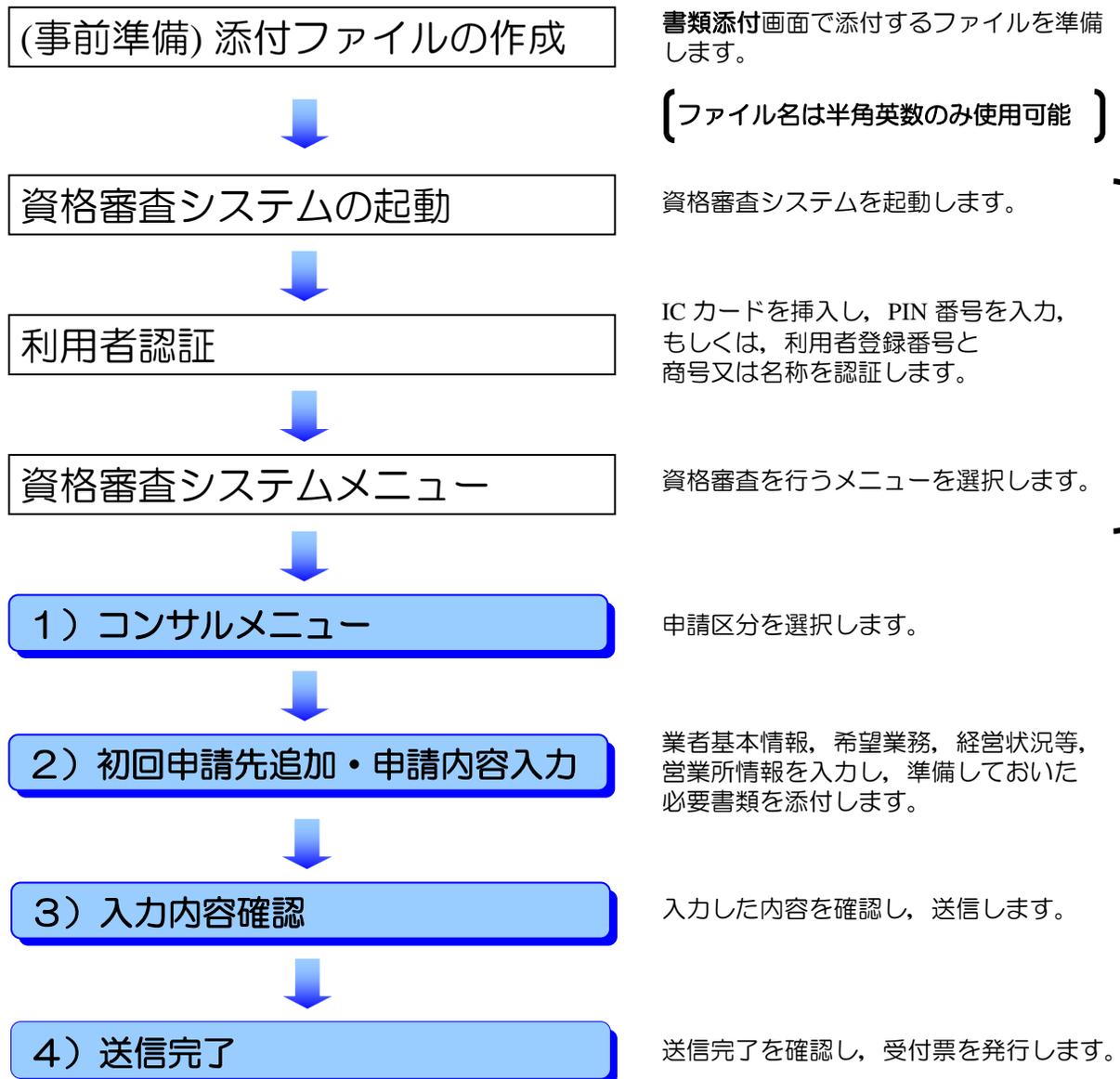
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

### 3 - 3.1 申請先追加申請【初回ユーザ】

申請先追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。

広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

**追加認定**

変更届、取下げ申請を行う場合は追加申請の前に実施ください。

- ☐ [新規申請 \(初\)](#)  
これまでに広島県又は県内の市町のいずれにも資格認定を受けていない場合で、このシステムを利用して初めて行う申請を行うものです。
- ☐ [業務追加 \(初\)](#)  
既に入札参加資格の認定を受けている広島県下又は県内の市町に対して、新たな業務の追加を申請するものです。
- ☐ [申請先追加 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、既に資格認定を受けている業務に限り、新たに他の自治体に対して資格申請するものです。

「申請先追加 (初)」をクリックします。



「申請先追加 (初)」は、初回ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回申請先追加・申請内容入力 ^

## 2) 初回申請先追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

初回申請先追加 申請入力画面  
入力開始時刻は08:39:01です。

業者基本情報

01 法人・個人の区分	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人 <small>(必須)</small>
02 法人番号	1000000000003 <small>(平角数字、13文字、法人の場合必須)</small>
03 商号又は名称(フリガナ)	シブキョウシャ <small>(全角カタカナ、20文字以内、必須)</small>
04 商号又は名称(漢字等)	株式会社 <small>(全角、20文字以内、必須)</small>
05 代表者役職	代表 <small>(全角、20文字以内、必須)</small>
06 代表者氏名(漢字等)	代表 太郎 <small>(全角、20文字以内、必須)</small>
07 郵便番号(本店)	100-0000 <small>(半角数字、5桁7文字、必須)</small>
08 本店所在地市区町村コード(本店)	94209:三次市 <span>市区町村選択</span>

次へ

①提出する自治体に  
チェックを付けます。

②申請書情報を入力します。  
画面をスクロールして、  
必要事項を入力してください。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

希望業務を入力します。

番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
1	測量業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 00000000 号	令和 4年 4月 1日
2	建築士事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111112 号	令和 4年 4月 2日
3	地質調査業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111113 号	令和 4年 4月 3日
4	補償コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111114 号	令和 4年 4月 4日
5	建設コンサルタント	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111115 号	令和 4年 4月 5日
6	不動産鑑定業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111116 号	令和 4年 4月 6日
7	土地家屋調査士	<input checked="" type="checkbox"/>	第 11111117 号	令和 4年 4月 7日

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

42		機械	<input checked="" type="checkbox"/>
43		電気電子	<input checked="" type="checkbox"/>
44	その他業務(上記5業務以外)	不動産鑑定	<input checked="" type="checkbox"/>
45		登記手続等	<input checked="" type="checkbox"/>
46		その他	<input checked="" type="checkbox"/>

番号	希望業務
1	その他1
2	その他2
3	その他3
4	その他4
5	その他5



28の01-03は、25の01(測量業者)が登録ありの場合のみ入力可能です。  
 28の04は、25の02(建築士事務所)が登録ありの場合のみ入力可能です。  
 28の44は、25の06(不動産鑑定業者)が登録ありの場合のみ入力可能です。

経営状況等を入力します。

**経営状況等**

2 0 希望業務実績高  
 (半角数字、9文字以内「前期1期決算」、「前期2期決算」のみ入力必須)  
 ※1 「2」から「3」の金額はいずれも決算及び地方公共団体の決算を記入してください。  
 ※2 測量・建設コンサルタント業務以外の業務(建設業を運営している場合は、その完成工事量等)の実績等は記入しないでください。  
 ※3 1期あたりの期間が1文か月を越えないように入力してください。(例 「令和2年8月31日」から「令和3年8月30日」までの場合、「令和2年8月」から「令和3年7月」まで)

番号	(1) 競争参加資格希望業務区分	(2) 前期1期決算		(2) 前期2期決算	
		令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(千円)	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	(千円)
1	測量	1000100		2000100	
2	建築関係建設コンサルタント業務	1000200		2000200	
3	地質調査業務	1000300		2000300	
4	補償関係コンサルタント業務	1000400		2000400	
5	土木関係建設コンサルタント業務	1000500		2000500	

①画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

2 4 5	3 4 6	2 4 7	2 5 8	2 2 3	2 2 4	2 4 8	2 5 1
0	0	0	0	0	0	0	0
3 0 2	0 0 1	0 0 3	0 0 3				

戻る

営業所情報を入力します。

①営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

②営業所情報を入力します。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

**注意** 添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

●添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
 「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
 添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した申請先を入力します。

広島県・市町村

資格審査システム

時間延長

業者基本情報

希望業務

経営状況等

営業所情報

書類添付

ページ先へ

提出先自治体一覧

全選択 全解除

初回申請先追加 申請入力画面

入力開始時刻は08:39:01です。

① コメント

以下の項目について追加を申請します。

全角256文字以内、必須

② 次へ

①コメント入力欄に、入力例を参考にして、追加した申請先について入力します。

例：新たに、〇〇市の入札参加資格審査を申請します。なお、当初は初回ユーザであり、現在、既に広島県と△△市から、申請業務についての資格認定をいただいています。

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**初回申請先追加 入力内容確認画面**

次の内容をすべての希望順優先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

**①**

**責任事項確認**  
申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の受任者に次の権限を委任することに同意したことになります。  
(委任事項)  
1 業務委託の入札及び見積の件  
2 業務委託契約の締結の件  
3 業務代金の請求及び受領の件  
4 運代埋入選定の件  
5 その他業務実施に関する一切の件

**同意書**  
申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。  
1 申請先自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県税の納税状況を確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の納税期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として2か月を超過した日までの間とする。

**誓約書**  
申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。  
1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、貴が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等(個人の場合はその名を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所(実務委託の委託契約を締結する事務所をいう。以下同じ。))が、集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団関係者と組織される企業関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関係していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど種々の暴力団の維持運営に協力し、又は関係している者  
(4) 前各号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に許容されるべき関係を有している者  
(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関係がある者  
2 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法(昭和50年法律第115号)第27条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法(昭和49年法律第118号)第7条の規定による届出の義務を履行します。  
3 広島県税等の納付について(申請先自治体に広島県を含む場合のみ)  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)はありません。  
・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過失により上記2に違反した場合、ただちに差正してください。  
・過失以外の場合は差正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・「申請先自治体(広島県を含む場合のみ)申請時点で広島県税の未納(徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。)がある場合、その申請は認定できません。  
・県税事務所(分室)から、確認のための電話連絡する場合があります。

業者基本情報	
01 法人・個人区分	0: 法人
02 法人番号	999999999999
03 商号又は名称(フリガナ)	シンキョウシャ
04 商号又は名称(漢字等)	(株)新開業者
05 代表者役職	代表取締役
06 代表者氏名(漢字等)	広島 太郎
07 郵便番号(本店)	000-0000

**②** 戻る **③** 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。  
「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



### 4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

### 申請先追加申請 送信完了 兼 受付票画面

**受付番号 : K0005316666662022043012**

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分	: コンサル
企業ID	: 6666666666
商号又は企業名称	: 新規業者C
連絡先電話番号	: 000-000-0003
e-MAIL	: test003@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市

印刷

戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**申請先追加申請 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。



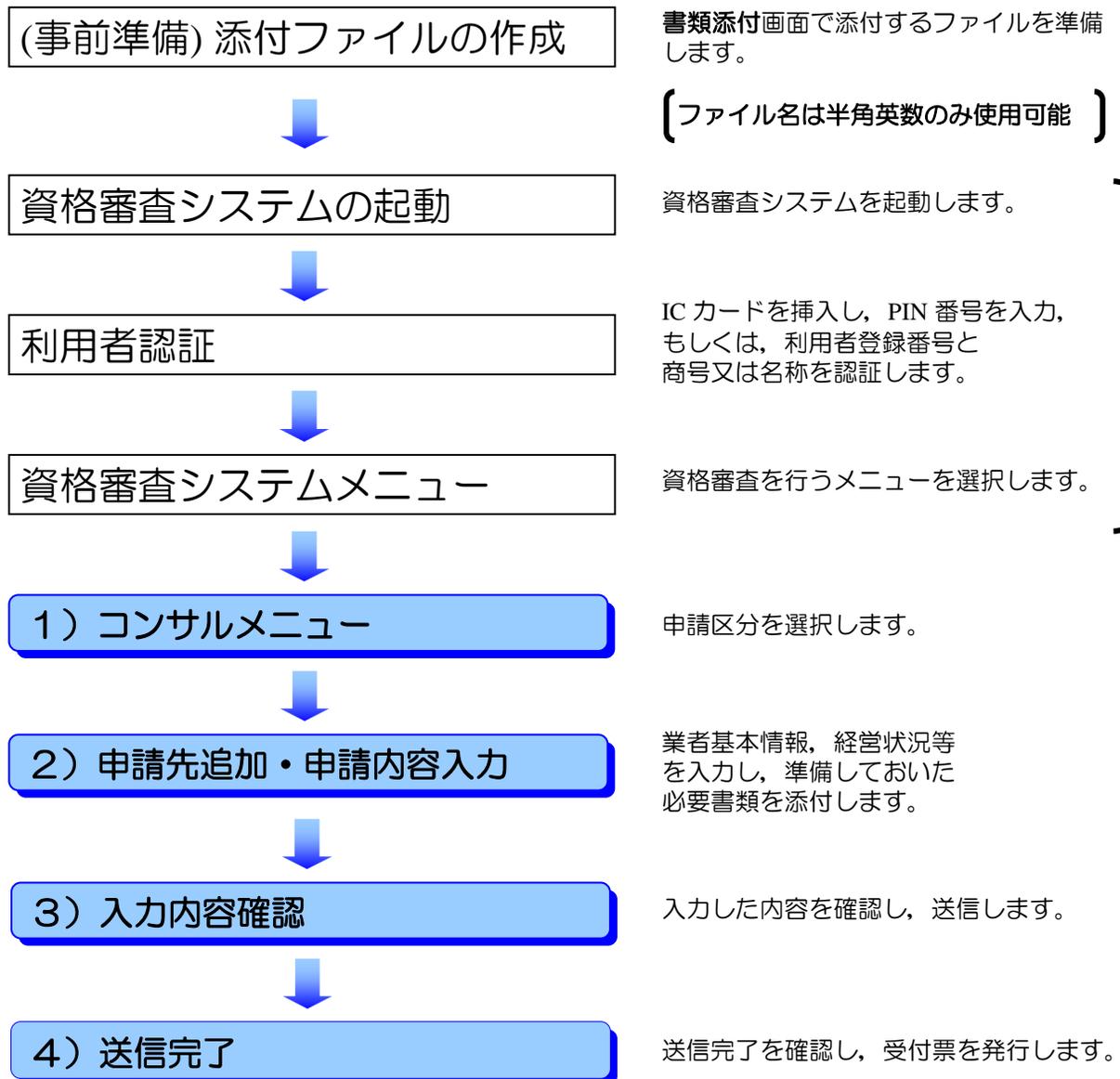
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

### 3 - 3.2 申請先追加申請【一般ユーザ】

申請先追加申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。申請期間中は、何度でも再申請を行うことができます。再申請の場合は、前回の申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

#### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



「申請先追加」をクリックします。



「申請先追加」は、一般ユーザで追加認定の申請期間のみ画面に表示されますが、申請期間外は画面に表示されません。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 申請先追加・申請内容入力 [^](#)

## 2) 申請先追加・申請内容入力

業者基本情報を入力します。

申請先追加 申請入力画面  
入力開始時刻は14:18:32です。

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	法人	個人
02 法人番号	10000000000000	
03 商号又は名称(フリガナ)	株式会社〇〇〇〇	
04 商号又は名称(漢字等)	株式会社〇〇〇〇	
05 代表者氏名	代表者	
06 代表者氏名(漢字等)	代表者	
07 郵便番号(本店)	〒0000000	
08 本店所在地(市区町村コード(本店))	市区町村	市区町村
09 本店所在地(漢字等)	市区町村	
10 電話番号	000000000000	
11 F.A.X番号	000000000000	
12 Eメールアドレス	000000000000	
13 Eメールアドレス(別)	000000000000	

①追加提出する自治体にチェックを付けます。



「市区町村選択」については、2章\_共通操作の(参考)市区町村選択ボタンを参照してください。  
「カレンダー」については、2章\_共通操作の(参考)カレンダーボタンを参照してください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「希望業務」をクリックすると、希望業務まで移動します。

「経営状況等」をクリックすると、経営状況等まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

希望業務の確認をします。

希望業務

2.5 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧(全角、8文字以内)  
(登録有とチェックした場合のみ、登録番号、登録年月日の入力が可能となり、また、入力が必須となります。)

番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
1	測量業者	<input checked="" type="checkbox"/>	第 1 2 2 2 2 2 2 2 号	令和 4年10月12日 水
2	建築士事務所	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]
3	地質調査業者	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]
4	補償コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]
5	建設コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]
6	不動産鑑定業者	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]
7	土地家屋調査士	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]
8	司法書士	<input type="checkbox"/>	第 [ ] 号	[ ] [ ] [ ] [ ]

①画面をスクロールして、入力内容を確認してください。

(途中画面省略)

番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
42		<input type="checkbox"/>		機械
43		<input type="checkbox"/>		電気電子
44	その他業務(上記5業務以外)	<input type="checkbox"/>		不動産鑑定
45		<input type="checkbox"/>		登記手続等
46		<input type="checkbox"/>		その他

2.8-1 その他業務の具体的内容(希望業務)(全角、15文字以内)  
※ 2.8 希望業務の内容で「46 その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で簡単に記入してください。

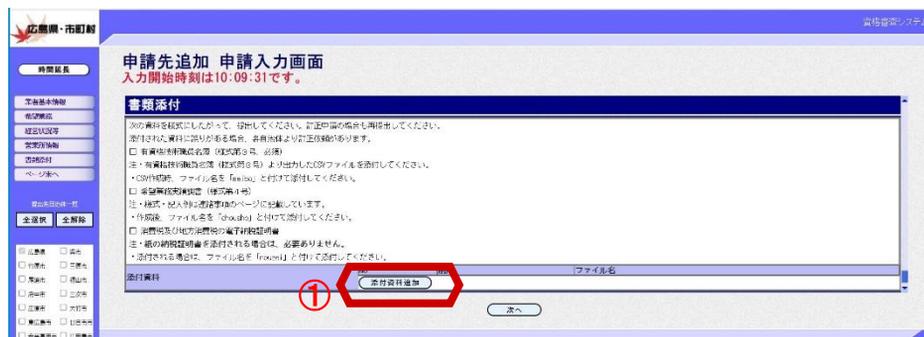
番号	希望業務
1	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
2	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
3	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
4	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
5	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]



注意 希望業務の入力内容は変更できません。



準備しておいた必要書類を添付します。



①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。



● 添付資料追加



一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。  
「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。  
添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

追加した申請先を入力します。

①コメント入力欄に、入力例を参考にして、追加した申請先について入力します。

例：新たに、入札参加資格審査を申請します。  
(必要に応じて)なお、最新の経営事項審査の結果等については、別途送付します。

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

資格審査システム

#### 申請先追加 入力内容確認画面

①

次の内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各免状者種  
真自治体で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び職歴等で保障を得ない者でないこと  
並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

広島県  
入札参加資格の認定結果について、電子メールを利用して通知されることについて、  
広島県電子文書等取扱要領第7条により同意します。

**委任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の委任者に次の権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)  
1 業務委託の入札及び受発の件  
2 業務委託契約の締結の件  
3 業務代金の請求及び受領の件  
4 貸付金・借付金の件  
5 その他業務実施に関する一切の件

**同意書**

申請を送信した場合、下記の事項について同意したことになります。

1 申請を自治体に広島県を含む場合、申請者の広島県税の納付状況を審査担当部署から税務担当部署に確認し、その結果を資格審査に利用する。  
2 1の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起算として2ヶ月を経過した日までの間とする。

**誓約書**

申請を送信した場合、下記の事項について誓約したことになります。

1 暴力団等を排除する措置について  
自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。且が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。  
(1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合は役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者  
(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と  
非難されるべき関係を有していると思われる法人若しくは組合等を利用している者  
(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は保証金を供与するなど種別的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
(4) 役員等のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について  
(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。  
(2) 厚生年金保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。  
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

3 広島県税等の納付について（申請を自治体に広島県を含む場合のみ）  
県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について、未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）はありません。  
・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。  
・過失以外の場合は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・（申請を自治体に広島県を含む場合のみ）申請時点で広島県税の未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がある場合、その申請は認定できません。  
・県税事務所（分室）から、確認のための電話連絡する場合があります。

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	0:法人
02 法人番号	11111111111111
03 商号又は名称（フリガナ）	ギョウシャージャー
04 商号又は名称（漢字等）	(種) 新規業者
05 代表者役職	代表取締役
06 代表者氏名（漢字等）	広島 太郎
07 郵便番号（本店）	100-0000

② ③

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

① 印刷

申請先追加申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : C001786555552022043004

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。  
申請内容を修正する場合は、申請の入力及び送信を最初から再度行ってください。  
(複数回申請した場合は、最後に送信した申請のみ有効となります。)

分野区分 : コンサル  
企業ID : 555555555  
商号又は企業名称 : 新規業者D  
連絡先電話番号 : 001-000-0004  
e-MAIL : test@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。

広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市  
安芸高田市 江田島市 海田町 坂町 北広島町 世羅町

② 戻る

入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了した場合は、**申請先追加申請 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

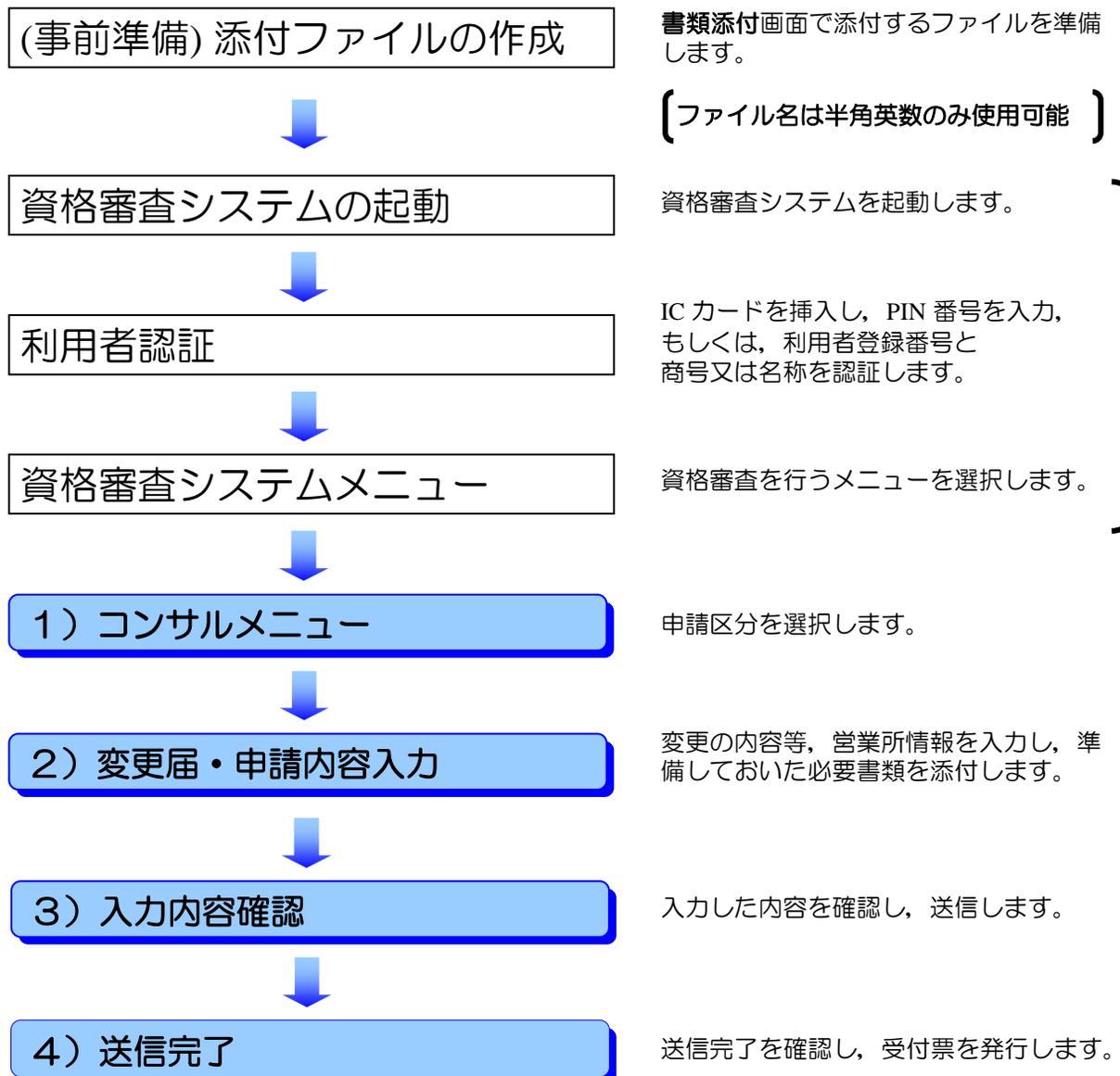


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 4 変更等届出

変更届を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
 認定済みの最新の入札参加資格申請書について、選択した自治体に対し、会社基本情報の変更を行うことができます。(希望業務の追加・削除、経営状況等の変更は不可)  
 認定後は、何度でも届出を行うことができますが、認定前の入札参加資格申請書について変更を行う機能ではありません。  
 認定済みの申請内容が入力済みの状態で表示されますので、必要箇所のみ変更してください。

### ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

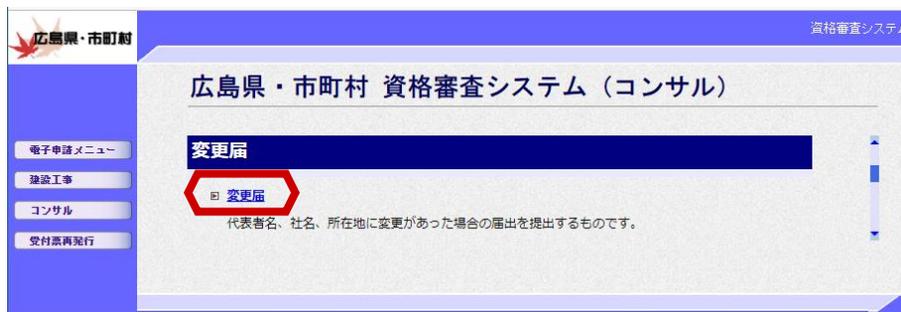
申請区分を選択します。

### ●初回ユーザの場合



「変更届(初)」  
をクリックします。

### ●一般ユーザの場合



「変更届」  
をクリックします。



「変更届(初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。  
「変更届」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 変更届・申請内容入力 ^

## 2) 変更届・申請内容入力

既に入力済みの業者基本情報を訂正します。

①変更したい項目に**チェック**を付けると、入力が可能になります。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

(途中画面省略)

②06代表者氏名が変更になった場合、20を入力します。

初回ユーザが1回目の変更届を申請する場合、初期画面が表示されるので、必須項目を入力します。また、提出先自治体一覧には入札参加資格の認定を受けている自治体にチェックを入れます。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「業者基本情報」をクリックすると、業者基本情報まで移動します。

「営業所情報」をクリックすると、営業所情報まで移動します。

「書類添付」をクリックすると、書類添付まで移動します。

「ページ末へ」をクリックすると、ページの最後まで移動します。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

既に入力済みの営業所情報を変更します。

①営業所を追加する場合又は初回ユーザの場合、営業所数を入力し、「確定」をクリックします。

営業所がない場合は「営業所なし」をクリックします。

② 変更したい項目にチェックを付けると、入力が可能になります。画面をスクロールして、営業所情報を入力します。

※営業所数の変更も可能です。

営業所数が2以上の場合、「前ページへ」をクリックすると、前の営業所情報入力画面に戻り、「次ページへ」をクリックすると、次の営業所情報入力画面に進みます。

準備しておいた必要書類を添付します。なお、添付する資料がない場合又は別途書面で提出する場合は、そのままコメントに進んでください。

①「添付資料追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

②「登記簿謄本追加」をクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。

指定したファイルは一覧に表示されます。

登記簿謄本書類を添付した場合、西暦で変更日を入力します。



添付できる書類のファイルサイズは5MBまでです。

代表者氏名、本店住所、商号名称が変更となった場合、登記簿謄本の添付が必要です。

登記簿謄本をPDF形式またはZIP形式にし、1ファイルとして用意して下さい。

また、添付するファイルのファイル名は半角で「tuhon」として下さい。

一覧に選択した添付ファイルが追加されると、削除ボタンを表示します。

「削除」をクリックすると、一覧の添付ファイルを削除します。

添付資料の差し替えを行うなど、不要なファイルを削除する場合に使用します。

変更内容を入力します。

変更届 申請入力画面  
入力開始時刻は10:48:33です。

コメント

申請・届出の印字を機軸に入力してください。  
記入時、内容が不明な箇所は必ず確認の上、訂正してください。  
次の事項に間違いがありましたら届出できません。(事由発生日:令和 年 月 日)  
・本店所在地: (旧) ◇◇市 (新) ◇◇市  
・変更別名称: (旧) ◇◇◇◇ (新) ◇◇◇◇

次へ

①コメント入力欄に変更内容について入力します。  
例：次の事項について変更がありましたのでお届けします。  
（事由発生日：令和〇年 △月 ×日）  
・本店所在地：（旧）◇◇市  
→（新）□□市

②「次へ」をクリックします。



3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

**変更届 入力内容確認画面**

次の内容すべての申請提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各届出者様  
貴自治体から認定を受けている測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格について、申請内容に変更があったので届け出ます。

**責任事項確認**

申請を送信した場合、営業所情報入力画面にて入力した全営業所の受任者に応じた権限を委任することに同意したことになります。

(委任事項)  
1 業務委託の入札及び見積の件  
2 業務委託契約の締結の件  
3 業務委託の請求及び受領の件  
4 課税課金関係の件  
5 その他業務実施に関する一切の件

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	0:法人
02 法人番号	3200000000001
03 番号又は名称(フリガナ)	シンキョウウシャ
04 番号又は名称(漢字等)	(特)新視業者31
05 代表者役職	代表取締役社長
06 代表者氏名(漢字等)	広島 健一郎
07 郵便番号(本店)	537-0032
08 本店所在地市区町村コード(本店)	34:広島県34101:広島市中区
09 本店所在地(漢字 市区番号、住所番号等 ビル名など)	322-1
10 電話番号	820-999-0000
11 FAX番号	

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

① 印刷

変更等届出 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : D0113830000312022052604

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙になります。

分野区分 : コンサル  
 企業ID : 8888000031  
 簡号又は企業名称 : (株) 新規業者3 1  
 連絡先電話番号 : 000-000-0003  
 e-MAIL : test002@test.co.jp

申請先自治体に送信が完了しました。  
 複数ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
 広島県 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市

広島県 : 広島県のホームページで確認の上、広島県に提出してください。  
 竹原市 : 竹原市のホームページで確認の上、竹原市に提出してください。  
 三原市 : 三原市のホームページで確認の上、三原市に提出してください。  
 尾道市 : 尾道市のホームページで確認の上、尾道市に提出してください。  
 福山市 : 福山市のホームページで確認の上、福山市に提出してください。  
 府中市 : 府中市のホームページで確認の上、府中市に提出してください。

② 戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**変更等届出 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。



注意

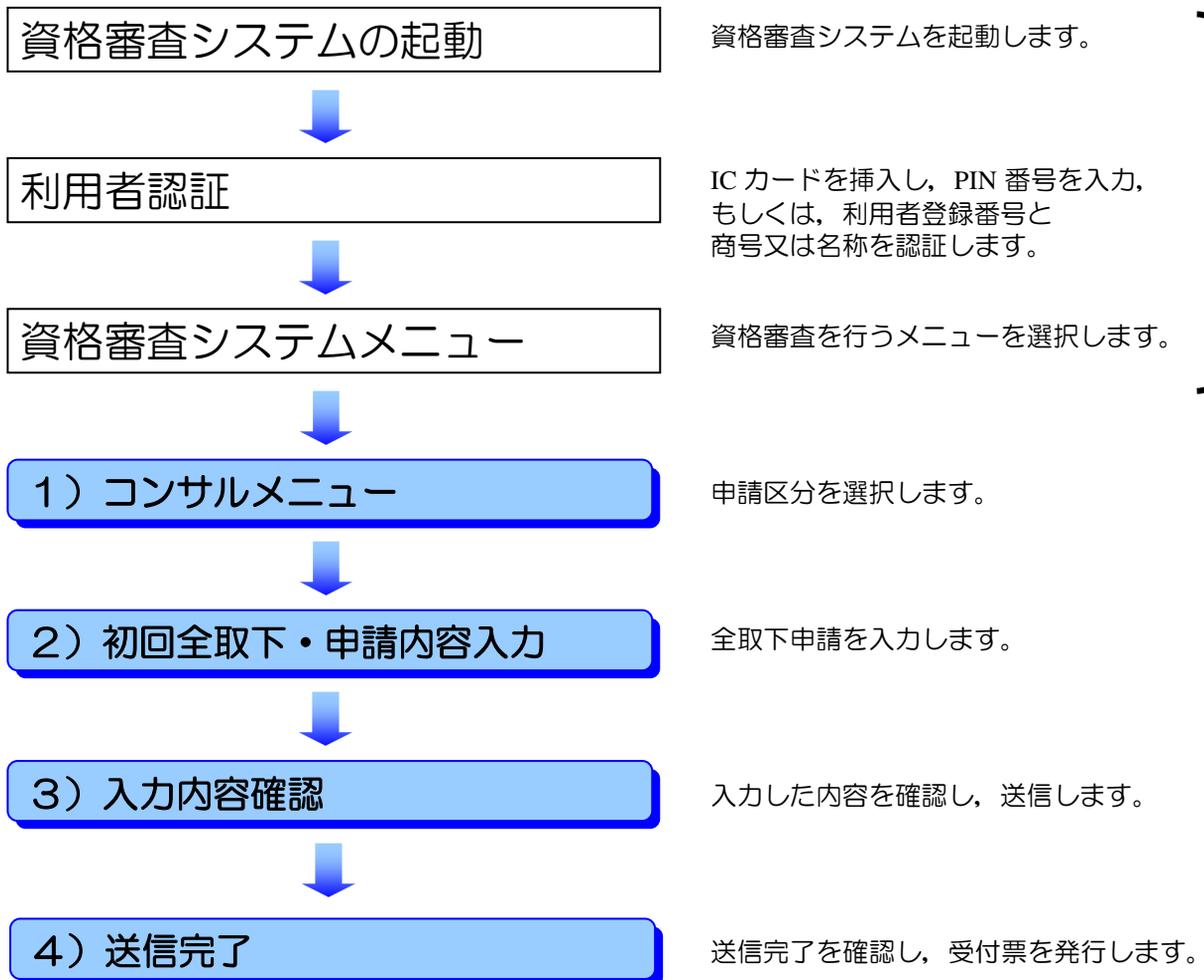
この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 取下申請

### 5 - 1.1 全取下申請【初回ユーザ】

全取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業務の取下を申請します。

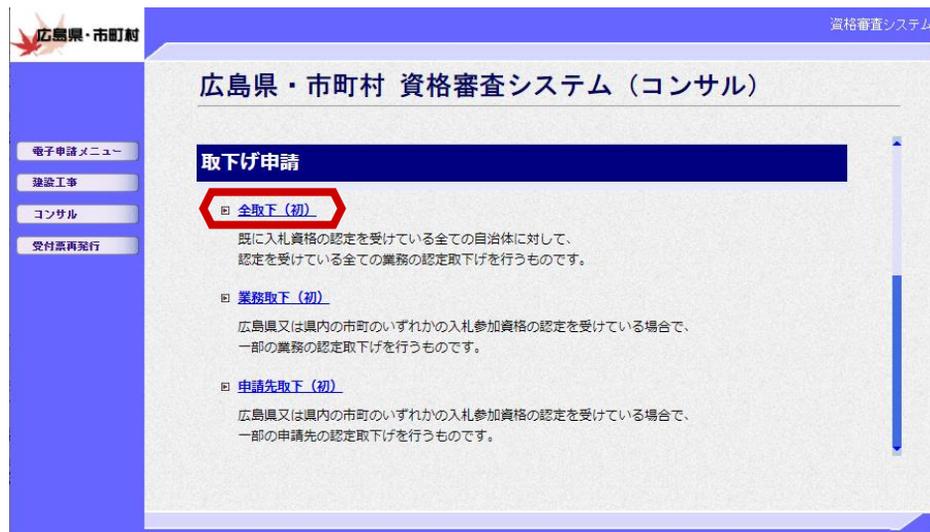
#### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

取下げ申請

- ☐ [全取下 \(初\)](#)  
既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業務の認定取下げを行うものです。
- ☐ [業務取下 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の業務の認定取下げを行うものです。
- ☐ [申請先取下 \(初\)](#)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の申請先の認定取下げを行うものです。

「全取下 (初)」をクリックします。



「全取下 (初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回全取下・申請内容入力 [へ](#)

## 2) 初回全取下・申請内容入力

全取下申請を入力します。

この全取下げ申請は、  
申請中の情報について取り消しを申請するものではありません。  
既に入札参加の認定を受けている全ての自治体に対して、  
認定を受けている全ての業務の認定取下げを行います。  
このまま、全取下げ申請を行いますか？

①



①「OK」をクリックします。

②申請書情報を入力します。

③コメント入力欄に  
取下内容について入力します。  
例：認定済の資格の全部を  
取り下げます。なお、認定  
いただいている自治体は  
次のとおりです。  
〇〇市、△△市

④「次へ」をクリックします。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」は使用不可です。

「全解除」は使用不可です。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

初回全取下 入力内容確認画面

次の内容すべての登録料金に反映します。  
よろしければ、画面下部の戻るボタンをクリックしてください。

各業種登録  
貴自治体から認定を受けている測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分 0:法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウウシヤ

03 商号又は名称(漢字等) (株)新機業者C

04 代表者氏名(漢字等) 広島 次郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 537-0050

■ 申請事務担当者事項

部署名(漢字等)	申請部署
氏名(漢字等)	申請 次郎
電話番号	000-000-0001
FAX番号	000-000-0002
Eメールアドレス	test001@test.co.jp

06 申請事務担当者

**コメント**

(申請・届出の内容を簡単に記入してください。  
記入例を印刷表示していますので必要に応じて修正してください。)  
認定書の発給の承認を待ちます。  
なお、当社は初回ユーザであり、認定いただいている自治体は次の通りです。  
・広島県・〇〇市・△△市・◇◇町

印刷

申請とりやめ

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

①

印刷

全取下げ申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号: M000051666662022051026

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの書類になります。

分野区分 : コンサル  
 企業ID : 6666666666  
 産号又は企業名称 : 新視業株式会社  
 連絡先電話番号 : 000-0000-0000  
 e-mail : shinsoi@mail@test.co.jp

申請先自治体に送信が完了しました。  
 受付料を請求し、全て送料又は郵送料対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
 広島県 須賀川市 竹原市 三原市 原田町 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 鞆町 鞆町  
 安芸太田町 北広島町 大田上島町 世羅町 神石高原町

②

戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**全取下げ申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

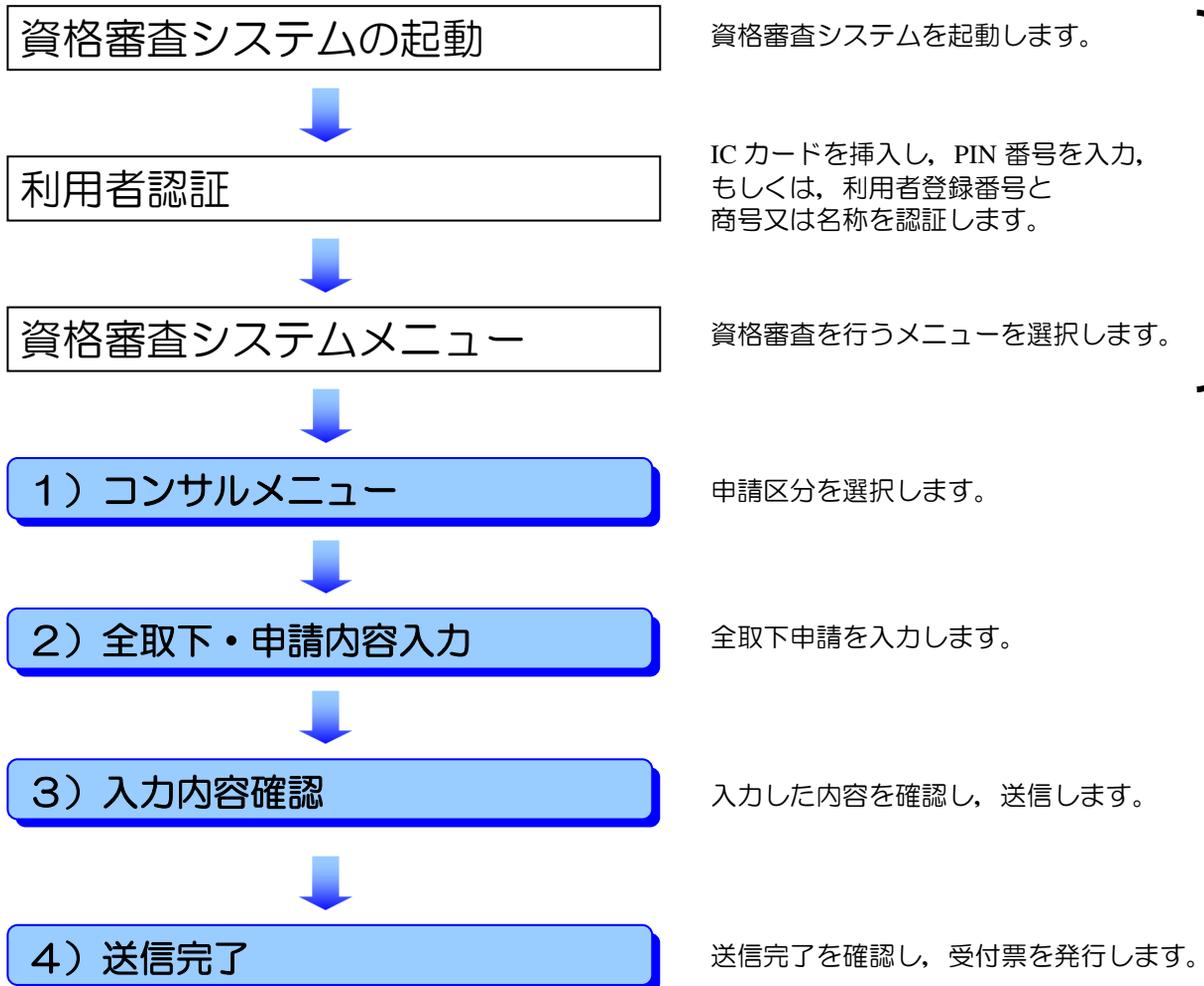


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 - 1.2 全取下申請【一般ユーザ】

全取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業務の取下を申請します。

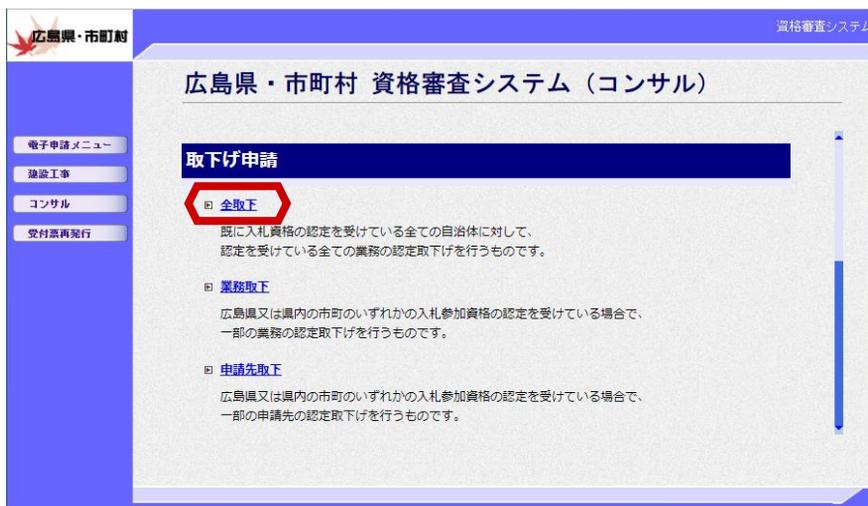
### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

取下げ申請

- 全取下**  
既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業務の認定取下げを行うものです。
- 業務取正  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の業務の認定取下げを行うものです。
- 申請先取正  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の申請先の認定取下げを行うものです。

「全取下」をクリックします。



「全取下」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 全取下・申請内容入力 ^

## 2) 全取下・申請内容入力

全取下申請を入力します。

この全取下げ申請は、  
申請中の情報について取り消しを申請するものではありません。  
既に入札参加の認定を受けている全ての自治体に対して、  
認定を受けている全ての業務の認定取下げを行います。  
このまま、全取下げ申請を行いますか？



① 「OK」をクリックします。

②必要に応じて、  
申請事務担当者事項  
を入力します。

③「次へ」  
をクリックします。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



## 3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

全取下 入力内容確認画面

次の内容をすべて希望種別先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各要注者様  
貴自治体から認定を受けている測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

**認定済み自治体**

自治体			
34000	広島県	34009	三次市
34089	北広島町		

**業者基本情報**

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分 0:法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウワシヤ

03 商号又は名称(漢字等) (株)新機業ホシ

04 代表者氏名(漢字等) 広島 健一郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 537-0032

■ 申請事務担当者事項

部署名(漢字等)	総務課総務担当
氏名(漢字等)	広島 四一郎
電話番号	020-999-0001
FAX番号	
Eメールアドレス	test@test.co.jp

06 申請事務担当者

**コメント**

(印刷・提出の内容を簡単に記入してください。  
記入欄を半角英字にしない、半角の全角(ひらがな)を補正してください。  
※申請書の最終の捺印を取り付けたまま  
提出していただきます(捺印は必須)です。  
〒 広島県・〇〇市・〇〇区・〇〇町

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

印刷

全取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : E000069666662022042905

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にする必要があります。

分野区分 : コンサル  
 企業 I D : 6666666666  
 商号又は企業名称 : 新規業者 C  
 連絡先電話番号 : 000-000-0003  
 e-MAIL : test003@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 次の ○で囲んだ 自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
 広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市

申請先自治体に送信が完了しました。  
 複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。

戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**全取下申請 送信完了 兼 受付票画面**が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

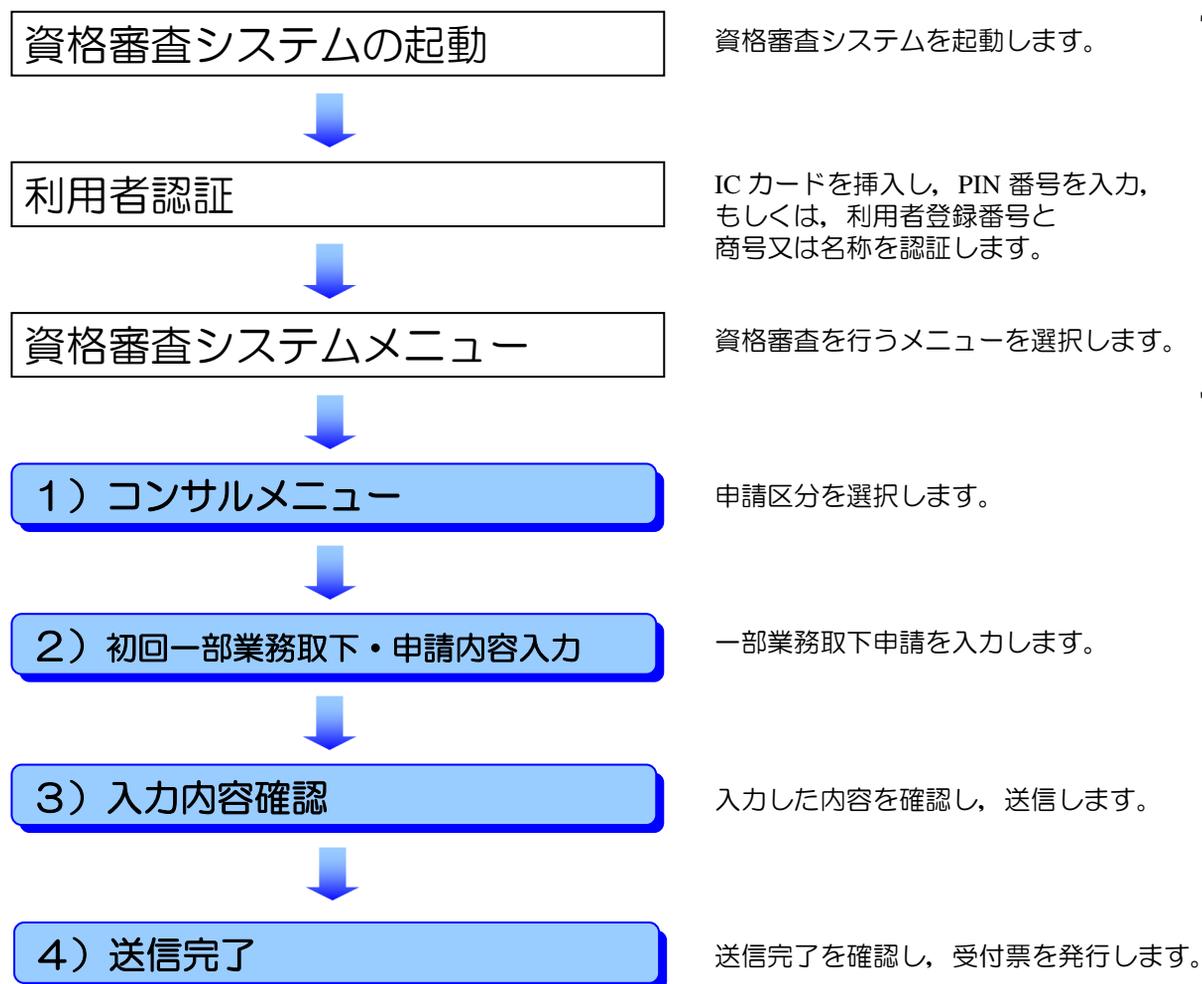


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 - 2.1 一部業務取下申請【初回ユーザ】

一部業務取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている業務の中から、認定取下を行う業務を選択して申請します。

### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。

広島県・市町村 資格審査システム (コンサル)

取下げ申請

- 全取下 (初)  
既に入札資格の認定を受けている全ての自治体に対して、認定を受けている全ての業務の認定取下げを行うものです。
- 業務取下 (初)**  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の業務の認定取下げを行うものです。
- 申請先取下 (初)  
広島県又は県内の市町のいずれかの入札参加資格の認定を受けている場合で、一部の申請先の認定取下げを行うものです。

「業務取下 (初)」をクリックします。



「業務取下 (初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回一部業務取下・申請内容入力 へ

## 2) 初回業務取下・申請内容入力

一部業務取下を行う業務を選択します。

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③認定を取下げする希望業務に、選択のチェックを付けます。

(途中画面省略)

④コメント入力欄に取下内容について入力します。

例：認定済の資格のうち、次の業務の資格をすべて取り下げます。

測量一般

⑤「次へ」をクリックします。



「**取下げ業務一覧**」は、全ての業務が表示されています。認定取下げを行う業務にチェックを付けてください。

「**時間延長**」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

提出先自治体一覧の「**全選択**」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

提出先自治体一覧の「**全解除**」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

取下げ業務一覧の「**全選択**」をクリックすると、全ての業務を選択します。

取下げ業務一覧の「**全解除**」をクリックすると、全ての業務の選択状態を解除します。

「**印刷**」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「**申請とりやめ**」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



## 3) 入力内容確認 ^

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

初回一部業務取下 入力内容確認画面

次の内容をご自身の希望内容に変更します。  
よろしければ、画面下部の戻るボタンをクリックしてください。

各業種名称  
貴自治体から認定を受けている測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

選択	番号	業務	業種
<input type="checkbox"/>	1	測量	測量一般
<input type="checkbox"/>	2		地図の複製
<input type="checkbox"/>	3		航空測量
<input type="checkbox"/>	4	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般
<input type="checkbox"/>	5		造園
<input type="checkbox"/>	6		構造
<input type="checkbox"/>	7		給排水
<input type="checkbox"/>	8		衛生
<input type="checkbox"/>	9		電気
<input type="checkbox"/>	10		建築地盤
<input type="checkbox"/>	11		機械設備地盤
<input type="checkbox"/>	12		電気設備地盤
<input type="checkbox"/>	13		調査
<input type="checkbox"/>	14	地質調査業務	地質調査
<input type="checkbox"/>	15	建築関係コンサルタント業務	土地調査
<input type="checkbox"/>	16		土地評価

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

(途中画面省略)

業者基本情報

法人又は名称等

01 法人・個人の名前 〇法人

02 法人又は名称(フリガナ) シンキョウフロンティア

03 法人又は名称(漢字等) シンキョウフロンティア

04 代表者名(漢字等) 杉本 浩司

05 郵便番号(または営業所<単位>) 80-8000

06 申請事務担当名

姓(漢字) 中野 浩司

氏名(カナ等) 中野 浩司

電話番号 03-6300-8000

FAX番号 03-6300-1111

Eメールアドレス nakano@shinkyofrontier.jp

コメント

1) 入力内容にご自身で変更ができません。  
別画面へ、追加の確認

戻る 送信

②入力内容の修正が必要な場合は、  
「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

印刷

一部業務取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号: N000048666662022051025

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送する上での表紙になります。

分類区分 : コンサル  
 企業ID : 6666666666  
 申請又は企業名称 : 新発案者C  
 審議先電話番号 : 000-0000-0000  
 e-MAIL : email@est.co.jp

申請先自治体へ送信が完了しました。  
 複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
 再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体 記  
 広島県 三原市

戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**一部業務取下 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

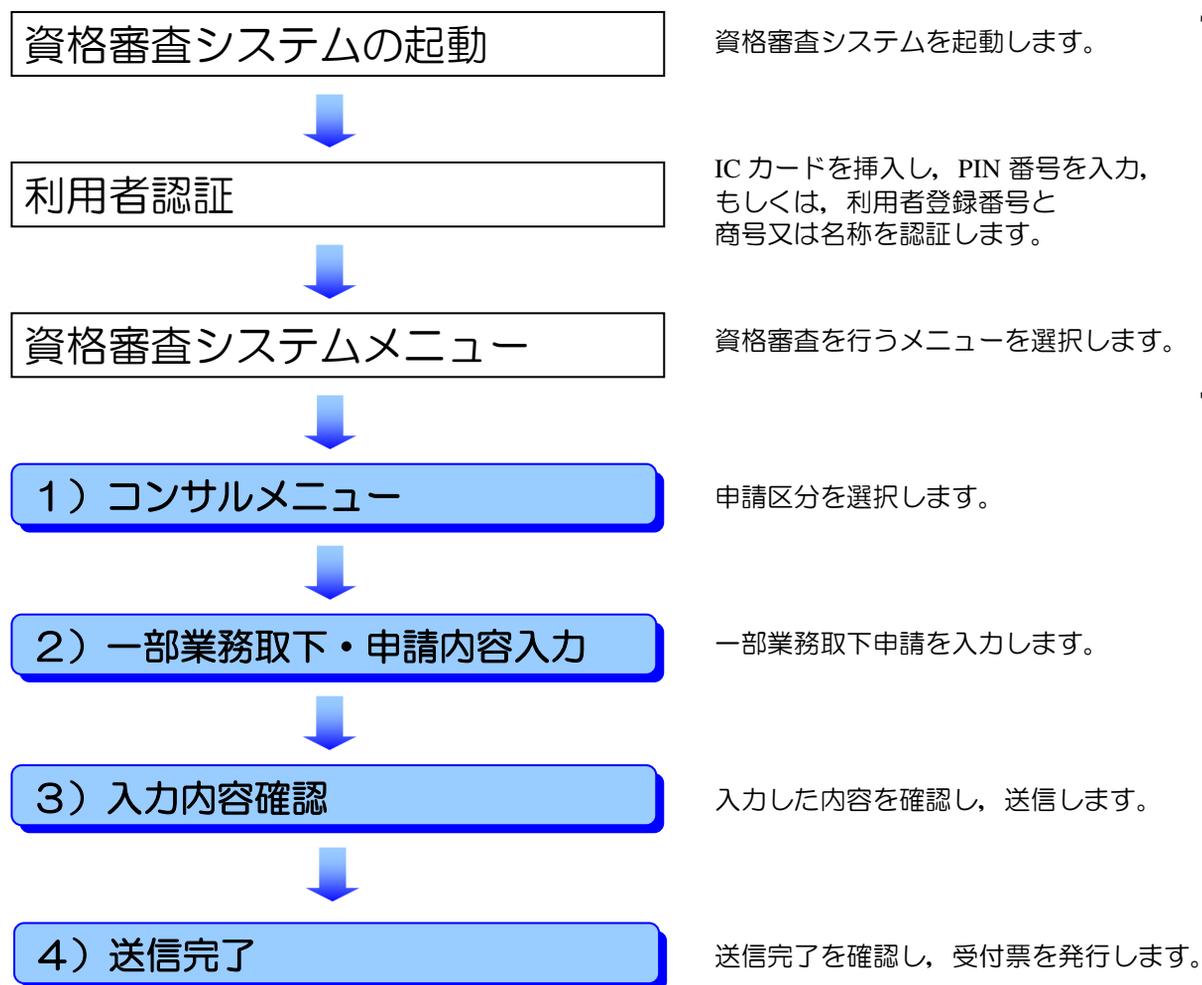


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 - 2.2 一部業務取下申請【一般ユーザ】

一部業務取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている業務の中から、認定取下を行う業務を選択して申請します。

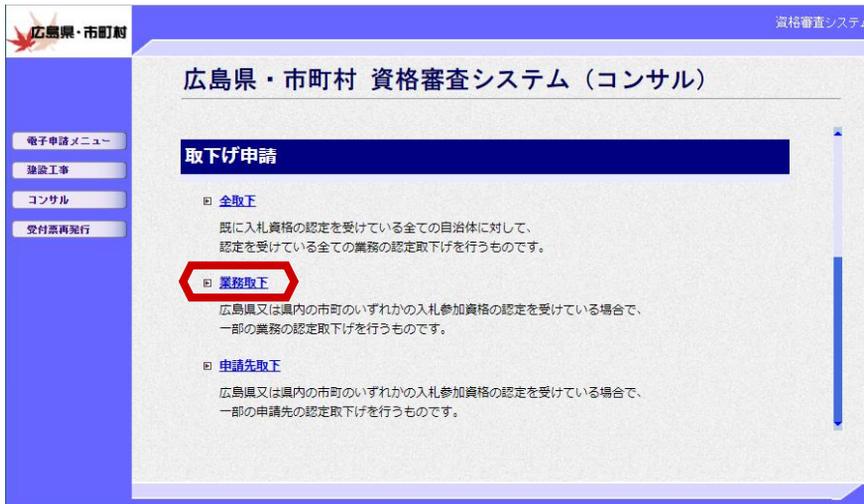
### ◆操作の流れ



2章  
共通操作  
参照

## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



「業務取下」をクリックします。



「業務取下」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 一部業務取下・申請内容入力 [^](#)

## 2) 一部業務取下・申請内容入力

一部業務取下を行う業務を選択します。

一部業務取下 申請入力画面  
入力開始時刻は15:20:13です。

取下げ業務一覧

選択	番号	業務
<input type="checkbox"/>	1	測量
<input type="checkbox"/>	2	測量一般
<input type="checkbox"/>	3	地回の調査
<input type="checkbox"/>	4	航空測量
<input type="checkbox"/>	5	縮尺図
<input type="checkbox"/>	6	衛生
<input type="checkbox"/>	7	電気
<input type="checkbox"/>	8	補償関係コンサルタント業務
<input type="checkbox"/>	9	土地調査
<input type="checkbox"/>	10	土地評価
<input type="checkbox"/>	11	物件
<input type="checkbox"/>	12	土木関係建設コンサルタント業務
<input type="checkbox"/>	13	河川・砂防及び海岸・海洋
<input type="checkbox"/>	14	港湾・空港
<input type="checkbox"/>	15	電力土木
<input type="checkbox"/>	16	不動産鑑定
<input type="checkbox"/>	17	登記手続等
<input type="checkbox"/>	18	その他

業者基本情報

01 法人・個人の区分  法人  個人  
(必須)

02 商号又は名称(フリガナ)  20文字以内、必須

03 商号又は名称(漢字等)  漢字・カタカナ、50文字以内、必須

04 代表者氏名(漢字等)  代表 次郎  
姓角、30文字以内、必須

05 郵便番号(主たる営業所<本店>)  〒00000000 (半角数字、合計7文字)

06 申請事務担当者

部署名(漢字等)  申請部署  
姓角、30文字以内、必須

氏名(漢字等)  申請 次郎  
姓角、30文字以内、必須

電話番号  000-000-0000  
半角数字、合計16文字以内、必須

FAX番号  000-000-1000  
半角数字、合計16文字以内、必須

Eメールアドレス  example@prefet.co.jp  
半角英数字45文字以内、必須

コメント  以下の項目について取消を申請します。  
姓角256文字以内、必須

次へ

①認定を取下げする業務に、チェックを付けます。

②コメント入力欄に取下内容について入力します。  
例：認定済の資格のうち、次の業務の資格をすべて取り下げます。  
河川・砂防、道路、都市計画・地方計画

③「次へ」をクリックします。



「取下げ業務一覧」は、認定済みの業務を表示します。  
認定取下げを行う業務にチェックを付けてください。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」をクリックすると、全ての業務を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての業務の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

この内容をすべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各項目が承認を受けている履歴・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

選択	番号	業種	業種
<input type="checkbox"/>	1	測量	測量一般
<input type="checkbox"/>	2		航空測量
<input type="checkbox"/>	3	建築関係建設コンサルタント業務	構造
<input type="checkbox"/>	4		建築補修

(途中画面省略)

業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人の区分  法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキキョウリン

03 商号又は名称(漢字等) (株)新機業者C

04 代表者氏名(漢字等) 広島 隆一郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 537-0032

■ 申請事務担当者事項

06 申請事務担当者	部署名(漢字等)	営業部
	氏名(漢字等)	申請 次郎
	電話番号	000-000-0001
	FAX番号	000-000-0002
	Eメールアドレス	ei.gro@er.in.co.jp

コメント

「印刷」ボタンをクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。  
「申請とりやめ」ボタンをクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

戻る 送信

①画面をスクロールして、  
内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な  
場合は、「戻る」をクリックし、  
各入力画面に戻り入力し直し  
ます。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

① 印刷

一部業務取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号：F000133666662022042906

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙に必要があります。

分野区分 : コンサル  
企業ID : 6666666666  
商号又は企業名称 : 新規興業C  
連絡先電話番号 : 000-000-0003  
e-MAIL : test003@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体で○で囲んでください。  
□次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市

② 戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**一部業務取下 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。



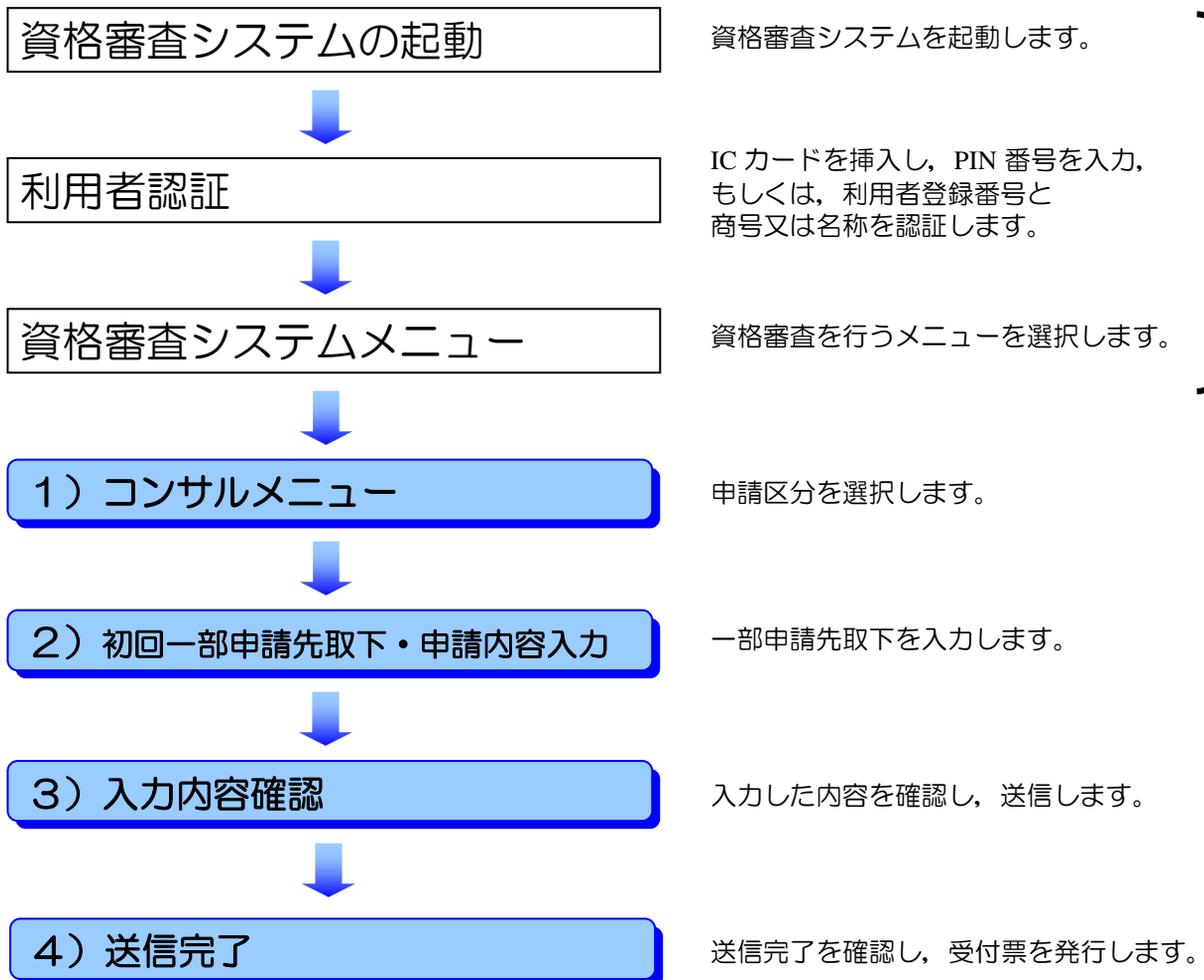
注意

この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 - 3.1 一部申請先取下申請【初回ユーザ】

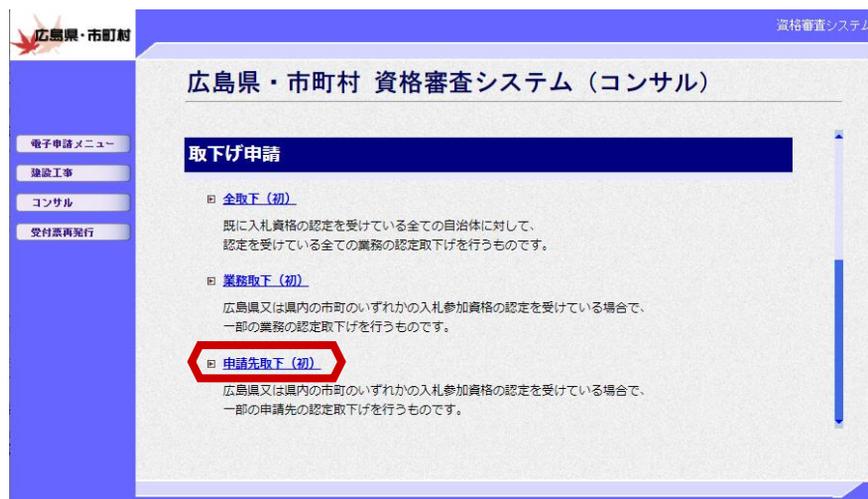
一部申請先取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている自治体の中から、認定取下を行う自治体を選択して申請します。

### ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



「申請先取下 (初)」をクリックします。



「申請先取下 (初)」は、初回ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 初回一部申請先取下・申請内容入力 [^](#)

## 2) 初回申請先取下・申請内容入力

一部申請先取下申請を入力します。

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③コメント入力欄に取下内容について入力します。  
例：〇〇市から認定いただいている資格をすべて取り下げます。

④「次へ」をクリックします。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



## 3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

初回一部申請先取下 入力内容確認画面

次の内容すべての希望提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の送信ボタンをクリックしてください。

各登録者様  
貴府会体から認定を受けている測量・建築コンサルタント等業務に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

**業者基本情報**

01 法人・個人の区分	0:法人
02 商号又は名称(フリガナ)	シンキョウケンヤ
03 商号又は名称(漢字等)	(特) 新規業種C
04 代表者氏名(漢字等)	広島 次郎
05 郵便番号(主たる営業所<本店>)	537-0050

**申請事務担当者事項**

06 申請事務担当者	部署名(漢字等)	申請部署
	氏名(漢字等)	申請 次郎
	電話番号	000-000-0001
	FAX番号	
	Eメールアドレス	test001@est.co.jp

**コメント**

(申請・届出の内容を簡単に記入してください。  
記入例を初画面表示しますので必要に応じて修正してください。)  
※内容・入力内容が間違っていないか資格をすべて取り下げます。  
なお、当社は初回ユーザであり、このほかVCP等、△△△からVCPの業務の資格認定をいただいています。

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

4) 送信完了 へ

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

広島県・市町村

資格審査システム

一部申請先取下げ申請 送信完了 兼 受付票画面

① 印刷

受付番号: 00000476666662022050601

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙にすることがあります。

分野区分 : コンサル  
企業ID : 6666666666  
商号又は企業名称 : 新規業者C  
連絡先電話番号 : 222-2222-2222  
e-MAIL : shinseiEmail@test.co.jp

申請先自治体に送信が完了しました。  
複数枚ある場合、全て持参又は郵送対象となります。  
再申請の場合、受付票を再度提出する必要があります。

提出先自治体一覧  
府中市

② 戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**一部申請先取下げ 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。

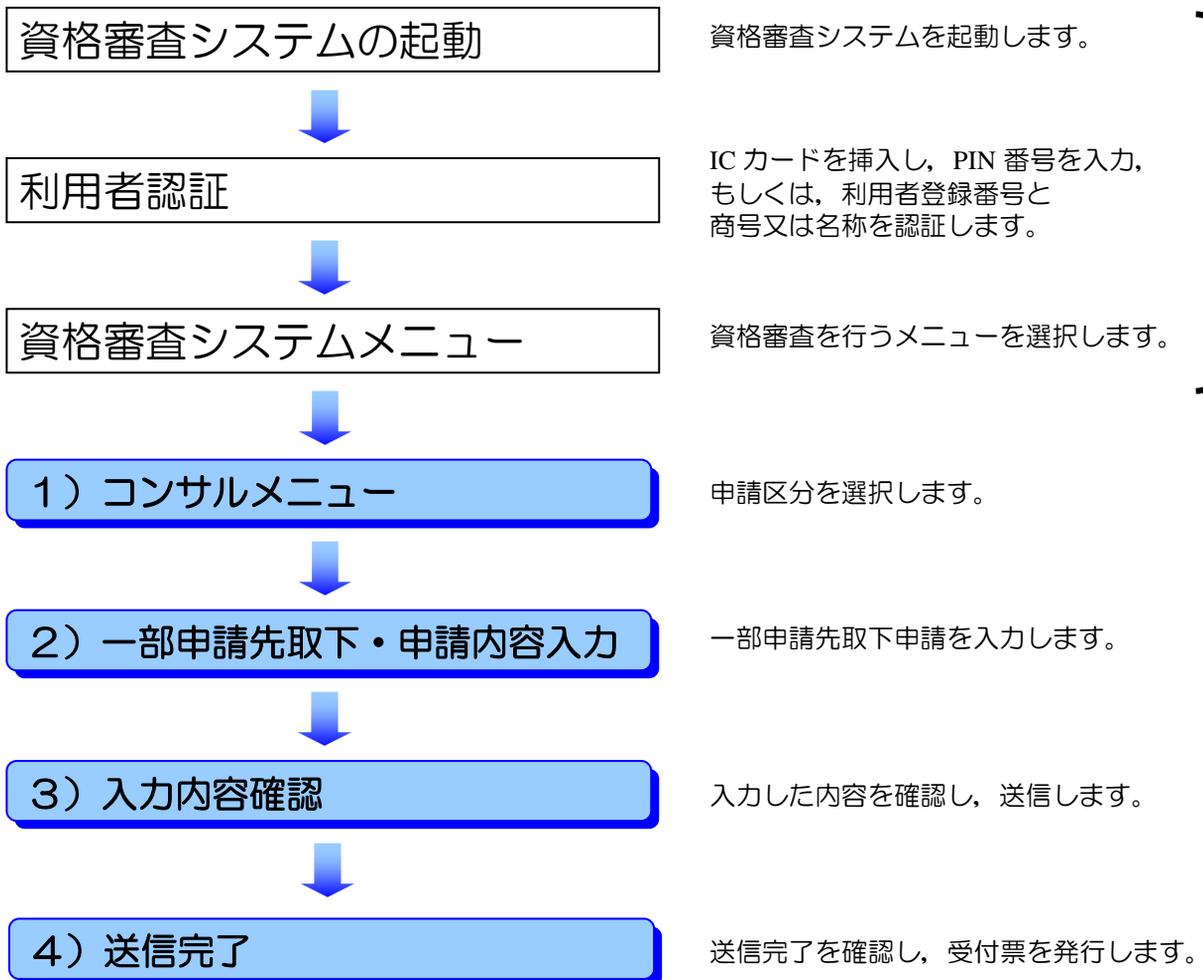


この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

## 5 - 3.2 一部申請先取下申請【一般ユーザ】

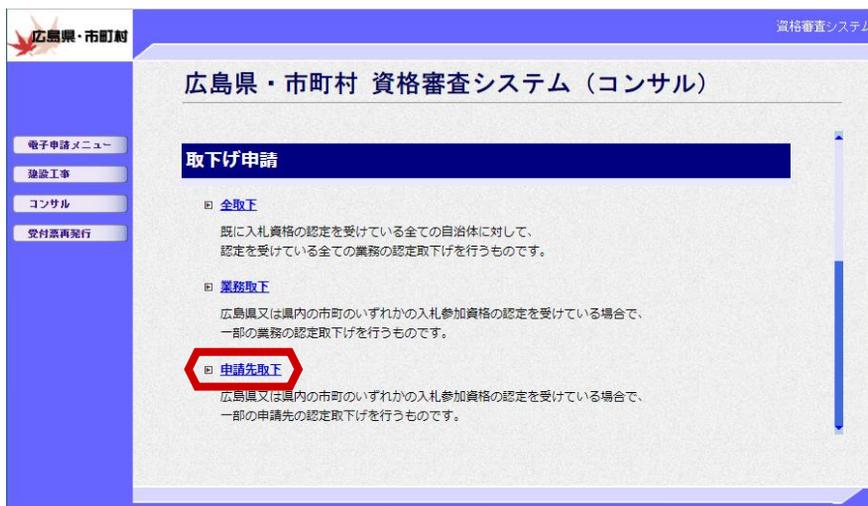
一部申請先取下申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。入札参加資格認定を受けている自治体の中から、認定取下げを行う自治体を選択して申請します。

### ◆操作の流れ



## 1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。



「申請先取下」をクリックします。



「申請先取下」は、一般ユーザで常時画面に表示されます。

各申請区分のリンクの下に、説明文を表示します。



## 2) 一部申請先取下・申請内容入力 ^

## 2) 一部申請先取下・申請内容入力

一部申請先取下申請を入力します。

①提出する自治体にチェックを付けます。

②申請書情報を入力します。画面をスクロールして、必要事項を入力してください。

③コメント入力欄に取下内容について入力します。  
例：〇〇市から認定いただいている資格をすべて取り下げます。

④「次へ」をクリックします。

「時間延長」をクリックすると、画面を再表示します。

ただし、エラーチェックは行われません。

「全選択」をクリックすると、全ての自治体を選択します。

「全解除」をクリックすると、全ての自治体の選択状態を解除します。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。

## 3) 入力内容確認 へ

### 3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

印刷

申請取りやめ

資格審査システム

#### 一部申請先取下 入力内容確認画面

次の内容すべてが申請書提出先に送信します。  
よろしければ、画面下部の戻るボタンをクリックしてください。

各業種登録  
審査合格から認定を受けている企業・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を取り下げたいので届け出ます。

#### 取下げ自治体一覧

自治体			
<input type="checkbox"/>	広島県	<input type="checkbox"/>	広島市
<input type="checkbox"/>	竹原市	<input type="checkbox"/>	三原市
<input type="checkbox"/>	尾道市	<input type="checkbox"/>	福山市
<input type="checkbox"/>	府中市	<input type="checkbox"/>	三次市

#### 業者基本情報

■ 商号又は名称等

01 法人・個人区分  法人

02 商号又は名称(フリガナ) シンキョウシャ

03 商号又は名称(漢字等) 新機業種C

04 代表者氏名(漢字等) 代表 太郎

05 郵便番号(主たる営業所<本店>) 100-0000

■ 申請事務担当者等

06 申請事務担当者

部署名(漢字等)	申請部署
氏名(漢字等)	申請 太郎
電話番号	000-000-0000
FAX番号	000-000-1000
Eメールアドレス	test01@test.co.jp

#### コメント

以下の項目について取扱いを申請します。

戻る 送信

①画面をスクロールして、内容の確認を行います。

②入力内容の修正が必要な場合は、「戻る」をクリックし、各入力画面に戻り入力し直します。

③「送信」をクリックします。

「印刷」をクリックすると、現在の入力内容のプレビュー画面が起動します。

「申請とりやめ」をクリックすると、前画面(コンサルメニュー画面)に戻ります。



### 4) 送信完了 ^

## 4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

① 印刷

一部申請先取下申請 送信完了 兼 受付票画面

受付番号 : G00016066666622042907

この画面は、印刷・コピーして申請窓口へ資料を持参又は郵送するときの表紙に必要があります。

分野区分	: コンサル
企業ID	: 6666666666
役号又は企業名称	: 新規業者C
連絡先電話番号	: 000-000-0003
e-MAIL	: test003@test.co.jp

申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。  
 □次の○で囲んだ自治体の県税又は市町税については、納税義務はありません。  
 広島県 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市

② 戻る

申請先自治体に送信が完了した場合は、**一部申請先取下 送信完了 兼 受付票**画面が表示されます。

①「印刷」をクリックして受付票を印刷します。

②印刷後、「戻る」をクリックすると、コンサルメニュー画面に戻ります。



この画面から印刷した受付票は、各申請先自治体への郵送資料の表紙になります。印刷不良等の場合は、資格審査システムメニュー画面で「受付票再発行」をクリックし、再印刷することができます。

5章 利用者登録番号再発行

# 1 利用者登録番号再発行申請

利用者登録番号再発行申請を行う場合は、以下の画面の流れに沿って手続きを行います。  
再発行申請を行うと、メールが代表メールアドレス宛に届きます。  
届いたメールに記載された再発行キーを、利用者登録番号再発行申請画面に入力してください。  
※再発行キーの有効期限は30分以内です。

## ◆操作の流れ

(事前準備) 代表メールアドレスの確認

電子入札システムのICカード利用者登録時に入力された「代表窓口情報」の「連絡先メールアドレス」を確認してください。

1) 代表メールアドレスの入力

利用者登録番号 再発行申請画面より、代表者メールアドレスを入力し、「送信」ボタンを選択します。

2) 再発行キーの入力

届いたメールに記載された再発行キーを入力し、「再発行」ボタンを選択します。

3) 利用者登録番号再発行完了

利用者登録番号 再発行完了画面から利用者登録番号を確認します。

## 1) 代表メールアドレスの入力

代表メールアドレスを入力します。

①代表メールアドレスを入力します。

②「送信」ボタンをクリックします。

メールの受信ボックスを確認して、“利用者登録番号再発行の更新のお知らせ”メールを開きます。

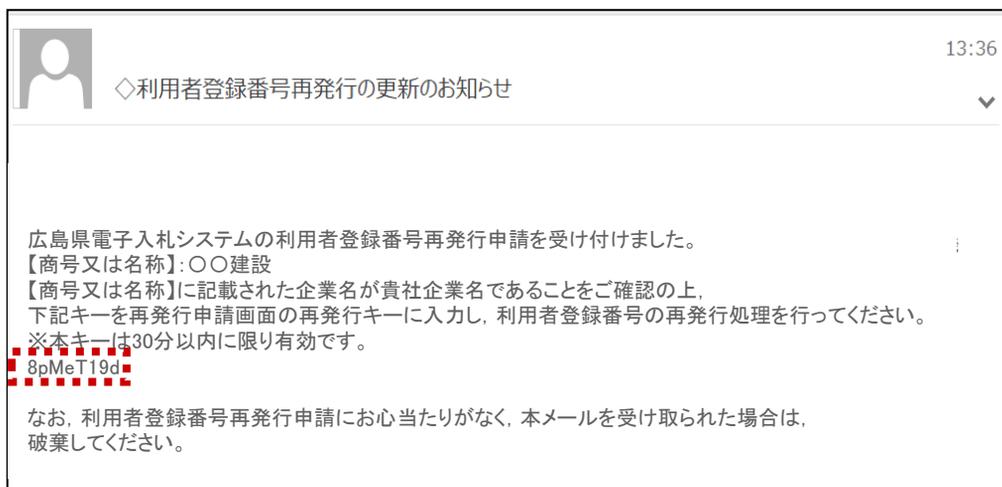


### 代表メールアドレスについて

代表メールアドレスは完全一致で検索します。  
利用者登録時に登録したアドレスを正しく入力してください。

利用者登録番号 再発行申請画面を開いた状態で、メールの受信ボックスを確認してください。

例) 利用者登録番号再発行の更新のお知らせメール



③メールに記載された【商号又は名称】が正しいことを確認し、再発行キーを利用者登録番号再発行申請画面に入力してください。



2) 再発行キーの入力 へ

## 2) 再発行キーの入力

再発行キーを入力します。

利用者登録番号 再発行申請

1. 代表者メールアドレスを入力し、送信ボタンを押下してください。  
再発行キーをメール通知します。

- ・電子入札システムでのICカード利用者登録時に入力された「代表窓口情報」の「連絡先メールアドレス」を入力してください。
- ・上記以外のメールアドレスを入力した場合は、再発行メールは通知されません。

testMail@test.co.jp

2. 受信したメールの再発行キーを入力して、再発行ボタンを押下してください。

- ・再発行キーの有効期限は30分です。
- ・再発行キーを3回間違えた場合は、発行された再発行キーは使用不可となります。

① ②

①再発行キーを入力します。

②「再発行」ボタンをクリックします。



### 再発行キーについて

再発行キーの有効期限は30分以内になります。  
3回間違えた場合、発行された再発行キーは使用不可となります。



## 3) 利用者登録番号再発行完了 ^

### 3) 利用者登録番号再発行完了

利用者登録番号 再発行完了画面から利用者登録番号を確認します。

広島県・市町村

資格審査システム

#### 利用者登録番号 再発行完了画面

基本情報に変更がある場合は、変更届を提出してください。

■ 基本情報	
O1 高号又は名称	〇〇建設
O2 住所	広島県広島市蓮井町〇-1
O3 代表者氏名	代表 太郎 名義 花子
O4 システムで使用するICカードの名義人	

利用者登録番号:1335577991

※印刷ボタンを押下してください。

印刷

閉じる

①利用者登録番号 再発行完了画面を開き、利用者登録番号を確認します。

②「印刷」をクリックして利用者登録番号を印刷します。

③印刷後、「閉じる」をクリックすると、利用者登録番号 再発行完了画面を閉じます。



表示された内容に変更がある場合について  
資格審査受付システムにて変更届の提出が必要です。

以上で、再発行申請の手続きは完了となります。

※画面に表示された、利用者登録番号の控えを保存してください。